

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月30日
【計算期間】	第15期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）
【ファンド名】	S & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20・THEAM・イージーUCITS・ETF (S&P GSCI® Energy & Metals Capped Component 35/20 THEAM Easy UCITS ETF)
【発行者名】	BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク (BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg)
【代表者の役職氏名】	チーフ・エグゼクティブ・オフィサー ステファン・ブルネ (Stéphane Brunet, Chief Executive Officer)
【本店の所在の場所】	ルクセンブルク大公国、ルクセンブルクL-2540、エドワード・スタイクン通り10番 (10 rue Edward Steichen, L-2540 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 清水 啓子
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 伊藤 昌夫
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	03-6889-7000
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

（注1）別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「米ドル」又は「ドル」又は「\$」は米国の法定通貨を指す。日本円への換算は、別段の記載がある場合を除き、株式会社三菱UFJ銀行が公表した2020年5月29日現在における対顧客電信直物売買相場の仲値である1米ドル＝107.53円の換算率で行われている。

（注2）別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ユーロ」又は「€」は欧州連合の法定通貨を指す。日本円への換算は、別段の記載がある場合を除き、株式会社三菱UFJ銀行が公表した2020年5月29日現在における対顧客電信直物売買相場の仲値である1ユーロ＝119.13円の換算率で行われている。

（注3）当ファンドは、2004年12月30日（当ファンド約款の締結日）にイージーETF - G S C I® (Easy ETF - GSCI®)という名称で存続期間を無期限としてルクセンブルクにおいて組成された。当ファンドは、2010年1月18日にイージーETF S & P G S C I 商品指数™キャップド・コモディティ35/20に名称を変更し、2014年5月30日にS & P G S C I 商品指数®キャップド・コンポーネント35/20・THEAM・イージーUCITS・ETFに名称を変更し、2015年12月14日にS & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20・THEAM・イージーUCITS・ETFに名称を変更した。

（注4）本書においては、文脈により他の解釈を必要としない限り、次の用語は以下に定められた意味を有するものとする。

認定参加者	監督機関が行使するブルーデンシャル規制及び適用あるルクセンブルクの基準と同等のマネーロンダリング防止を目的とする規則に服す金融機関で、当ファンドとの間の契約により、本受益証券の発行市場においてその申込み及び買戻請求を行う権限を付与された金融機関をいう。
ベンチマーク指数	当ファンドのベンチマーク指数であるS&P GSCI® Energy & Metals Capped Component 35/20 Total Return Index (Bloomberg: SPGCNCT) (S & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20トータル・リターン指数) (ブルームバーグ: SPGCNCT) をいう。
ベンチマーク登録簿	規則2016/1011の第36条に従ってESMA（欧州証券市場監督局）が保有するベンチマーク・アドミニストレーターの登録等をいう。
クラスA米ドル建受益証券	当ファンドのクラスA米ドル建受益証券（ISINコード：LU0203243844）をいう。

対象商品先物契約	取引所等において又は取引所等を通じて、商品の価格に基づいて取引される契約をいう。
契約期日	対象商品先物契約が取引される取引所等により、当該対象商品先物契約が失効するか、又は引渡し若しくは決済が行われる若しくはその日の後に又はその期間になされるものとして指定された日又は期間をいう。契約期日は、特定の限月であってもよいが、それを要求されない。
契約生産量ウェイト	各指定商品先物契約について、世界の生産量及び取引量に基づく金額をいう。但し、S & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20の構成を計算する際には、将来の指数構成の一部である対象商品先物契約の契約生産量ウェイトは、かかる将来の指数構成に基づいて決定される。最終的な契約生産量ウェイトは、小数点以下8位を四捨五入する。
通達08/356	C S S Fが2008年6月4日に公布した、譲渡性のある有価証券及び短期金融商品に基づく一定の手法及び商品を使用する際の集团的投資手段に適用可能な規則に関する通達をいう。本文書は、C S S Fのウェブサイトにおいて入手可能である（www.cssf.lu）。
通達14/592	E S M Aガイドライン2014/937に関して公布されたE T F及びその他のU C I T Sの銘柄に関するE S M Aガイドラインに係るC S S F通達14/592をいう。
C S S F	ルクセンブルクにおける金融部門の監督機関であるルクセンブルク金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）をいう。
本保管受託銀行	B N Pパリバ・セキュリティーズ・サービス、ルクセンブルク支店（BNP Paribas Securities Services, Luxembourg Branch）をいう。
指定商品先物契約	本書に記載する適格基準に基づき、特定のS & P G S C I 期間にS & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20に組み入れられている特定の対象商品先物契約をいう。「指定商品先物契約」を言及した場合には、当該対象商品先物契約に係る全ての指定商品先物契約期日を含む。
指定商品先物契約期日	スタンダード&プアーズが、その方針委員会と協議の上、S & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20に組み入れるよう指定した指定商品先物契約に係る契約期日をいう。
指令78/660	企業の一定の形式の年次決算に関する1978年7月25日欧州理事会指令78/660/E E C（その後の改正を含む。）をいう。
指令83/349	連結決算に関する1983年6月13日欧州理事会指令83/349/E E C（その後の改正を含む。）をいう。
指令2004/39	M i F I D（金融商品市場指令） ：金融商品市場に関する2004年4月21日欧州理事会指令2004/39/E C（その後の改正を含む。）をいう。
E C指令 （2009/65/E C）	譲渡性のある有価証券を投資対象とする集团的投資手段（U C I T S IV）に係る法規、規制及び監督上の規定の調整に関する2009年7月13日付の欧州議会及び理事会指令2009/65/E C（指令2014/91による改正を含む。）をいう。
指令2011/16	課税分野における行政当局間の協力に関する2011年2月15日欧州理事会指令2011/16/E Uをいう（指令2014/107による改正を含む。）。
指令2014/91	指令2009/65を改正する、譲渡性のある有価証券を投資対象とする集团的投資手段（U C I T S）に係る法律、規制及び行政規定（保管機能、報酬方針及び制裁（U C I T S V）に関するもの）の調整に関する欧州議会及び理事会指令2014/91/E Uをいう。
指令2014/107	指令2011/16を改正する、課税分野における強制的な自動情報交換（A E O I）に関する2014年12月9日欧州理事会指令2014/107/E Uをいう。
E P M手法	後記「第一部 ファンド情報－第1 ファンドの状況－2 投資方針－（1） 投資方針－② 金融デリバティブ商品に対する投資及び手法」に定めた効率的なポートフォリオ管理の手法をいう。
E S M A	欧州証券市場監督局（European Securities and Markets Authority）をいう。
E S M Aガイドライン/ 2011/112	E S M Aが2011年4月14日に公表した、一定の組成済U C I T Sに係るリスク管理及び総リスクの算出に関する規制当局及びU C I T S管理会社に対するガイドラインをいう。本文書は、E S M Aのウェブサイトにおいて入手可能である（www.esma.europa.eu）。
E S M Aガイドライン 2014/937	E T F及びその他のU C I T Sの銘柄に関する2014年8月1日付E S M Aガイドライン2014/937をいう。
E U	欧州連合をいう。
ユーロ	欧州連合条約に従って統一通貨を採択しているE U加盟国の通貨をいう。

当ファンド	S & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20・THE AM・イー ジーUCITS・ETFをいう。
企業グループ	連結財務諸表に関する1983年6月13日付のEC指令83/349/EC又は国際的に認められた会計規則に従い 連結財務諸表を作成することが要求される同一のグループに属する会社をいう。
気配純資産価額	当ファンド約款に定められる算式に従って、ベンチマーク指数の各更新時において各取引日に関係証券取引 所により計算され公表される純資産価額をいう。
機関投資家	2010年法第174条における適格機関投資家の要件を満たす投資家をいう。
KIID	投資家向け重要情報を記載した書面
1933年法	1933年米国証券法（その後の改正を含む。）をいう。
1940年法	1940年投資会社法（その後の改正を含む。）をいう。
2010年法	集团的投資手段に関する2010年12月17日法（その後の改正を含む。）をいう。
ルクセンブルク	ルクセンブルク大公国をいう。
本管理会社	BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルクをいう。
当ファンド約款	有効な直近の当ファンドの約款（management regulations）をいう。
マネージャー	BNPパリバ・アセットマネジメント・フランス（BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT France）をいう。
マーケット・メーカー	関係証券取引所の取引参加者であり、マーケットメイキングの契約を締結している金融機関又は関係証券取 引所にそのように登録されている金融機関をいう。
EU加盟国	EUの加盟国をいう。欧州経済領域（European Economic Area）創設協定の参加国（EU加盟国を除く。） は、同協定及びその関連法の定める制限に従い、EU加盟国と同等であるとみなす。
メモリアル紙	メモリアル・C・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン（Mémorial C, Recueil des Sociétés et Associations）をいう。
短期金融商品	短期金融市場において通常取引されている商品であって、流動性があり、その価額をいつでも正確に決定す ることが可能であるものをいう。
純資産価額	各取引日に計算される純資産価額をいう。
OECD	経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development）をいう。
その他の報酬	純資産価額が計算される度に各取引日に計算され、その月において計上される報酬をいう。当該報酬は、サ ブファンド、受益証券の分類毎、受益証券のクラス毎の純資産から月毎に後払いされる。当該報酬の対象 は、一般的な資産管理費用（本保管受託銀行の報酬）、日々の管理費用（純資産価額の計算、記録・記帳、 受益者への通知、受益者が法律上必要とする書面の提供・印刷、証明書発行、監査費用等）であり、委託売 買手数料、預託財産と関係しない取引手数料、取締役報酬、利息及び銀行手数料、臨時費用、欧州市場イン フラ規則（European Market Infrastructure Regulation (EMIR)）等の規制上の要件に関する報告費用及びル クセンブルクにおける申込税並びにその他特定の外国の税金及びその他当局による過料は対象外である。
他の規制市場	定期的に運営される、公認かつ公開の規制市場であって、以下の全てに該当する市場をいい、東京証券取引 所を含む。 (i) 以下の全ての基準を満たす市場であること。 流動性、多数者間での注文照合（単一の価格を設定するための需要と供給の一般的照合）及び透明性 （注文が実際にその時点の条件で履行されていることを確認するために取引を追跡することを可能と する最大限の情報の開示） (ii) 有価証券が比較的固定された間隔で取引される市場であること。 (iii) 国若しくは国により権限が与えられた公的機関、又はかかる国若しくは公的機関により認められた他 の団体（専門機関など）により認められていること。 (iv) 取引される有価証券が一般に利用可能であること。
EU非加盟国等	EU加盟国ではないヨーロッパ諸国、並びにアメリカ大陸、アフリカ、アジア、オーストラリア及びオセア ニアの国をいう。
主たる支払事務代行会社	BNPパリバ・セキュリティーズ・サービス、ルクセンブルク支店をいう。

本プロスペクタス	有効な直近のプロスペクタス（その後の補足及び修正を含む。）をいい、本管理会社において入手可能である。プロスペクタスは、C S S Fが要求し、承認する募集用の書類であり、投資家が勧誘された投資に関して十分な情報を得た上で判断することを可能にするために必要で、法律上要求されている情報（特にファンドのリスク情報を容易に理解することができる説明）を記載している。本プロスペクタスの本書の日付現在の主要な内容は、本書に記載されている。
基準通貨	当ファンドの基準通貨、すなわち米ドル又は本管理会社が選択する他の通貨（その場合、本プロスペクタスがそれに応じて変更される。）をいう。
登録・名義書換 事務代行会社	BNPパリバ・セキュリティーズ・サービス、ルクセンブルク支店をいう。
規制市場	金融商品市場に関する2004年4月21日付の欧州議会及び理事会指令2004/39/EC（その後の改正を含む。）に定める規制市場、又は欧州経済領域（EEA）に設定され、規制を受け、定期的に運営され、かつ一般に認識され、公開されているその他の市場をいう。
規則2015/2365	証券金融取引及び再使用の透明性に関する欧州議会及び理事会の2015年11月25日付の規則（EU）2015/2365並びに修正規則（EU）648/2012（SFTTR）をいう。
規則2016/679	個人情報の処理における自然人の保護及びかかる情報の自由な移動に関する欧州議会及び理事会の2016年4月27日付の規則（EU）2016/679並びに撤廃指令95/46/EC（一般データ保護規則（以下「GDPR」という。））をいう。
規則2016/1011	金融商品及び金融契約において又は投資ファンドの業績を測定するためにベンチマークとして用いられるインデックスに関する欧州議会及び理事会の2016年6月8日付の規則（EU）2016/1011をいう。
関係証券取引所	当ファンドの本受益証券が上場されている又は上場される市場、すなわち、本書の日付現在においては、NYSEユーロネクスト、SWXスイス証券取引所、ドイツ証券取引所及び東京証券取引所をいう。
RESA	会社公告集（Recueil Electronique des Sociétés et Associations）をいう。
米国居住者	以下に掲げる者を意味する。 a. 米国居住の自然人 b. 米国法に基づき設立されたパートナーシップ又は会社 c. 遺言執行者又は遺産管理人が米国人である財団 d. 受託者が米国人である信託 e. 米国所在の外国法人の代理店又は支店 f. 米国人の利益又は勘定のためにディーラー又はその他の受託者が保有する非一任勘定又は類似の勘定（財団又は信託を除く。） g. 米国で設立され又は（個人の場合）米国に居住するディーラー又はその他の受託者が保有する一任勘定又は類似の勘定（財団又は信託を除く。）。ディーラー又はその他の専門受託者が外国私的アドバイザー又はプライベートファンド・アドバイザーの免除規定に依拠する投資顧問の関係者であり、かつ、米国で設立されておらず又は（個人の場合）米国に居住していない場合には、投資顧問法上でのみ、米国人の利益のためにディーラー又はその他の専門受託者が保有する一任勘定又はその他の受託者勘定も米国人に含まれる。 h. 外国の法域の法律に基づき設立され、かつ証券法に基づく登録がなされていない有価証券に投資することを主な目的として米国人により設立されたパートナーシップ又は会社。但し、自然人、財団又は信託以外の適格投資家（証券法ルール第501（a）の定義による）が設立及び所有する場合はこの限りではない。
S & P G S C I 商品指数®	「S & P G S C I 商品指数」という商標名で知られるS & Pダウ・ジョーンズ・インデックス（S&P Dow Jones Indices）商品指数をいう。
S & P G S C I 営業日	ニューヨーク所在のスタンダード&プアーズの営業所が営業している日をいう。
S & P G S C I 商品指数® マニュアル	スタンダード&プアーズにより編纂され公表されたスタンダード&プアーズG S C I 商品指数に関する最新のマニュアルをいう。
S F T	証券金融取引をいう。
スタンダード&プアーズ	スタンダード&プアーズ、及びスタンダード&プアーズを支配し、その支配を受け、又は共通の支配を受ける関連会社をいう。
EU非加盟国	OECDの加盟国、ブラジル、中華人民共和国、インド、ロシア、シンガポール、南アフリカ及びその他G20に属するその他の国をいう。

取引日	(i) S & P G S C I 営業日 (S & P G S C I 商品指数®マニュアルに定義される。) であり、(ii) ペンチマーク指数に組み入れられている先物契約の全てが取引される取引所が営業し、当該契約が取引可能であり、かつ(iii) ルクセンブルクの銀行が一般的に営業している日をいう。
取引所等	特定の契約が取引される取引所、施設又はプラットフォームをいう。
譲渡性有価証券	以下のような、資本市場において譲渡性のある有価証券のクラス（支払手段を除く。）をいう。 － エクイティ並びにエクイティと同等の有価証券、パートナーシップ又はその他の実体、及びエクイティに関する預託証券 － 債券又はかかる有価証券に関する預託証券を含むその他の形態の証券化債券 － かかる譲渡性のある有価証券を取得若しくは売却する権利を与える又は譲渡性のある有価証券、通貨、金利若しくは利回り、商品若しくはその他のインデックス若しくは指標を参考に決定される資金決済が生じるその他の有価証券
TRS	トータル・リターン・スワップ: 参照資産（株式、株価指数、債券、銀行貸付金）に関する経済的パフォーマンス全体（利息及び手数料からの収益、値動きによる損益並びに貸倒損失を含む。）を、一方のカウンターパーティが他方のカウンターパーティに対して譲渡するデリバティブ契約をいう。 TRSは、原則として資金の拠出を伴わない（以下「未拠出TRS」という。）。トータル・リターンの受取人は、参照資産のトータル・リターンの対価として前払金を支払わない。これにより、両当事者が特定の資産に対するエクスポージャーをコスト効率のよい方法で取得できるようになる（かかる資産は追加費用を支払う必要なく保有することができる。）。 開始時の前払金の支払い（しばしば資産の市場価値に基づく。）を伴う場合、TRSはかかる参照資産のトータル・リターンの対価として資金が拠出されることもある（以下「拠出TRS」という。）。
東京証券取引所	株式会社東京証券取引所をいう。
東京証券取引所の取引時間	東京証券取引所が定める通常の取引時間をいう。
UCI	集团的投資手段をいう。
UCITS	譲渡性のある有価証券を投資対象とする集团的投資手段をいう。
本受益証券	当ファンドの各受益証券をいう。
本受益者	当ファンドの本受益証券の保有者をいう。
米ドル	アメリカ合衆国の通貨をいう。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① 当ファンドの基本的性格及び特色

当ファンド（旧名称：イージーETF－GSCI®又はイージーETF S&P GSCI商品指数™、イージーETF S&P GSCI商品指数™キャップド・コモディティ35/20及びS&P GSCI商品指数®キャップド・コンポーネント35/20・THEAM・イージーUCITS・ETF）は、2004年12月30日に、ルクセンブルク大公国の法律に基づき、オープンエンド型のミューチュアル・インベストメント・ファンド（共同投資ファンド「fonds commun de placement」）として設立された。当ファンドは、投資信託に関する2010年12月17日の法律（その後の改正を含め、以下「2010年法」という。）パートIに準拠して、2010年法に基づく有価証券その他の資産を共有する共有持分型の投資信託として組成されている。当ファンドは、ルクセンブルク商業登記所でK643番として登記されている。

当ファンドは、共同所有者（受益者）の利益のため、ルクセンブルク法に基づき設立されルクセンブルク大公国に登記上の事務所を置く会社である本管理会社、BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルクによって運営されている。

当ファンドの資産は、その保管事務は本保管受託銀行に委託され、本管理会社の資産とは分別管理される。

当ファンドの資産は、BNPパリバ・セキュリティーズ・サービス、ルクセンブルク支店（本保管受託銀行）により保管されている。

受益者、本管理会社及び本保管受託銀行のそれぞれの権利及び義務は、当ファンド約款により契約として定められている。

本受益証券を購入した者は誰でも本受益者となり、それにより当ファンド約款並びに本管理会社及び本保管受託銀行が承認したその一切の変更を遵守することに同意したこととなる。当ファンド約款及びその後の変更は全て、ルクセンブルク商業登記所に提出され、そこで写しの入手が可能である。かかる書類がルクセンブルク商業登記所に提出された場合はいつでも、会社公告集（Recueil Electronique des Sociétés et Associations）（以下「RESA」という。）に公告がなされる。

② 当ファンドの目的

当ファンドの目的は、ベンチマーク指数であるS&P GSCI® Energy & Metals Capped Component 35/20 Total Return Index (Bloomberg: SPGCNCT)（S&P GSCI商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20トータル・リターン指数）（ブルームバーグ：SPGCNCT）と同等のリターンを達成することにある。

S&P GSCI商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20 トータル・リターン指数の説明

A. 概要

S&P GSCI商品指数®は、商品市場における投資のためのベンチマークとして、かつ長期にわたる商品市場のパフォーマンスの指標として設計されたものである。S&P GSCI商品指数®はまた、市場参加者が容易に利用できる売買可能な指標として設計されている。これらの目的を達成するため、S&P GSCI商品指数®は主に、世界生産量加重ベースで計算され、活発で流動性のある先物市場の対象である主要な実物商品から構成されている。S&P GSCI商品指数に組み込むことができる契約の数に制限はない。本算出要領に記載される適格基準及びその他の条件を満たしたあらゆる契約を組み込むことができる。この特徴が、商品市場のパフォーマンスのベンチマークとして、世界経済の価格変動及びインフレーションの一般水準を反映するというS&P GSCI商品指数®の適性を高めている。S&P GSCI商品指数®は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス（S&P Dow Jones Indices）が計算、維持している。

S & P G S C I 商品指数®のS & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20版は、S & P G S C I 商品指数®の構成要素のウェイトとの継続性及びその比率を維持しつつ、U C I T S I V基準に合致することを意図している。上限設定のための手続は、以下の2つのルールにその順番で従う。

ルール1：構成要素のウェイト上限は1つのみ35%である。ウェイトの上限を超えた部分は、残りの構成要素内に比例配分する。

ルール1が実施された後には、ルール2が適用される。

ルール2：残りの構成要素のウェイトはいずれもその上限を20%とする。ウェイトの上限を超えた部分は、残りの構成要素に比例配分する。

上限設定の適用頻度：四半期毎

ベンチマーク指数は、本プロスペクタスの日付時点においてベンチマーク登録簿に登録されているベンチマーク指数アドミニストレーター（スタンダード&プアーズ）によって公表される。

本管理会社は、ベンチマーク指数が著しく変更されるか提供されなくなる場合又はベンチマーク指数アドミニストレーターがE S M Aに登録されない場合に取り措を設定した強固な計画書を作成し、維持している。これらの計画は、請求があれば本管理会社より無料で提供される。

B.構成要素

複数の構成要素があり、そのうち石油の構成要素にはその類似性を踏まえて複数の商品銘柄が含まれている。

S & P G S C I 商品指数®及びそれに対応する世界生産量のグループは、当初のウェイトを決定するために用いられている。

S & P G S C I キャップド・コンポーネント 構成要素
ブレント 軽油 R B O B ガソリン 灯油
天然ガス W T I
アルミニウム 銅 鉛 ニッケル 亜鉛
金 銀

2019年5月17日現在のS & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20の構成は、以下のとおりである。

商品銘柄	S & P G S C I キャップド・ コンポーネント 構成要素
銅	15.32%
W T I	15.79%
天然ガス	10.98%
金	14.17%
アルミニウム	12.63%
ブレント	11.54%

亜鉛	4.12%
軽油	3.54%
ニッケル	2.67%
鉛	2.27%
灯油	2.75%
RBOBガソリン	2.83%
銀	1.41%

C. 実施方法

上記ルール1によるウェイトの上限を超えた部分は、残りの指数構成要素に比例配分する。

ルール1が実施された後、ルール2における上限を超えた部分があった場合には、上限を超えた構成要素は調整され、上限を超えた部分は残りの指数構成要素に比例配分する。

これを適切に実施するため、契約生産量ウェイトは、各商品銘柄に割り当てられたウェイトに達するよう調整される。この調整プロセスは、S & P G S C I 商品指数®の指数構成要素との比例を保つために、各四半期の開始時と、主要なS & P G S C I 商品指数®に見直し、又は調整があり、あるいは、指数に新商品の追加・削除がある毎に行われる。

ベンチマーク指数に関する情報（ルールブック、ファクトシート等）は、ウェブサイト（<http://www.us.spindices.com>）において入手可能である。

D. 免責

当ファンドは、スタンダード&プアーズによって支援、支持、販売又は販売促進されるものではない。スタンダード&プアーズは、当ファンドの所有者又は一般の者に対して、証券一般若しくは当ファンドへの投資の適否について、又はS & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20が商品市場のパフォーマンスを適切に追跡できるか否かについて、明示的にも黙示的にも、表明又は保証するものではない。スタンダード&プアーズとマネージャー又は当ファンドとの唯一の関係は、スタンダード&プアーズの一定の商標及び商号並びにS & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20についての利用許諾である。S & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20は、マネージャー又は当ファンドに関係なく、スタンダード&プアーズにより決定及び構成され、スタンダード&プアーズ又はその代理人により計算される。スタンダード&プアーズは、S & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20に関する決定、構成及び計算において、マネージャー、当ファンド又は受益者のニーズを考慮に入れる義務を負わない。スタンダード&プアーズは、当ファンドの価格及び金額若しくは当ファンドの受益証券の発行若しくは販売の時期の決定、又は本受益証券1口当たりの買戻金額の決定若しくは計算に責任を負わず、また関与していない。スタンダード&プアーズは、当ファンドの管理、マーケティング又は取引に関する義務又は責任を負わない。

スタンダード&プアーズは、S & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20及びそれらに含まれるデータの正確性や完全性を保証するものではない。スタンダード&プアーズは、S & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20に含まれるいかなる誤り、欠落又は障害に対する一切の責任を負わないことを明示する。スタンダード&プアーズは、S & P G S C I 商品指数®又はそれらに含まれるデータの使用により、当ファンド、受益者又はその他の人や団体に生じた結果に対して、明示的にも黙示的にも保証しない。スタンダード&プアーズは、S & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20又はそれらに含まれるデータに関して、いかなる明示又は黙示の保証を行わず、商品性又は特定の目的若しくは利用への適合性の保証について責任を負わないことを明示する。以上のことに限らず、特別、懲罰的、間接的又は派生的損害賠償（逸失利益を含む。）については、仮にそのような損害賠償の可能性について事前に通知されていたとしても、スタンダード&プアーズが責任を負うことはない。

E. 権利の留保及び帰属

S & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20の算出要領は、スタンダード&プアーズが所有権を有しかつ所有しており、一つ又は複数の特許又は出願中の特許により保護されることもあり、スタンダード&プアーズからの使用許諾に基づき提供されている。S & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20は、スタンダード&プアーズの登録されたサービスマーク及び商標である。

（注）ベンチマーク指数の変更

特に以下に定める場合には、本管理会社は、ベンチマーク指数を商品セクターのパフォーマンスを示す新しい指数に変更し、かかる変更に従い当ファンドの名称を変更することが認められている。

- － 当該指数内での対象商品先物契約の構成比率が原因となり、当ファンドが投資制限に違反することになる場合、又は、本管理会社／本受益者の納税額に不利な影響が生じることになる場合
- － 当該指数が計算されなくなった場合
- － 当該指数が新規の指数に変更された場合
- － 商品市場のパフォーマンスをより正確に示す新たな指数が計算された場合
- － 当該指数を構成する対象商品先物契約に投資することが困難になった場合
- － 当該指数のライセンス契約が終了した場合（ライセンス費用の増加を本管理会社が受け入れなかった場合等）
- － 計算代理人による当該指数の計算及び／又は当該指数の情報の公表が、必要とされる水準に達していない場合
- － 投資方針を実行するために必要とされる運用手法及び運用商品が利用できなくなった場合

ベンチマーク指数の変更は、適用ある規則に基づき行われる。ベンチマーク指数の変更は、当ファンドの販売が行われている国において公表される。この場合、本プロスペクトスは当該変更に伴い変更される。

（２）【ファンドの沿革】

2004年12月30日	当ファンドの組成（当ファンド約款の締結日）
2005年1月12日	当ファンドの運営の開始（当ファンドの運営開始日）
2005年5月17日	クラスAユーロ建受益証券（ヘッジ無し）のドイツ証券取引所（フランクフルト証券取引所）への上場
2005年5月31日	クラスA米ドル建受益証券のスイス証券取引所（SWX）への上場
2005年11月28日	当ファンド約款の変更
2006年2月15日	当ファンド約款の変更
2007年8月13日	当ファンド約款の変更及び当ファンドの名称の変更
2008年10月22日	クラスA米ドル建受益証券の東京証券取引所への上場
2009年12月1日	当ファンド約款の変更並びに管理会社及びその他関連法人の異動並びに投資方針の変更
2010年1月1日	BNPパリバ・セキュリティーズ・サービス、ルクセンブルグ支店が本管理会社に管理事務代行業務を移管
2010年1月18日	当ファンドの名称及びベンチマーク指数の変更
2010年6月11日	当ファンド約款の変更
2012年3月26日	当ファンド約款の変更
2012年10月2日	マネージャーの異動
2014年5月30日	当ファンド約款の変更、当ファンドの名称及びベンチマーク指数の変更
2015年2月2日	当ファンド約款の変更
2015年12月14日	当ファンド約款の変更、当ファンドの名称及びベンチマーク指数の変更
2016年4月1日	会社型ETFへの移行により、クラスAユーロ建受益証券（ヘッジ無し）及びクラスBユーロ建受益証券（ヘッジ有り）の終了
2016年7月15日	当ファンド約款の変更
2017年7月13日	当ファンド約款の変更
2017年11月1日	THE AMエスエーエス、パリ（従前のマネージャー）がマネージャーに吸収合併

② 管理会社及びファンドの関係法人

本管理会社及び当ファンドの関係法人の名称及び当ファンドに関する役割並びに本管理会社が当ファンドの関係法人との間で締結している契約の概要は、以下のとおりである。

（イ）管理会社

名称 BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク

役割

当ファンド約款に基づき、BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク（本管理会社）は管理会社に任命されている。

本管理会社は、2010年法第15章に準拠しており、その地位において、当ファンドのポートフォリオの集団的運用を担っている。

本管理会社は、当ファンドを代理して、管理業務、ポートフォリオ運用業務及び販売業務を行っている。

本管理会社の取締役会（以下「本管理会社取締役会」という。）に変更がある場合は、当ファンドの本受益者の利益のために行うべき保管受託銀行に通知するものとする。

保管受託銀行は、当ファンド約款に基づく全ての義務及び債務を適切に履行することを保証する。

当ファンドを代理して行うべき本管理会社及び保管受託銀行のいずれも貸付を行ったり、第三者のために保証人になることはできない。

本管理会社は、その義務及び権能の全て又は一部を、現行法令に従い、本管理会社が適切であるとみなす者又は法人（以下「委託先」という。）に自らの費用により委託することができる。ただし、本プロスペクトাসがかかる委託までに変更されること、及び本管理会社がかかる委託先の行為について完全に責任を負うことを条件とする。

投資運用業務及び登録・名義書換事務代行会社の業務のみが本書に記載のとおり委託されている。

本管理会社は、その業務の対価として、本受益証券の各クラスについて、後記「4. 手数料等及び税金－(3) 管理報酬等」に詳述される年率による管理報酬及び同じく記載される管理事務手数料を受領する。

報酬方針

本管理会社は、当ファンドの戦略、リスク許容度、目的及び価値に従って、健全で効果的かつ持続可能な報酬方針を適用する。

かかる報酬方針は、健全で効果的なリスク管理に従い、かつそれに寄与するものであり、当ファンドの投資方針及び条項の範囲内の適切な水準を超えるリスクを負担することを助長するものではない。

かかる報酬方針の主な原則は下記のとおりである。

- ・ 優秀な従業員を招き、その意欲を引き出し、また留めておくために、市場において競争力を有する報酬方針・慣行を実施すること。
- ・ 利益相反を回避すること。
- ・ 過度のリスク負担を避け、健全で効果的な報酬方針・慣行を実施すること。
- ・ 長期的なリスク体制及び長期的な目標に対する報奨を整備すること。
- ・ 事業上経済的に道理にかなった報酬水準・体制により、持続可能で責任ある報酬戦略を設計し実行すること。

最新の報酬方針の詳細は、以下のウェブサイトでご覧可能であり、請求があれば本管理会社より無料で提供される。

<http://www.bnpparibas-am.com/en/remuneration-disclosure/>

（ロ）ファンド設定者

名称 BNPパリバ・エスエー

役割及び契約の概要

当ファンドとファンド設定者の間に締結された契約は存在しない。

ルクセンブルクの法令は、ファンド設定者の役割、義務及び責任について特段定めておらず、ルクセンブルクにおいてファンド設定者の法的な定義は存在しないものの、CS SFは、「ファンド設定者」という用語が、i) 集団投資スキームの組成を考案、主導、実行し、当該スキームの方針及び活動を最終的に決定し、当該組成から利益を得る法人であって、かつ、ii) ファンドの管理・運営における特定の懈怠、不正及び機能不全から生じる損失に対するファンド及びその受益者の補償の実行のために十分な財源を有している法人をいうものと考えている。

(ハ) マネージャー

名称 BNPパリバ・アセットマネジメント・フランス

役割及び契約の概要

本管理会社は、当ファンドの運用に対して責任を負っているが、この職務を単数又は複数の運用会社に委託することが可能である。

また、本管理会社は、運用会社がその職務及び権能の全て又は一部を単数又は複数の副運用会社に委託することを認めることができる。但し、かかる委託の場合には、本管理会社取締役会からあらかじめ承認を受けることを条件とする。

直接・間接を問わずBNPパリバ・グループに所属しない副運用会社に対する委託の場合には、かかる委託を反映するために本プロスペクトゥスを変更するものとする。

運用会社の業務の監督は、本管理会社の単独の責任であり、本管理会社が当ファンドの運用についての最終的な責任を負う。

運用会社及び副運用会社は、運用するストラクチャーに合わせて有価証券を売買する権限が付与されている。

本書の日付現在、以下の運用会社（マネージャー）が任命されている。

フランス法に基づく会社であるBNPパリバ・アセットマネジメント・フランスは、BNPパリバ・アセットマネジメント・ホールディングの子会社である。

同社は、GP-96002の登録番号でポートフォリオ運用会社としてフランス金融市場庁（旧証券取引委員会）に登録されている。同社の主要な業務は、第三者のための資産運用及びそれに付随した関連する全ての種類の金融取引及び商業取引である。

マネージャーは、上記業務の対価として、当事者間で契約として書面により合意した運用報酬を受領する。

本管理会社とマネージャーは、2012年10月2日付で期限を定めずに投資一任契約を締結している。本管理会社は、マネージャーに対して1ヶ月前までに書面により解約する旨の通知を行うことによって（通知の時期は問わない）、何時でもマネージャーとの間の同契約を解約することができる。

(ニ) 本保管受託銀行、主たる支払事務代行会社兼登録・名義書換事務代行会社

名称 BNPパリバ・セキュリティーズ・サービス、ルクセンブルク支店

役割及び契約の概要

BNPパリバ・セキュリティーズ・サービス、ルクセンブルク支店は、期間を無期限として保管受託銀行兼主たる支払事務代行会社（「本保管受託銀行」又は「主たる支払事務代行会社」）に任命されている。

本保管受託銀行は、フランス法に基づき有限責任会社（société en commandite par actions）として設立された銀行であり、BNPパリバの完全子会社であるBNPパリバ・セキュリティーズ・サービス（BNP Paribas Securities Service）の支店である。本保管受託銀行は、2002年6月1日に業務を開始した。

本保管受託銀行は、以下の3種類の職務を行っている。

- (i) 管理業務（指令2009/65（その後の改正を含む。）の第22.3条の定義による）
- (ii) 当ファンドのキャッシュ・フローの監視（指令2009/65（その後の改正を含む。）の第22.4条の規定による）
- (iii) 当ファンドの資産の保護預かり（指令2009/65（その後の改正を含む。）の第22.5条の規定による）。標準的な銀行実務及び現行の規制に基づき、保管受託者は、その責任のもと、保護預かり資産の一部又は全部をその他の銀行又は金融仲介機関に委託することができる。

管理義務に従い、本保管受託銀行は以下の事項を行わなければならない。

- a) 本受益証券の販売、発行、買戻し及び消却が、法又は当ファンド約款に従って行われることを確実にすること。
- b) 当ファンドの本受益証券の価値が、法又は当ファンド約款に従って計算されることを確実にすること。
- c) 法又は当ファンド約款に違反する場合を除き、本管理会社の指示を実行すること。

d) 当ファンドの資産に関する取引の対価が、通常の期間内に当ファンドに交付されることを確実にすること。

e) 当ファンドの収益が当ファンド約款に従って配分されることを確実にすること。

本保管受託銀行は、当ファンド又は本管理会社に関して、当ファンド、当ファンドの投資家、本管理会社及び本保管受託銀行の間で利益相反が生じうる行為を当ファンドに代わって行ってはならないものとする。ただし、本保管受託銀行が、利益相反が生じる可能性があるその他の業務から職務上及び階層上独立させて、その保管業務を実施する場合はその限りではない。

利益相反

本保管受託銀行の最も重要な目的は、当ファンドの本受益者の利益を保護することであり、この目的は常に商業的な利益に優先する。

本管理会社又は当ファンドが、BNPパリバ・セキュリティーズ・サービス、ルクセンブルク支店を本保管受託銀行に任命しつつ、BNPパリバ・セキュリティーズ・サービス、ルクセンブルク支店との間でその他の業務関係を維持する場合、利益相反が生じる場合がある。例えば、BNPパリバ・セキュリティーズ・サービス、ルクセンブルク支店が、当ファンド及び本管理会社に純資産価額の算定を含むファンドの管理サービスを提供する場合である。

あらゆる利益相反の状況に対処するため、本保管受託銀行は、以下の目的のために、利益相反を管理するための方針を実施し、これを維持している。

- 利益相反が生じる可能性がある状況の特定及び分析
- 下記のいずれかの方法による利益相反の状況の登録、対応及び監視
職務の分離、指揮命令系統の分離及び担当者のための内部者リストのような利益相反に対処するために実施される恒久的な対策に依拠すること
事例毎の管理を実行し、(i) 新たな監視リストの作成や新たなチャイニーズ・ウォールの実施（すなわち、その他の業務から職務上及び階層上独立して、本保管受託銀行としての業務を実施すること）、業務が独立当事者として行われることの確保、又は関係する当ファンドの本受益者に対する通知等の適切な予防措置を講じ、又は(ii) 利益相反が生じる業務を行うことを拒否すること。
- 義務論的な政策の実施
- 当ファンドの利益を守るために実施される恒久的な対策の一覧の作成を可能にする、利益相反に関する表の登録
- (i) 利益相反が生じうるサービス提供者の任命や(ii) 利益相反を伴う状況を評価することを目的とした本保管受託銀行の新商品／新業務等に関連する内部手続の構築

本保管受託銀行による再委託

当ファンドがその投資目的を達成することができるように多くの国で管理業務を提供するために、本保管受託銀行は副保管受託機関として複数の法人を選任している。当該機関のリストは以下のウェブサイトにて閲覧可能であり、請求があれば本保管受託銀行より無料で提供される。

<http://securities.bnpparibas.com/solutions/asset-fund-services/depositary-bank-and-trustee-serv.html>

当該リストは随時更新される場合があり、全機関の完全なリストは、請求があれば本保管受託銀行より無料で取得可能である。

当該機関の選任手続及びその継続的な監視は、最高の品質の基準で行われ、前段落で規定された原則に従い、かかる選任から生じる可能性がある利益相反の管理も含まれる。

現時点で、2010年法（その後の改正を含む。）第34条（3）で規定される、当ファンドの資産の保護預かりの業務委託により利益相反は生じていない。ただし、利益相反が実際に生じる場合は、本保管受託銀行は、（それぞれの義務に関して）当該利益相反を適正に解決するため及び当ファンド及び本受益者が適正に扱われることを確実にするために、合理的な努力を行う。

独立性要件

本管理会社による本保管受託銀行の選定は、健全で、客観的で、事前に規定された規準に基づいており、当ファンド及びその投資家の利益のみを保証するものである。この選定手続の詳細は、請求があれば本管理会社により投資家に対して提供される。

主たる支払事務代行会社として、本保管受託銀行は、当ファンドの本受益者に対して配当金を支払う。
主たる支払事務代行会社は、配当金の支払いを別の支払事務代行会社に委託することができる。

保管受託・主たる支払事務代行契約の各当事者は、相手方に対して3ヶ月前までに書面の通知をすることにより、当該契約を解除することができる。その際に下記の規定が適用される。

- 新しい保管受託銀行は、保管受託契約に定められた本保管受託銀行の義務を履行し、かつその責務を承継する新しい保管受託銀行を、その契約の解除から2ヶ月以内に任命されなければならない。
- 本管理会社が本保管受託銀行を解任した場合、本保管受託銀行は新しい保管受託銀行に対する当ファンドの一切の資産の移転の完了に必要な期間は、2010年法第20条及び第21条bに基づき引き続きその義務を履行する。この場合、保管受託契約において予見される報酬その他の条件が引き続き適用されるものとする。
- 本保管受託銀行が辞任した場合、新しい保管受託銀行が任命され、当ファンドの資産の全てが当該保管受託銀行に移転するまでは、本保管受託銀行はその債務を免除されない。この場合、保管受託契約において予見される報酬その他の条件が引き続き適用されるものとする。
- 本管理会社は、書面通知に記された3ヶ月が経過するまでの内に、当ファンドの資産の委託を受け、新しい保管受託銀行として行為する資格を有する銀行の名称を公表するものとする。

本管理会社は、管理事務代行業務のうち登録・名義書換事務代行会社の業務に相当する業務をBNPパリバ・セキュリティーズ・サービス、ルクセンブルク支店（登録・名義書換事務代行会社）に委託している。

③ 管理会社の概況

(イ) 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルク1915年8月10日商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルクにおいて1988年2月19日に設立された。

1915年8月10日商事会社法（改正済）は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。

管理会社は、2010年法のもとで、集団的投資手段の管理会社としての資格を有する。

(ロ) 事業の目的

投資ファンド又は投資法人のポートフォリオの運用である。かかる目的には、ポートフォリオの管理、UCITSその他の投資ファンドの管理、UCITSその他の投資ファンドの株式／受益証券の販売等が含まれる。

(ハ) 資本金の額

管理会社の資本金は3,000,000ユーロ（約357,390千円）で、2020年5月末日現在全額払込済である。

(ニ) 会社の沿革

1988年2月19日 設立

2003年6月26日 パーベスト・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エスエイがBNPパリバ・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エスエイ、BNPパリバ・ファンド・アドミニストレーション・エスエイ（及びBNPパリバ・アセット・マネジメント・サービス・エスエイと合併

同日 パーベスト・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エスエイの商号をBNPパリバ・アセット・マネジメント・ルクセンブルグに変更

2009年12月1日 当ファンドの旧管理会社であるアクサ・ファンズ・マネジメント・エスエイが当ファンドの管理業務を本管理会社に移管

2010年6月30日 商号をBNPパリバ・インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグに変更

2017年6月1日 商号をBNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルグに商号変更

(ホ) 大株主の状況

2020年5月末日現在

名称	住所	所有株式数	発行済株式数に対する所有比率
BNPパリバ・アセットマネジメント・ホールディング（BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Holding）	フランス共和国、パリ75009 オスマン大通り1番	99,663	99.66%
BNP・PAM・パーティシペーションズ・エスエーエス（BNP PAM Participations SAS）	フランス共和国、パリ75009 オスマン大通り1番	337	0.34%

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

①準拠法

2010年法は、EC指令（2009／65／EC）により規制されている「譲渡性有価証券に関する集団的投資手段」（UCITS）の組成等について定めており、当ファンドは集団的投資手段に関する2002年12月20日法（旧準拠法）に基づき組成され、EC指令（2009／65／EC）の規制の対象となるUCITSである。EC指令（2009／65／EC）において、UCITSは、リスク分散の方針の下、公衆から集めた資金を譲渡性有価証券その他の同指令で規定する金融資産に投資するための集団的投資を唯一の目的とし、その受益証券の保有者の要請で償還又は買戻しが間接・直接になされる仕組みと定義されている。

②準拠法の概要

当ファンドは、受益者の権利義務を規定した本管理会社及び本保管受託銀行の間の当ファンド約款の締結により組成された集団的投資手段であり、ルクセンブルク法において契約法により規定される形態のUCITSとされている。

本管理会社は2010年法及び当ファンド約款に基づき、当ファンドの資産を運用する一切の権限を有し、かかる権限には、有価証券その他法が認める資産の購入、売却、引受、交換及び受領、並びに当ファンドのポートフォリオを構成する有価証券に直接又は間接的に付された権利の行使が含まれている。当ファンドを運用するための行為は、本管理会社が自らの名義で、当ファンドのためであることを示して行う。本管理会社は、当ファンド約款に従い当ファンドの全ての受益者のためのみに当ファンドを運営することが義務づけられている。

本保管受託銀行は、当ファンドの受益者のために、2010年法に従い当ファンドの資産を構成する現金及び有価証券を保管する。

当ファンドの発行する受益証券を購入した者は誰でも受益者となり、それにより当ファンド約款に拘束され、また、本管理会社及び本保管受託銀行が受益者の利益のために承認した当ファンド約款の一切の変更にも拘束される。

当ファンドは、上記のとおりルクセンブルク法に基づくミューチュアル・インベストメント・ファンド（Fonds Commun de Placement）であるが、ミューチュアル・インベストメント・ファンドは、「有価証券その他の流動性のある金融資産により構成される分割不可能な一体的資産」とされ、ファンドの管理会社によって発行される受益証券は、かかる一体的資産の共同持分権者の地位を表章するものとされている。

当ファンドの受益証券は本管理会社により記名式で発行され、その所有権は、受益者名簿に当該受益証券を購入した者の氏名が登録されることにより有効となる（券面そのものは発行されない）。

（５）【開示制度の概要】

①ルクセンブルクにおける開示

（イ）監督官庁に対する開示

CS SFに対する開示

ルクセンブルク内において又はルクセンブルクからルクセンブルクにおいて認可されている管理会社が管理するオープンエンド型のミューチュアルファンドの受益証券をルクセンブルク内外の公衆に対して公募する場合は、2010年法に基づきCS SFへの登録及びその承認が要求される。この場合、当該ファンドの管理会社は、ファンドの設定書類（KIID及びプロスペクト等）に対するCS SFの事前の承認を取得し、その他の説明書、年次報告書、半期報告書並びに／又は2010年法及び／若しくはCS SFの発行した通達（その後の変更を含む。）が要求するその他の情報をCS SFに提出しなければならない。

その他のEU加盟国の監督官庁に対する開示

2010年法第Ⅰ部にに基づきルクセンブルクにおいて登録及び承認されたUCITSファンドの受益証券をその他のEU加盟国で公募する場合には、当該ファンドの管理会社は、ファンドの設定書類（KIID及びプロスペクトাস等）、CSSFが発行したUCITSⅢの承認書類、年次報告書、半期報告書、及び当該EU加盟国において欧州指令の実施に基づきその監督官庁が要求するその他のマーケティング用書類又は関連する情報を提出しなければならない。

当ファンドは、本書の提出日現在、EU加盟国のルクセンブルク、オランダ、ドイツ、オーストリア、スイス、フランス及び英国での公募が許可されている。

スイス証券取引所に上場しているクラスA米ドル建受益証券に関する開示

2010年法第Ⅰ部にに基づきルクセンブルクにおいて登録及び承認されたUCITSファンドの受益証券をスイス証券取引所に上場させる場合には、当該ファンドの管理会社は、集团的投資スキームに関するスイス連邦法（Loi Fédérale sur les Placements Collectifs de Capitaux of 23 June 2006（LPCC））及び証券取引所及び有価証券取引に関するスイス連邦法（Loi Fédérale sur les bourses et le commerce de valeurs mobilières du 24 mars 1995（LBVM））（その後の改正を含む。）に基づき、スイス金融市場監督庁（Autorité fédérale de surveillance des marchés financiers（FINMA））及びスイス証券取引所からそれぞれ事前の承認を得なければならない。当該クラスの受益証券及び当ファンドの受益証券の1口当たり純資産価額並びに当ファンドの受益証券の発行済口数等の通常の開示事項は、関連する規則に基づき開示される。

（ロ）受益者に対する開示

本受益者に対する報告書

当ファンドは、その活動及び資産運用についての詳細な年次報告書を公表している。当該報告書には、米ドルで表記された連結貸借対照表及び損益計算書、当ファンドの資産の明細表並びに監査報告書が含まれる。

さらに、当ファンドは各半期末に、ポートフォリオの構成、期間中のポートフォリオの動向、発行済本受益証券数並びに前回の報告書以後に発行及び買戻された本受益証券数等を掲載した中間報告書を発表している。

本受益者は、監査済の年次報告書及び中間報告書を本管理会社の登録事務所において入手することができる。

閲覧可能な書類

本受益者は、当ファンドの約款及び財務報告書を本管理会社の登録事務所において無料で入手することができる。

本受益者は、本プロスペクトাস、KIID、並びに本保管受託銀行及び登録・名義書換事務代行会社との契約書を本管理会社の登録事務所において閲覧することができる。

②日本における開示

（イ）金融商品取引法上の開示

日本において本受益証券の募集又は売出しがなされないため、有価証券届出書は提出されていない。同様に金融商品取引法に基づく目論見書も作成・交付されていない。

本管理会社は、当ファンドの財務状況等を開示するために、各会計年度終了後6ヶ月以内に有価証券報告書を、また各半期終了後3ヶ月以内に半期報告書を、さらに、当ファンドに関する重要な事項について変更があった場合には臨時報告書を、それぞれ日本国関東財務局長に提出する。投資者及びその他希望する者は、これらの書類を関東財務局及びEDINETのホームページにおいて閲覧することができる。

（ロ）投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）（以下「投信法」という。）上の開示

日本において本受益証券の募集又は売出しがなされず、また、本受益証券は、東京証券取引所に上場しているため、投信法に基づく届出は行われていない。従って、本管理会社は、投信法に基づく運用報告書の作成及び同報告書の日本の受益者に対する交付は要求されていない。

（ハ）東京証券取引所への適時開示

本管理会社は、東京証券取引所の有価証券上場規程に基づきTDnetを通じて重要な情報を開示することが要求されている。

（６）【監督官庁の概要】

本管理会社及び当ファンドは、ＣＳＳＦの監督下にある。ＣＳＳＦは、1998年12月23日法により創設された。

ＣＳＳＦは、金融機関、金融業界のその他の専門家、集团的投資手段、年金ファンド、ＳＩＣＡＲ（リスク資本型投資会社）、継続的に有価証券を公募する証券化ビークル、証券取引所、支払システム及び証券決済システム、並びに当該システムの運営者に対するルクセンブルクにおける健全性監督について責任を負っている。ＣＳＳＦは、証券市場の監督も行っている。

ＣＳＳＦは、1998年6月1日にルクセンブルク中央銀行（Banque centrale du Luxembourg）になったルクセンブルク通貨機構（Institut Monétaire Luxembourgeois）（ＩＭＬ）及び旧証券取引委員会（Commissariat aux Bourses）の責務を引き継いだ。健全性監督の構造及び実務における最近の組織変更により既存の法規制の仕組みは変更されていない。

金融業者に対するＣＳＳＦの健全性監督は以下を目的としている。

- － 規制上の要件を準拠した慎重かつ健全な事業方針を促進すること
- － 監督対象の企業及び金融業界全体の財務安定性を保護すること
- － 組織及び内部統制体制の質の監督
- － リスク管理の質の強化

ＣＳＳＦは、ルクセンブルクで財務大臣の承認を要する金融事業を行いたいと考える事業体又は個人が行う申請の全てを審査する。

ＣＳＳＦは、公益のためのみに行動し、確実に金融業の法令が執行・遵守され、ＣＳＳＦの担当分野における国際的な合意及び欧州指令が実行されるようにする。

ＣＳＳＦは、自らの目的を実行するために有益な情報を監督対象である企業に対して請求する権利を有する。

ＣＳＳＦは、設置根拠法に従い、金融業に関するヨーロッパ共同体や国際レベルの交渉に参加する他、金融業界の秩序だった拡大をもたらす政府構想及び対策の実行を調整する。

ＣＳＳＦは、主に設置根拠法の実施に対する責任を負う。実施内容には、ルクセンブルクで設立される集団投資スキームの承認、その他のＥＵ加盟国で販売されるスキームのＵＣＩＴＳとしての認可及びルクセンブルクで組成されるスキームの継続的な監督を含む。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

投資方針は、後記「(5) 投資制限」に記載した投資制限を遵守して実行しなければならない。

利益相反の管理に関する事項については、後記「3 投資リスク(1) リスク要因」

① 投資目的及び投資方針

下記に記載する制限の範囲内でかつそれに従うことを条件として、当ファンドの投資方針は以下のとおりである。

当ファンドの目的は、S&P GSCI® Energy & Metals Capped Component 35/20 Total Return Index (Bloomberg: SPGCNCT)（S & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20トータル・リターン指数）（ブルームバーグ：SPGCNCT）と同等のリターンを達成することにある。当ファンドは指数連動型であるため、その目標は当ファンドの純資産価額と対象ベンチマーク指数間のトラッキング・エラーを絶対値で維持することである。当ファンドとベンチマーク指数間のトラッキング・エラーの水準は、通常の市況において、最大で1%と見込んでいる。

この点に関して、マネージャーは、投資対象の組み合わせにより、ベンチマーク指数に連動するようなポートフォリオを運用する方法を採用している。ベンチマーク指数のパフォーマンスとの連動は、デリバティブ取引及び／又はデリバティブ商品の契約の締結により達成される。特に、対象ベンチマーク指数に連動させるために、カウンターパーティとの独立した当事者間の交渉によるデリバティブ取引の契約が締結される。

その目的のため、当ファンドは、短期金融商品、マネー・マーケット・ファンド、譲渡性のある債務証券、債券又は金利商品、そのパフォーマンスが短期金融市場に連動するパフォーマンスと交換される固定利付債券現物に対する投資のような合成短期金融商品を保有することができる。

かかる商品への投資は、その譲渡性のある有価証券又は短期金融商品が、欧州連合の加盟国、その地方機関、非加盟国又はEU加盟国のうち1カ国以上が加盟する国際機関によって発行される場合に限り、受け入れられる。

当ファンドの純資産の少なくとも85%については、かかる金融商品で保有する予定である。

当ファンドのパフォーマンスをベンチマーク指数に対して連動させるために、当ファンドは、以下を行う。

- a. 広範な商品指数関連のデリバティブ契約を実行すること。かかるデリバティブ商品には、S & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20トータル・リターン指数に関連するスワップ（例えば指数スワップ）、先物及び先渡し契約が含まれるがこれらに限られない。特に当ファンドが利用することのあるデリバティブの種類は以下のとおりである。
 - － 指数スワップ：定期払いを一定の期間にスワップするために契約が締結される。一方当事者は、特定の指標指数のトータル・リターンに基づいて支払を行う。他方当事者は、固定又は変動金額の定期払いを行う。両当事者の支払は、同一の想定元本に基づいている。結果として、指数スワップは、当ファンドが変動金利をベンチマーク指数のパフォーマンスと交換するパフォーマンス・スワップである。
 - － シカゴ・マーカンタイル取引所に上場されているS & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20先物契約、又は規制市場に上場されている店頭取引されている類似の指数による別の指数先物。

但し、かかる金融商品の利用は、かかるデリバティブ取引から生じるコミットメントの最大値が純資産価額総額と同額である限り、レバレッジ効果を生むものではない。

当ファンドのパフォーマンスをベンチマーク指数に連動させるためのデリバティブ商品の利用は、以下を条件とする。

- － S & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20先物契約については、必要証拠金が先物契約の額面価額の10%以内であること。
- － 指数スワップについては、市場価額が当ファンドの純資産の10%以内であること。

但し、上記の10%の割合制限は累積的に用いてはならない。

- b. ベンチマーク指数に連動する有価証券及び金融商品（規制市場において上場され、売買が行われ、又は取引が行われていてもよい。）に対して投資すること。

当ファンドは、常に単独又は複数のカウンターパーティに対するリスクを完全に又は部分的に負う場合がある。その仮定に基づき、カウンターパーティ・リスクを軽減するために、適用ある規則を遵守した適切な軽減措置が本管理会社により実施される。

これらの取引は、適用ある規則及び当ファンド約款に従い行われる。各種金融商品の間での選択は、流動性、費用、効率性、取引の迅速性、規模、投資する金融商品の満期等の要因を考慮して行われる。

当ファンドは、現物商品又は現物商品に直接的に基づくデリバティブの取引を行わず、また商品の物理的な引渡しを受けない。

当ファンドの運用目的が達成される保証はない。前記のとおり、当ファンドの目的は、S&P GSCI® Energy & Metals Capped Component 35/20 Total Return Index（Bloomberg: SPGCNCT）（S & P G S C I 商品指数®エネルギー＆メタル・キャップド・コンポーネント35/20トータル・リターン指数）（ブルームバーグ：SPGCNCT）と同等のリターンを達成することにあるが、リターンが実際に当該指数と同等なものになる保証はない。

当ファンドは、ベンチマーク指数を構成する商品の価格変動とともに本受益証券の価格が変動するリスク（投下資本を失うリスクを含む。）を負うことを承認しつつ、投下資本に対する長期的リターンを得ることを投資の目的としてベンチマーク指数（商品を原資産とする金融デリバティブ商品の指数）に対するリスクを負うことを求める投資家に向いている。

当ファンドは、参照指数のパフォーマンスに可能な限り連動することを目指している。但し、連動に伴う費用を原因としてある程度のトラッキング・エラーが生じる場合がある。

トラッキング・エラーは、1年間の当該当ファンド及びベンチマークの週毎のリターンの差の標準偏差で計算される。

トラッキング・エラーの主な要因は、スワップに係る費用及び現金滞留である。

当ファンドは、対象指数と同一の構成銘柄の見直しに関する方針に従う。指数に関する変更は、指数のパフォーマンスから乖離しないように指数における変更と同じ日に実施される。

ポートフォリオの見直しに伴う費用は、指数のパフォーマンス及び原資産となる証券のトレーディングに係る取引費用に左右される。

見直しに伴う費用は当ファンドの運用成績に悪影響を及ぼす。

② 金融デリバティブ商品に対する投資及び手法

A. 金融デリバティブ商品

1. 一般情報

当ファンドは、(i)ファンドの取るポジションのリスク及びそれがポートフォリオ全体のリスク特性に及ぼす影響について常に監視・測定することを可能にするリスク管理手続、並びに(ii)店頭デリバティブの価値を正確かつ単独での評価のための手続を採用しなければならない。

当ファンドは、デリバティブ商品全体に関して取っているリスクがそのポートフォリオの純資産合計を超えないことを確認する。

かかるリスクは、原資産の時価、カウンターパーティ・リスク、将来の市場変動及びポジションの現金化に要する時間を考慮して計算する。これについては、次段以降も適用する。

当ファンドは、原資産に対するリスク水準が、全体として、後記「(5) 投資制限」(C) (1)から(5)、(8)、(10)及び(11)並びに本A.(7)に定める投資制限を超過しない場合のみ、投資方針の一環として金融デリバティブ商品に対する投資を行うことができる。この投資により、本プロスペクトাস記載の投資目標から逸脱してはならない。当ファンドが指数連動型金融デリバティブ商品に投資する場合には、当該投資は、後記「(5) 投資制限」記載の(C) (1)から(5)、(8)、(10)及び(11)並びに本A.(7)に定める制限との関係で合算する必要はない。

譲渡性有価証券又は短期金融商品にデリバティブが組み込まれている場合、本「金融デリバティブ商品に対する投資及び手法」の要件を遵守する際に、当該デリバティブを考慮しなければならない。

当ファンドの年次報告書には、以下に関する詳細な情報を記載する。

- 金融デリバティブ商品を通じて生じた原資産のリスク
- 金融デリバティブ商品のカウンターパーティの名称
- カウンターパーティ・リスクを軽減するために受領した担保の種類及び金額
- 当ファンドに完全な担保が付されているか否か

EPM手法

当ファンドは、以下の条件に従うことを条件として、EPM手法を採用することができる。

- (a) EPM手法が費用対効果比がよい方法で実施可能という点で経済的に適切なものであること。
- (b) EPM手法が以下の特定の目的のうち一つ又は複数の目的のために実施されること。
 - (i) リスク軽減
 - (ii) コスト削減

(iii) 当ファンドのリスク特性及び後記「(5) 投資制限」記載のC.記載のリスク分散化規則に合致したリスク水準で当ファンドに新たな資本又は収入を産み出すこと。

(c) そのリスクが当ファンドのリスク管理手法により適切に把握されること。

当ファンドが上記に従い採用可能な効率的なポートフォリオ管理手法（EPM手法）には、有価証券貸借取引、買戻契約及び売戻契約が含まれる。買戻契約取引は、先渡取引であり、その決済期日に当ファンドは売却した資産を買い戻し、買主（カウンターパーティ）は同取引に基づき受領した資産を返還する義務を負う。売戻契約取引は、先渡取引であり、その決済期日に売主（カウンターパーティ）は売却した資産を買い戻し、当ファンドは同取引に基づき受領した資産を返還する義務を負う。

採用する手法及び商品によって以下の事態にならないこととする。

- a) 当ファンドの投資目標に変更が生じること。
- b) 当ファンドの従来のリスク方針と比べて重大なリスクが追加されること。

当ファンドによるEPM手法の利用にあたっては、以下の条件に従う。

- (i) 有価証券貸借契約を締結する際に、当ファンドは、貸し出した有価証券の回収又は同契約の終了が何時でも可能であるようにすること。
- (ii) 売戻契約を締結する際に、当ファンドは、発生主義又は時価主義で、現金全額の回収又は同契約の終了が何時でも可能であるようにすること。現金が時価基準で回収可能な場合には、売戻契約の時価評価額は、当ファンドの純資産価額の計算に算入されるものとする。
- (iii) 買戻契約を締結する際に、当ファンドは、買戻契約の対象有価証券の回収又は同契約の終了が何時でも可能であるようにすること。

期間（7日以内）の定めがある買戻契約及び売戻契約は、当ファンドにより資産が何時でも回収可能な条件が付された取り決めとみなすものとする。

効率的なポートフォリオ管理手法から生じる直接又は間接的な運用コスト／手数料は、当ファンドに引き渡される収入から控除可能である。当該コスト及び手数料に表に現れない収益は含まれない。当ファンドの貸付代理人であるBNPパリバ・セキュリティーズ・サービスは、その役務に対して収益合計の20%を上限とする手数料を受領している。BNPパリバ・セキュリティーズ・サービスは、BNPパリバの関係会社である。

以下の情報が当ファンドの年次報告書において開示される。

- a) EPM手法により生じた当ファンドのリスク
- b) EPM手法のカウンターパーティの名称
- c) カウンターパーティ・リスクを軽減するために当ファンドが受領した担保の種類及び金額
- d) 対象期間中にEPM手法により生じた収入並びにEPM手法により発生した直接的及び間接的な運用コスト・手数料
- e) 当ファンドに完全な担保が付されているか否か

店頭デリバティブ商品及びEPM手法に関連するカウンターパーティ・リスクの算出

店頭デリバティブ及びEPM手法から生じるカウンターパーティ・リスクは、カウンターパーティが欧州連合、又は欧州連合において実施されている監督規制と同等の規制があるとC S S Fがみなす国家に所在する金融機関である場合には、当ファンドの資産の10%を超えることはできない。この制限は、それ以外のカウンターパーティの場合には5%とする。

あるカウンターパーティに対する当ファンドのカウンターパーティ・リスクは、当該カウンターパーティとの全ての店頭デリバティブ及びEPM手法による取引の時価評価額の正の値の相当額とする。但し、

- 法的に履行強制可能なネットティング契約が存在する場合には、当該カウンターパーティとの間の店頭デリバティブ及びEPM手法から生じるリスクを相殺することができる。
- 担保が当ファンドのために設定され、かかる担保が下記B. 記載の基準を常に遵守する場合には、当ファンドのカウンターパーティ・リスクを、かかる担保の価額だけ減額する。

店頭デリバティブの評価

本管理会社は、適切で、透明性があり、かつ公正な店頭デリバティブの評価を確保するための取決め及び手続きを確立し、記録し、実行し、かつ維持する。

2. トータル・リターン・スワップ（TRS）に関する規定

投資目標を達成するために、当ファンドは、100%（TRSの対象になる資産の予測割合）及び115%（TRSの対象になり得る資産の最大割合）の上限内で未拋出TRSを利用することができる。

当ファンドがTRSを締結するか、又は類似の性質を有する金融デリバティブ商品に投資する場合には、その資産も投資制限に関する規定を満たすものとする。TRS又は類似の性質を有するその他の金融デリバティブ商品の原資産のリスクは、後記「(5) 投資制限」記載の投資制限の計算時に考慮されるものとする。

当ファンドは、金融機関との間で締結した金融デリバティブ商品の利用から生じたカウンターパーティ・リスクに晒されている。よって、ファンドは、かかる金融機関がこれらの商品にかかる義務の履行を希望せず、又は履行できなくなるリスクに晒されている。TRSのカウンターパーティ（又はそれ以外のカウンターパーティ）の債務不履行は当ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼし、最終的には投資家に損失が生じる場合がある。

但し、その時点の規制に従い、金融デリバティブ商品の利用から生じたカウンターパーティ・リスクは、常に当ファンドの総資産価値の10%を上限としている。

当ファンドが類似の性質を有する金融デリバティブ商品の取引を行う又はそれに投資する場合には、投資ポートフォリオ又は対象指数の戦略及び構成が本プロスペクトাসに記載され、以下の情報が当ファンドの年次報告書において開示される。

- a) かかる取引のカウンターパーティの名称
- b) 金融デリバティブ商品を通じて生じた原資産のリスク
- c) カウンターパーティ・リスクを軽減するために当ファンドが受領した担保の種類及び金額
- d) 当ファンドに完全な担保が付されているか否か

カウンターパーティは、当ファンドの投資ポートフォリオの構成及び金融デリバティブ商品の原資産に関して裁量権は有していない。当ファンドの投資ポートフォリオに係る取引に関して、カウンターパーティの承認は必要とされない。

スワップ取引の二つのレッグの間のスプレッドである当該取引の収益が、正の値の場合は当ファンドに全額配分され、負の値の場合は当ファンドが全額負担する。当ファンドが負担するスワップ取引固有の費用又は手数料であっても、本管理会社又は他の当事者の収入となるものはない。

B. 証券金融取引（SFT）

当ファンドは、安全な方法で当ファンドの流動性を高めるために、短期資本を調達する目的で、規則2015/2365並びに通達08/356及び14/592に従い、証券金融取引（有価証券貸借、買戻契約及び売戻契約を含む。）を行うことができる。

本プロスペクトাসの日付時点において、当ファンドはかかる取引を実際には行っていない。当ファンドが実際にSFTを行った場合、本プロスペクトাসは適宜修正される。

C. 店頭デリバティブ及びSFTに関する担保の管理

通貨フォワード以外の金融デリバティブ商品及びSFTに係るカウンターパーティから受領する資産は、規則2015/2365及び通達14/592に従い担保と構成される。

カウンターパーティ・リスクを軽減するために使用する担保は、常に以下の基準を遵守するものとする。

流動性

売却前の価値に近い価格で迅速に売却することができるように、現金以外で受領した担保は高い流動性を有し、かつ価格決定の透明性が確保された規制市場又は多当事者間の取引システムで取引されること。受領した担保も後記「(5) 投資制限」記載のCの規定を遵守するものとする。

評価

受領した担保は、時価基準で1日に1回以上評価を行い、価格の変動が激しい資産については、発行者の信用度及び受入有価証券の満期に依拠して適切で保守的な掛け目による評価（ヘアカット）が実施されない限り、担保として受理してはならない。

発行体の格付が高いこと

受領した担保には、高い格付が付されていることとする。

相関関係

当ファンドが受領した担保の発行体は、カウンターパーティとは独立した法主体であり、カウンターパーティの業績との間で高い相関関係を示さないことが予想されるものであること。

リスク

担保の管理に関するリスク（オペレーショナル・リスク及び法的リスク）は、リスク管理手続により確認、管理及び軽減されることとする。

保護預かり（T R S 及び S F T の対象となる有価証券も対象）

所有権の移転がある場合には、受領した担保は本保管受託銀行が保有すること。他の種類の担保の取決めについては、担保は、第三者であるデポジタリで、かつブルーデンシャル規制に服し、担保提供者とは無関係な保管受託銀行が保有することが可能である。

実行

受領した担保は、カウンターパーティに対して問い合わせすることなく、又はその承認を得ることなく、何時でも完全に実行可能であること。当ファンドは、担保権の実行が必要となるいかなる事態の発生時にも、担保権が確実に請求できるようにしなければならない。したがって、カウンターパーティが担保として与えられた有価証券を返還するための義務を遵守することができない場合において、当ファンドが遅滞なく当該有価証券を充当又は現金化することができる方法で、担保は直接又はカウンターパーティの仲介を通して常に使用可能な状態でなければならない。

担保の分散化（資産集中）

担保が、国、市場及び発行体の観点から十分に分散化が図られること。発行体の集中度に関して十分な分散化が図られているかの基準は、効率的なポートフォリオ運用及び金融商品デリバティブのカウンターパーティから、当ファンドがある発行体に対する集中度の上限をその純資産価額の20%とした担保の集合物を受領した場合には、遵守されたものとみなす。当ファンドに異なるカウンターパーティが存在する場合には、異なる担保の集合物は、単一の発行体に対する集中度に関する20%の制限を計算する際に合算するものとする。但し、当ファンドは、EU加盟国、その一つ若しくは複数の地方機関、OECDのEU非加盟国、ブラジル、インドネシア、ロシア、シンガポール及び南アフリカ、又はEU加盟国のうち1カ国以上が加盟する国際機関が発行又は保証する複数の譲渡性有価証券及び短期金融商品により全額担保を付すことが可能である。当ファンドは少なくとも6つ以上の異なる銘柄を受領しなくてはならないが、単一銘柄の有価証券が当ファンドの純資産価額の30%を上回ってはならない。

ストレステスト

当ファンドがその資産の30%以上に相当する担保を受領した場合には、本管理会社は、通達14/592に従い、当該担保に付随する流動性リスクを評価するための流動性に係る通常の状況又は例外的な状況における規制上のストレステストの実施を確保するために、適切なストレステストに係る方針を策定するものとする。

ヘアカットに係る方針

本管理会社が、通達14/592に従って、担保として受領した資産の各クラスに応じた明確な評価（ヘアカット）に係る方針を策定すること。

担保に係る公開の規制に基づく構造

資産クラス	格付の 最低基準	純資産価額 に対する必 要な証拠金 の比率	純資産価額 に対する資 産クラス毎 の時価総額 の比率	純資産価額 に対する発 行体毎の時 価総額の比 率
現金（ユーロ、米ドル、英ポンド又はその他の評価通貨）		[100から 110%]	100%	
確定利付証券				
適格OECD加盟国の国債	BBB	[100から 115%]	100%	20%
適格国際機関及び政府関連組織の債券	AA-	[100から 110%]	100%	20%

その他の適格国の国債	BBB	[100から115%]	100%	20%
適格OECD加盟国の社債	A	[100から117%]	100%	20%
適格OECD加盟国の社債	BBB	[100から140%]	[10%から30%]	20%
適格OECD加盟国の転換社債	A	[100から117%]	[10%から30%]	20%
適格OECD加盟国の転換社債	BBB	[100から140%]	[10%から30%]	20%
短期金融ファンドの受益証券（注1）	UCITSIV	[100から110%]	100%	20%
CD（適格OECD加盟国及びその他の適格国）	A	[100から107%]	[10%から30%]	20%
適格指数及び単独株に連動する証券		[100%から140%]	100%	20%
証券化商品（注2）		[100%から132%]	100%	20%

（注1）BNPP AMが運用する短期金融ファンドのみが対象である。その他適格UCITSは、BNPP AMのリスク部門によりその都度承認を受ける。

（注2）BNPP AMのリスク部門による条件及びその都度の承認に服する。

適用可能な制限

(i) 現金以外の担保に適用可能な制限

ESMAガイドラインに従って、当ファンドが受領した現金以外の担保を売却、再投資又は買入れしないものとする。

受入可能な担保の質が高く、かつ選定されたカウンターパーティの資質が高いことを前提とすると、受入担保に適用可能な満期に係る制約はない。

(ii) 現金担保に適用可能な制限

受入現金担保の取扱いは以下のみとする。

- 預金
- 安全性が高い国債投資
- リバース・レポ取引のために使用。但し、当該取引がブルーデンシヤル規制に服する金融機関との間でなされ、当ファンドが何時でも発生主義で現金全額を回収可能であることを条件とする。
- ヨーロッパ短期金融市場ファンドの共通定義に関するガイドラインにおいて定義された短期金融市場ファンドへの投資

(iii) 担保として提供された現金の再投資

当ファンドは、通達11/512によって改正された通達08/356及びESMAガイドラインを含む適用可能な法令に従って、下記の適格商品に担保として受領した現金を再投資することができる。

- 短期金融UCI（日次計算及びS&P AAA評価又はそれと同等のもの）
- 短期銀行預金
- 短期金融商品
- EU加盟国、スイス、カナダ、日本若しくは米国、それらの地方機関又はEU、地域若しくは世界的な規模の超国家的な機関が発行又は保証する短期債券
- 十分な流動性を提供する信用度が高い発行者が発行又は保証する債券

当ファンドが現金担保を再投資して取得した銀行預金及びUCIの受益証券以外の金融資産は、カウンターパーティの関連法人によって発行されてはならない。

カウンターパーティの資産から適法に分離保管される場合を除き、現金担保の再投資を通して取得された金融資産は、カウンターパーティによって保管されてはならない。

受領した担保を現金で返還するのに十分な流動性を当ファンドが有しない限り、現金担保の再投資を通して取得された金融資産は買入れされてはならない。

再投資された現金担保には、サブファンドの実績に影響を与えうる為替リスク、カウンターパーティ・リスク、発行体リスク並びに評価及び決済リスク等の複数のリスクの原因となる可能性がある。

当ファンドが受領した担保の再投資から生じるエクスポージャーは、適用可能な分散に係る制限内で考慮されるものとする。

カウンターパーティの選定に用いられる基準

当ファンドは、本管理会社が信用力があると判断するカウンターパーティと取引を行う。かかるカウンターパーティは、BNPパリバ・グループの関連会社でもよい。

カウンターパーティは、本管理会社によって下記の基準で選ばれるものとする。

- 優れた金融機関
- 健全な財務状況
- 本管理会社の要求に対応する幅広い商品及びサービスを提供する能力
- 運営上及び法的部分へ対応する能力
- 競争力のある価格を提供する能力
- 実行の質

カウンターパーティは、EUのブルーテンシヤル規制と同等であるとCSSFが判断するブルーテンシヤル規制を遵守する。

承認されたカウンターパーティは、店頭デリバティブのカウンターパーティに関する投資適格の最低格付を有する必要がある。ただし、カウンターパーティの信用度の評価は外部の信用格付のみに依拠しない。代替的な信用度のパラメーターとしては、内部信用分析評価並びに選択された担保の流動性及び満期等が考慮される。カウンターパーティの選定の際に適用される予め定められた法的地位又は地理的な基準が存在しない一方で、これらの要素は選定手続に

において一般的に考慮される。さらに、カウンターパーティは、EUのプルーデンシャル規制と同等であるとCSSFが判断するプルーデンシャル規制を遵守するものとする。選定されたカウンターパーティは、当ファンドの投資ポートフォリオの構成若しくは管理、又は金融デリバティブ商品の原資産に関して裁量権は有していない。当ファンドの投資ポートフォリオに係る取引に関して、選定されたカウンターパーティの承認は必要とされていない。

2010年法に従い、定量的及び定性的な基準が、EPM手法の使用に生じるカウンターパーティ・リスクの軽減に使用される担保に適用される。したがって、かかる担保に関係する発行体に対するリスクの上限は、UCITSの純資産価額の20%であり、各種類の発行体の掛け目による評価（ヘアカット）に係る方針が本管理会社の決定に従い実行される。

（２）【投資対象】

当ファンドのポートフォリオは、短期金融商品、マネー・マーケット・ファンド、譲渡性のある債務証券、債券又は金利商品、そのパフォーマンスが短期金融市場に連動するパフォーマンスと交換される固定利付債券現物に対する投資のような合成短期金融商品からなる。

これらの金融商品は全て、当ファンドが例えば、前記「(1) 投資方針」に記載したとおり、ベンチマーク指数のパフォーマンスと利払いとを交換することを目的とするスワップを利用する際に生じた現金の投資のため利用することができる。

譲渡性のある債務証券もまた、債券又は金利商品と同様の方法で、投資対象の組み合わせによりベンチマーク指数に連動するために利用することができる。

当ファンドのポートフォリオは、さらに、商品指数及び商品先物指数を対象とする金融デリバティブ商品で構成することもできる。

当ファンドのポートフォリオはまた、譲渡性のある有価証券に組み込まれた金融デリバティブ商品で構成することもできる。

ベンチマーク指数の市場リスクを負う手段を投資家に提供するため、当ファンドは、欧州共同体内の国又はその他における規制市場又は店頭市場での先物取引を行うことができ、当ファンドは、ベンチマーク指数又はその一部のパフォーマンスに連動するために、指数スワップ、又は先物契約を締結することができる。

当ファンドによる指数スワップの利用により、当ファンドは、収入がベンチマーク指数のパフォーマンスと交換される短期金融商品又は譲渡可能債務証券を保有することとなる可能性がある。

当ファンドはまた、そのポートフォリオ内の一定の資産により生じた固定金利を変動金利にスワップするため、また、投資対象の組み合わせにより連動させたベンチマーク指数に対するリスクに応じて債券投資の満期を管理するために、金利スワップを締結することができる。

加えて、ポートフォリオを構成するエクイティ、有価証券その他の金融商品に関するリスクに対してポートフォリオをヘッジするため又はむしろ当該リスクを負うために、規制市場又は店頭市場で取引される金融先物が利用される。クラスBユーロ建（ヘッジ有り）の受益証券に関しては、為替リスクに対してポートフォリオをヘッジするために先渡契約が使用される。

かかるデリバティブ取引から生じるコミットメントの最大値は、純資産価額総額と同額である。

当ファンドは、買戻契約、有価証券貸借及び買戻オプション付き売却など、UCITSが利用可能な運用手法及び金融商品を利用することができる。

後記「(5) 投資制限」及び前記「(1) 投資方針－① 投資目的及び投資方針」に定める規定にかかわらず、当ファンドは、その純資産の10%を超えて、UCITS及び／又はその他のUCIに投資することができない。

当ファンドは、付随的に、現金を保有することもできる。

（３）【運用体制】

当ファンドの資産の運用は、パリ所在のマネージャーであるBNPパリバ・アセットマネジメント・フランスに委託されているが、マネージャーの行為については管理会社が全面的に責任を負う。

法令及びファンドの指図並びに採用されている投資戦略の遵守は、以下のとおり複数のレベルにおいて行なわれる手続きにより確保されている。

- ・ ポートフォリオ・マネージャーは、ポートフォリオがファンドのガイドラインを遵守していることを確認し、また、収益とリスクの大きさをモニタリングする。そのために、ポートフォリオ・マネージャーは、ミドル・オフィスにおいて取引が行われる毎に更新されるフロント・オフィスのソフトウェアを使用する。
- ・ リスク部門及びコンプライアンスは、関連するパフォーマンスに注意を払うとともに、ファンドが適切な法令及びファンドのガイドラインを遵守していることを確認する。
- ・ ミドル・オフィスは、業務の適切性を確認し、ポートフォリオ・マネージャーと本保管受託銀行の間の不一致を是正する。
- ・ 本保管受託銀行は、業務の妥当性をチェックする。
- ・ 社内監査人は、手続き及び業務を検証する。

（４）【分配方針】

現時点では、元本成長型受益証券のみが存在し、よって本受益者に対する分配金の支払は行われない。東京証券取引所に上場しているクラスA米ドル建受益証券は、元本成長型受益証券である。

本管理会社は、本受益証券の各クラスにおいて分配型受益証券又は元本成長型受益証券を発行する権限を有している。元本成長型受益証券の本受益者には分配金を受領する権利は認められていない。分配型受益証券に対する分配金が支払われる度に、純資産のうち、全ての分配型受益証券に割り当てられる部分は、当該分配金と同額削減され、純資産価額のうち、全ての分配型受益証券に割り当てられる割合は減少する。一方、純資産のうち、全ての元本成長型受益証券に割り当てられる部分は、変動せず、純資産価額のうち、元本成長型受益証券に割り当てられる割合は上昇する。

本管理会社は、適切とみなす場合には、分配金の支払を決定することができる。同様に、本管理会社は、一定の分類の本受益証券につき、投資により生じた収入全体の資産計上を決定することができる。

本管理会社はまた、中間分配金を支払うことができる。

結果として当ファンドの純資産総額が2010年法により要求される最低額を下回ることとなる場合には、分配を行うことができない。

本管理会社は、同様の制限内で、特別分配受益証券を付与することができる。

支払の宣言から5年以内に請求されなかった分配金及び特別分配受益証券は無効となり、当ファンドに帰属する。

当ファンドは、宣言され支払うため提供された分配金に対して、利息を支払わない。

（５）【投資制限】

当ファンド約款第12.1条は、下記のとおり投資制限を定めている。

本管理会社は、リスク分散の原則に基づき、前記「(1) 投資方針」に記載されている当ファンドの投資方針、基準通貨及び当ファンドの運用特性を決定する権限を有する。

投資方針は、以下に定める規則及び制限に従わなければならない。

A. 当ファンドの投資対象は、以下に定める金融商品のみとする。

(1) 指令2004/39の定めに基づく規制市場において上場又は取引されている譲渡性有価証券及び短期金融商品。

(2) 定期的に運営され、かつ一般に認識され、公開されているEU加盟国の他の規制市場において取引されている譲渡性有価証券及び短期金融商品。

(3) EU非加盟国等の証券取引所の公式上場が認められた又は定期的に運営され、かつ一般に認識され、公開されているEU非加盟国等の他の規制市場において取引されている譲渡性有価証券及び短期金融商品。

(4) 発行後間もない譲渡性有価証券及び短期金融商品。但し、以下を満たすことを条件とする。

- － 上記(1)から(3)に記載されるように、規制市場、EU非加盟国等の証券取引所又は他の規制市場における公式上場の承認に対する申請が行われることが発行条件の1つであること。
- － 発行から1年以内にかかる承認が行われることが確保されていること。

- (5) E C指令（2009／65／E C）第1条第2項第a段落及び第b段落の定義にあてはまる、指令2009／65に従い認定されたU C I T S及び／又はその他のU C I（設立地がE U加盟国であるかE U非加盟国等であるかは問わない。）の受益証券又は株式。但し、以下を満たすことを条件とする。
- － 当該その他のU C Iが、EU法に定められた内容と同等であるとC S S Fが判断する監督に服する旨、及び、機関間の協力が十分に確保される旨を規定した法律に基づいて認められていること（現時点では米国、カナダ、スイス、香港及び日本が該当する。）。
 - － 当該その他のU C Iにおける受益者又は株主保護の水準が、U C I T Sにおいて受益者又は株主に与えられている保護と同等であり、特に、資産分別、借入れ、貸付並びに譲渡性有価証券及び短期金融商品の空売りに関する規則がE C指令（2009／65／E C）の要件と同等であること。
 - － 当該その他のU C Iの事業に関する報告が、半期及び年次の報告書によって行われており、対象期間中の資産及び負債、収入及び運営の評価が可能であること。
 - － 取得を予定している当該U C I T S又はその他のU C Iにおいてその資産は、その設立文書により、合計で10%を超えて別のU C I T S又はU C Iに投資することができないこと。
- (6) 払戻しが要求された場合に可能であるか、引き出す権利のある満期12ヶ月以下の金融機関への預金。但し、当該金融機関がE U加盟国内に登録上の事務所を有すること、又は登記上の事務所がE U非加盟国等内にある場合には、EU法に定めるものと同等であるとC S S Fが判断するプルーデンシャル規制に当該金融機関が服することを条件とする。
- (7) 上記(1)、(2)及び(3)に記載された規制市場、E U非加盟国等の証券取引所若しくは他の規制市場で取引される金融デリバティブ商品（先物取引等をいい、現金決済商品を含む。）及び／又は店頭市場で取引される金融デリバティブ商品（以下「店頭デリバティブ」という。）。但し、以下を満たすことを条件とする。
- － デリバティブの原資産が、当ファンドがその投資目的に基づき投資することが可能である、本A項記載の金融商品、金融指数、金利、外国為替相場又は通貨から構成されていること。
 - － 当該店頭デリバティブ取引のカウンターパーティが、プルーデンシャル規制に服する機関であり、かつ、C S S Fが承認しているカテゴリーに含まれていること。
 - － 当該店頭デリバティブに対して、信頼性が高く、かつ、実証可能な評価が日々行われており、かつ、反対取引によりいつでもその時価で売却、現金化又は解約することができること。
- いかなる状況においても、当該取引により当ファンドがその投資目的から乖離することとはならないこと。これらの金融デリバティブ商品は、「最良執行」に係る方針を遵守した上でマネージャーが選択したカウンターパーティとの間で契約締結される。当該カウンターパーティが、本管理会社又はマネージャーの関連会社である場合がある。
- (8) 規制市場又は他の規制市場で取引されている短期金融商品以外の短期金融商品。但し、当該銘柄又は発行者が投資家保護及び貯蓄保護を目的とした規制の対象である場合に限る。また、かかる金融商品は、以下のいずれかを満たすことを条件とする。
- ① E U加盟国の中央機関、地域機関若しくは地方機関若しくは中央銀行、欧州中央銀行（European Central Bank）、E U若しくは欧州投資銀行（European Investment Bank）、E U非加盟国等若しくは連邦構成員（連邦国家の場合）又はE U加盟国のうち1カ国以上が加盟する公的国際機関が発行又は保証したもの。
 - ② 発行している有価証券が上記(1)、(2)又は(3)に記載された規制市場又は他の規制市場で取引されている事業体が発行したもの。
 - ③ EU法が定める基準に従ったプルーデンシャル規制に服する機関、又はEU法に定めるものと少なくとも同等に厳格であるとC S S Fが判断するプルーデンシャル規制に服し、かつ、かかる規制を遵守している機関が発行又は保証したもの。
 - ④ C S S Fが承認したカテゴリーに属するその他の発行者が発行したもの。但し、かかる金融商品への投資は、上記前①項、前②項又は前③項に定めるものと同等の投資家保護ルールに服することを条件とする。また、当該発行者が、資本金及び準備金の合計額が10,000,000ユーロ以上の会社であり、かつ、E C指令（78／660／E C）に基づき年次決算を作成、公表する会社であること、1社以上の上場企業が含まれる企業グループ内で、当該グループの資金調達を専業としている法人であること、又は銀行の流動性と信枠を利用することができる証券化ビークルの資金調達を専業としている法人であることを条件とする。

B. 当ファンドは上記に加えて以下の行為を行うことができる。

- (1) 純資産の10%を上限として、A項(1)ないし(8)に記載した譲渡性有価証券及び短期金融商品以外の譲渡性有価証券及び短期金融商品に投資すること。

- (2) 付随的に現金及び現金等価物を保有すること。但し、本管理会社が本受益者の利益に適うと判断した場合に
は、例外的かつ一時的にかかる制限を超えて保有することができる。
- (3) 当ファンドの価値の10%を上限として借入れを行うこと。但し、かかる借入れは一時的に行われることを条件
とする。なお、先渡契約又は先物契約の売買に関して担保を設定することは、本(3)項においては「借入れ」
とみなされない。
- (4) 異通貨相互貸付（バック・トゥー・バック・ローン）で外貨を取得すること。

C. さらに、当ファンドは、純資産につき、発行者に関する以下の投資制限を遵守する。

(a) リスク分散化規則

本項(1)ないし(5)及び(8)記載の制限の計算において、同一の企業グループに属する企業は単一の発行者とみなす。

発行者が複数のサブファンドを有する法人であり、単一のサブファンドの資産が当該サブファンドの投資家並びに当該サブファンドの設定、運営及び清算に関して生じた請求権を有する債権者のみに属する場合には、本項(1)ないし(5)、(7)ないし(11)及び後記「第一部 ファンド情報―第1 ファンドの状況―2 投資方針―(1) 投資方針―② 金融デリバティブ商品に対する投資及び手法」A.(7)に記載のリスク分散化規則の適用において、各サブファンドは別個の発行者とみなす。

・ 譲渡性有価証券及び短期金融商品

- (1) 以下のいずれかに該当する場合には、当ファンドは、単一の発行者の譲渡性有価証券及び短期金融商品を追加購入することはできない。
- (i) 追加購入した場合に、単一の発行者の譲渡性有価証券及び短期金融商品が純資産の10%超を占める場合
 - (ii) 当ファンドが純資産の5%超を投資する発行者全ての譲渡性有価証券及び短期金融商品の評価額の合計が、純資産の価値の40%を上回る場合。この制限は、プルーデンシャル規制に服する金融機関における預金及び当該金融機関との店頭デリバティブ取引には適用されない。
- (2) 当ファンドは、累積して純資産の20%を上限として同一の企業グループの発行した譲渡性有価証券及び短期金融商品に投資することができる。
- (3) EU加盟国、その地方機関、EU非加盟国等又はEU加盟国のうち1カ国以上が加盟する公的国際機関が発行又は保証した譲渡性有価証券及び短期金融商品については、上記(1)(i)の10%の上限割合は35%に引き上げられる。
- (4) 登記上の事務所がEU加盟国内にあり、かつ、適用ある法律に基づき、適格債務証券の所持人を保護するために特定の公的規制に服する金融機関が発行した適格債務証券については、上記(1)(i)の10%の上限割合は25%に引き上げられる。本段落において、「適格債務証券」とは、適用法令に基づき、その証券の発行手取金が、収益を生む資産であって、当該証券の満期日までの元利金返済の原資となり、かつ、発行者の債務不履行時には証券の元利金の支払に優先的に充当される資産に投資される有価証券をいう。当ファンドが純資産の5%超をかかると単一の発行者が発行した債務証券に投資する場合には、債務証券の価値の合計が純資産の80%を超えてはならない。
- (5) 上記(1)(ii)の40%の上限割合の計算においては、上記(3)及び(4)記載の有価証券は算入されない。
- (6) 上記に定める上限に関わらず、当ファンドは、リスク分散の原則に従い、EU加盟国、その単数若しくは複数のその地方機関、OECDの一部を構成するEU非加盟国、ブラジル、中華人民共和国、インド、ロシア、シンガポール及び南アフリカ、又は、EU加盟国のうち1カ国以上が加盟する公的国際機関が発行又は保証した異なる譲渡性有価証券及び短期金融商品に、純資産の100%まで投資することが許されている。但し、(i)その場合には少なくとも6銘柄が含まれている必要があり、かつ、(ii)各銘柄が当ファンドの純資産の30%超を占めないことを条件とする。
- (7) 下記(b)「支配権に関する制限」に定める制限に加えて、CSSEに認定された一定の株式指数又は債券指数の構成に連動させることが当ファンドの投資方針である場合には、(1)に定めた上限は、同一の機関の発行した株式及び／又は債券につき最大で20%まで引き上げられる。但し、以下を満たすことを条件とする。
- ― 当該指数の構成が十分に分散されていること。
 - ― 当該指数が参照する市場の適切なベンチマークとなっていること。
 - ― 当該指数が適切な方法で公表されていること。
- 特に、一定の譲渡性有価証券又は短期金融商品の市場占有率が高い規制市場における例外的な市場の状況（市場の混乱又は極端に変動の激しい市場を含むが、これらに限定されない。）により正当化される場合には、20%の上限は35%まで引き上げられる。この引き上げられた上限に従った投資は、一つの発行者に限って認められる。

・ 銀行預金

(8) 当ファンドは、純資産の20%超を同一の機関に預けることはできない。

・ オープンエンド型ファンドの受益証券

(9) 当ファンドは、単一のUCITS又はその他のUCIの受益証券に対して純資産の20%を超えて投資することはできない。

・ 合計値の制限

(10) 上記(1)、(8)及び(9)に定めた個別の制限に関わらず、当ファンドは、単一機関に係る以下の数値を合算して純資産の20%を超えて投資することはできない。

- － 当該機関が発行した譲渡性有価証券及び短期金融商品に対する投資額
- － 当該機関における預金
- － 当該機関との店頭デリバティブ取引から生じるリスク水準

(11) 上記(1)、(3)、(4)、(8)及び(10)並びに前記「(1) 投資方針－② 金融デリバティブ商品に対する投資及び手法」A.(7)に定めた各制限を合算して考えることはできない。従って、上記(1)、(3)、(4)、(8)及び(10)並びに前記「(1) 投資方針－② 金融デリバティブ商品に対する投資及び手法」A.(7)に基づき行われる同一の機関の発行した譲渡性有価証券及び短期金融商品に対する投資、当該機関における預金又は当該機関とのデリバティブ商品は、合計して当ファンドの純資産の35%を超えてはならない。

(b) 支配権に関する制限

(12) 当ファンドは、当ファンドが発行者の経営に重大な影響力を行使することが可能となる数の議決権付株式を取得することできない。

(13) 当ファンドは、(i)単一の発行者の発行済無議決権株式の10%超、(ii)単一の発行者の発行済債務証券の10%超、(iii)単一の発行者の短期金融商品の10%超又は(iv)1つのUCITS及び／又はUCIの発行済の株式又は受益証券の25%超を取得することできない。

取得時点における債券若しくは短期金融商品の総額又は当該金融商品の純額が計算できない場合には、かかる時点においては、(ii)から(iv)に定めた制限は考慮する必要はない。

下記については、上記(12)及び(13)に定めた上限は適用しない。

- － EU加盟国又はその地方機関が発行又は保証した譲渡性有価証券及び短期金融商品
- － EU非加盟国等が発行又は保証した譲渡性有価証券及び短期金融商品
- － EU加盟国のうち1カ国以上が加盟する公的国際機関が発行又は保証した譲渡性有価証券及び短期金融商品
- － EU非加盟国等の法律に基づき設立又は組織された会社の資本株式。但し、(i)かかる会社が、その資産を主に当該EU非加盟国等の発行者の発行した有価証券に投資していること、(ii)当該EU非加盟国等の法律に基づき、当ファンドによるかかる会社への資本参加が、当該EU非加盟国等の発行者の有価証券を購入する唯一の方法であること、及び(iii)かかる会社が、その投資方針において、C項(1)から(5)、(8)、(9)から(13)並びに前記「(1) 投資方針－② 金融デリバティブ商品に対する投資及び手法」A.(7)に定めた制限を遵守していることを条件とする。

D. 上記に加え、当ファンドはその純資産につき、金融商品毎に以下の投資制限を遵守する。

UCITS以外のUCIの受益証券に対する投資は、合計で当ファンドの純資産の30%を超えてはならない。

E. 最後に、当ファンドはその資産につき、以下の投資制限を遵守する。

- (1) 当ファンドは、現物商品若しくは貴金属又はそれを表章する証書を取得してはならない。
- (2) 当ファンドは、不動産に投資してはならない。但し、不動産若しくはその持分により担保された有価証券、又は不動産若しくはその持分に投資している会社が発行した有価証券に対して投資することはできる。
- (3) 当ファンドは、有価証券を引き受けるために資産を使用してはならない。
- (4) 当ファンドは、本受益証券につきワラントその他の引受権を発行してはならない。
- (5) 2010年法第I部に従い当ファンドが債券その他の債務証券を取得すること及び銀行預金に投資することが可能であることにかかわらず、当ファンドは、第三者に貸付けを実行すること又は保証を付与することができな

い。かかる制限は、当ファンドが、A項(5)、(7)及び(8)に記載されるとおり、全額払込済みではない譲渡性有価証券、短期金融商品又はその他の金融商品に投資することを妨げるものではない。

- (6) 当ファンドは、A項(5)、(7)及び(8)に記載されるとおり、譲渡性有価証券、短期金融商品又はその他の金融商品の空売りを行うことができない。

F. 本書中の異なる旨の規定にかかわらず、

- (1) リスク分散原則の遵守を確実にする限り、当ファンドは、その承認日から6ヵ月間は、C項(1)ないし(11)並びに前記「(1) 投資方針ー② 金融デリバティブ商品に対する投資及び手法」A.(7)から逸脱することが認められている。
- (2) 当ファンドのポートフォリオ内の有価証券に表章された引受権を行使する場合には、当ファンドは上記の上限を考慮する必要はない。
- (3) 当ファンドの制御不能な理由により又は引受権の行使の結果としてかかる上限を超えた場合、当ファンドは、本受益者の利益を十分に考慮しつつ、かかる状況の是正を売却取引における最優先の目的としなければならない。
- (4) 本管理会社は、本受益証券が募集又は販売される国の法令を遵守するために必要である範囲で、追加の投資制限を決定する権利を有する。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

当ファンドに投資した場合には、市場の変動、並びに当ファンドが投資する商品関連デリバティブ商品及び有価証券その他の資産への投資に固有のリスクによる影響を受けることがある。

当ファンドが、投資目標を達成する保証はない。

投資家は、以下のリスクに注目する必要があるが、下記は全てのリスクを網羅しているわけではない。

I. 指数に関するリスク

投資家は、ベンチマーク指数を構成する1つ以上の対象商品先物契約が、ベンチマーク指数の構成の大部分を占めているという事実に注目する必要がある。従って、その利点及びリスクを評価するのに十分な経験を有する投資家が分散されたポートフォリオの一部とする場合でなければ、当ファンドへの投資を行うべきではない。

さらに、S & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20は、先物契約の指数である。先物契約の価格は、様々な要因（天候、政府の計画及び政策、国内外の政治経済事象、金利及び為替レートの変動並びに商品及び関連契約の取引状況等）による影響を受ける。このような要因は、S & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20の数値及び本受益証券の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。また、当ファンドが有価証券及びその他の金融商品に投資するため、そのリターンや本受益証券の価値が、S & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20の数値の変動との正確な相関関係を持たなくなる可能性がある。

S & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20に含まれる先物契約が契約期日に近付くと、当該先物契約は、それ以降の契約期日が設定されている契約に乗り換えなければならない。それ以降の契約期日が設定されている契約の価格が、契約期日が近付いている契約の価格を上回る場合には、当ファンドは損失を被る場合がある。さらに、先物市場は、様々な要因（市場における流動性の欠如、投機筋の市場への参加並びに政府による規制及び介入等）により一時的な歪み又はその他の混乱が生じる場合がある。さらに、米国の先物取引所及びいくつかの外国の取引所では、一営業日における先物契約の価格の変動幅を制限する規制が存在する。このような状況は、S & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20の価値（それに伴い本受益証券の価値）に悪影響を及ぼす可能性がある。インデックス・ファンドでは一般的な慣行ではあるが、S & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20の構成の決定方法若しくはS & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20の計算方法が変更される場合があり、又はS & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20の公表及び計算が停止する場合もある。

II. K I I Dに記載の特定のリスク

カウンターパーティ・リスク

このリスクは、金融商品の支払い・交付及び先渡金融商品に関する契約の調印に関して本管理会社と相対取引を行うカウンターパーティの資質又は債務不履行に関係するものである。このリスクは、カウンターパーティによるその義務（支払、交付及び返済等）の履行能力に関連するものである。このリスクは、E P M手法及び商品にも関連する。カウンターパーティが契約上の義務を果たさない場合、投資家のリターンに影響を与える可能性がある。

信用リスク

このリスクは、債務証券を投資対象とする当ファンドに存在する。

このリスクは、当ファンドが投資する債券発行者の格付の引下げ又は債務不履行により生じる場合がある。これに伴い、投資価値が低下するおそれがある。当該リスクは、発行者の債務履行能力と関連性がある。

発行銘柄又は発行者の格付の引下げが実施された場合、当ファンドが投資している債券の価値が低下する場合がある。

信用リスクが高い発行者が発行する債券（ジャンク債）に基づく戦略が用いられることがある。

高利回り債への投資は、当ファンドの為替又は発行者の信用度の変動幅が拡大することにより平均よりも高いリスクを負うことになる。

東京証券取引所における流動性が不十分であるリスク：クラスA米ドル建受益証券は東京証券取引所に上場されているが、東京証券取引所における取引参加者は、値付けをすることを義務とされていない。東京証券取引所には、海外市場において存在するマーケットメーカーは存在しない。同取引所の規則に従って外国ETFサポート・メンバー又は準サポート・メンバーが指定されることがあるが、当該サポート・メンバー又は準サポート・メンバーには、値段等の取引条件を勘案し適当と判断する範囲内で売呼値及び買呼値を行うこと等に努めることが求められるが、値付けをすることを義務とはされていない。したがって、実際に流動性が当該サポート・メンバー又は準サポート・メンバーにより確保される保証はない。また、外国ETFサポート・メンバー又は準サポート・メンバーとして指定された金融機関は、かかる指定を辞退することがあり、またかかる指定を取り消されることがある。これらにより、東京証券取引所におけるクラスA米ドル建受益証券の流動性は十分ではない可能性がある。投資家は、クラスA米ドル建受益証券を迅速に売買したり、希望する価格で売買することができないリスクがある。

日本におけるベンチマーク指数リスク：ベンチマーク指数を構成する取引は米国及び欧州の市場で実行されるため（ベンチマーク指数の手法及び構成に関する情報は、前記「1. ファンドの性格―(1) ファンドの目的及び基本的性格―② 当ファンドの目的」記載の「S & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20 トータル・リターン指数の説明」を参照のこと。）、かかる指数は東京証券取引所の取引時間中においては入手できないことがある。よって、投資家は取引時点でのベンチマーク指数を入手できないまま、東京証券取引所においてクラスA米ドル建受益証券へ投資するリスクがある。

デリバティブリスク

ヘッジ目的（ヘッジ目的でデリバティブに投資する戦略）又は当ファンドの利回りにレバレッジをかける目的で（トレーディング目的でデリバティブに投資する戦略）、当ファンドは、前記「2 投資方針―(1) 投資方針―② 金融デリバティブ商品に対する投資及び手法」、及び「2 投資方針―(5) 投資制限」記載の状況において、デリバティブ投資手法及び商品（具体的には、有価証券のワラント、証券、金利、通貨、インフレーション、ボラティリティ及びその他の金融デリバティブ商品の交換に係る契約、差金決済取引（CFD）、クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）、先物取引、並びに有価証券、金利又は先物のオプション）を使用することが許されている。

デリバティブにレバレッジが含まれることに投資家は注意するべきで、レバレッジが含まれる可能性があるため、当ファンドの変動幅が拡大する可能性がある。

流動性リスク

このリスクはあらゆる金融商品に関わる可能性があるものであり、当ファンドに影響を及ぼす場合がある。

当ファンドによる投資は、「格付け」が低下した場合又は景気が悪化した場合に、市場における過剰な制限（これにより買い呼び値と売り呼び値に大幅なスプレッドが生じたり、大幅な価格変動が生じることがよくある）を原因として流動性を欠くものになるリスクが存在する。その結果、当ファンドにおける損失を防止し、又は最小化できるほど迅速にかかる投資の売買を実施することができなくなる場合がある。さらに、当該投資を売買することができなくなる場合がある。

III. 一般的リスク

株式市場のリスク

このリスクは、株式を投資対象とする当ファンドに存在する。

株式（及び類似商品）への投資に伴うリスクには、価格が著しく変動すること、発行者又は市場に対するネガティブな情報が生じること、及び同じ会社の債券に対し株式が劣後することが含まれる。さらに、この変動は、短期間で拡大する場合が多くある。

1社又は複数の会社が事業低迷に苦しみ、又は成長することができないリスクは、一定の時点のポートフォリオ全体の運用成績に悪影響を及ぼすおそれがある。投資家が値上がり益を得られる保証はなく、投資価値及びそれが生み出す利益は、増減する可能性があり、投資家が当初の投資額を回収できない可能性もある。

投資目標が実際に達成できる保証はない。

当ファンドは、新規公開株（IPO）に投資する場合があり、この場合、新規公開株の価格は、既存の公開市場が存在しないこと、季節に連動しない取引であること、取引可能な証券数が限られていること、及び発行者の情報が十分ではないこと等の要因により、通常よりも変動幅が大きくなるリスクが存在する。当ファンドは、新規公開株をごく短期間のみ保有する可能性があるが、その場合コストが拡大する傾向がある。

成長株への投資は、市場全般と比べて変動幅が拡大する可能性があり、経済、政治及び市場並びに発行者に関する特定の情報の動向に異なる反応を示す場合がある。成長株は、（特に短期で検証すると）伝統的に他の株式と比べて高い

変動幅を示している。成長株は、市場全般と比べて、利益と比較して高コストになるおそれもある。その結果、成長株は、増益幅の変動に対してより大きな変動幅で反応する場合がある。

当ファンドは、単純な株式市場の成長を投資目標とする場合があり、この場合変動幅が平均よりも拡大する。

マネージャーは、当ファンドの投資対象である株式市場又は国の経済が過度な価格変動、継続的かつ全般的な値下がり又はその他不利な状況が生じていると判断する場合には、一時的により防御的な投資態度を取る可能性がある。この場合、当ファンドは、その投資目標を追及することができなくなる場合がある。

金利リスク

このリスクは、債務証券を投資対象とする当ファンドに存在する。

投資価値は、金利の変動による影響を受ける場合がある。金利は、金融政策、公定歩合、インフレーション等複数の要因又は事象による影響を受ける場合がある。

金利の上昇により、債券及び債務証券の投資価値が低下することになることに投資家は注意すべきである。

日本における通貨リスク：東京証券取引所でのクラスA米ドル建受益証券の市場価格は日本円により表示されるが、クラスA米ドル建受益証券は米ドル建てである。クラスA米ドル建受益証券に投資する投資家は、実質的に米ドル建資産に投資を行うことになるので、投資には日本円から見た場合の為替リスクがある。

低金利が及ぼす影響

このリスクは、債務証券を投資対象とする当ファンドに存在する。

金利が非常に低く設定される場合、ファンドが保有する短期資産のリターンは影響を受ける場合がある。その場合、運用コストを賄うだけのリターンが得られず、構造的に、当ファンドの純資産価額が減少する。

インフレーション・リスク

時間の経過と共に、投資利回りは、インフレーションの進行に追いつかなくなる可能性があり、投資家の購買力は低下する。

課税リスク

投資の価値は、各国の税法の適用（源泉徴収税を含む。）、関連する国の政治、経済政策又は金融政策の変更により影響を受ける場合がある。したがって、財務的な目標が実際に達成できる保証はない。

トラッキング・エラー・リスク

当ファンドの運用実績は、複数の要因（指数の構成銘柄の流動性、株式の取引停止の可能性、証券取引所が定めるトレード・バンド制限、キャピタルゲイン及び配当金の課税の変更、キャピタルゲイン及び配当金に関して当ファンドに適用される税率及び指数に適用される税率の間の相違、政府によって課せられる外国投資家の株式保有の制限又は制約、手数料及び費用、対象指数の変更、及び業務上の非効率率を含むが、これらに限られない。）により、対象指数の実際の値動きから乖離する可能性がある。さらに、当ファンドは、政府によって課せられる法的な制約、株式取引における流動性の欠如その他の理由により、対象指数に含まれる一定の有価証券に投資し、又はかかる有価証券が当該指数に占めるその割合でかかる有価証券に投資することができない可能性がある。トラッキング・エラーに影響を与えうるその他の要因が存在する可能性がある。

商品市場リスク

このリスクは、商品（間接的な投資を含む。）を投資対象とする当ファンドに存在する。

商品市場では、突然で著しい価格変動が生じることがあり、その場合には、当ファンドが投資する株式及び株式と同等の証券の価値、又は当ファンドが連動する指数の値に直接的な影響を及ぼす。

さらに、対象資産の動向は、伝統的な証券市場（株式市場、債券市場等）とは著しく異なる場合がある。

市場リスク：商品市場は、時折、非流動的であり、又は、値動きが激しい場合がある。このような商品市場の性格が、適切な条件で建玉を開始、手じまい又はヘッジするマネージャーの能力に影響を及ぼす場合がある。マネージャーが、当ファンドを代理して、当ファンドが買戻請求を応じるため又は当ファンドの投資制限を遵守するために建玉を清算する必要が生じた場合に、このようなリスクは増大する場合がある。その結果、本受益証券1口当たりの純資産価額が月毎に大きく変動する場合がある。

東京証券取引所における上場を廃止するリスク：管理会社は何らかの理由で上場の継続を廃止する可能性があり、かかる場合においては、投資家はクラスA米ドル建受益証券を、東京証券取引所を通じて売買することができなくなるリスクがある。

値動きの激しい市場：デリバティブの価格は、原資産である有価証券又は投資商品の価値の影響を受ける。原資産である有価証券又は投資商品は、金利、需要と供給の関係の変化、政府による貿易管理、財政管理、金融管理及び為替管理の計画及び政策、国内外の政治経済事象並びに政策などの影響を受ける。さらに、政府は、随時、一定の市場（特に先物及びオプションに関する通貨及び金利の市場）に直接又は規制を用いて介入する。

先物及びスワップ：当ファンドは、投資方針の一環として又はヘッジ目的で、取引所で取引される及び店頭市場の先物及びスワップを利用することができる。このような金融商品は、非常に値動きが激しく、一定の個別リスクを伴い、かつ、投資家を高い損失リスクに晒すこともある。建玉を設定するために通常要求される低金額の当初証拠金は、高い水準のレバレッジを許容している。その結果、先物契約又はスワップの価格の比較的小さな変動により、当初証拠金として実際に拠出した資金の金額と比べて高額な利益又は損失が生じることがある。さらに、預けた証拠金を超える額の損失が発生する場合もある。また、当ファンドは、デリバティブ契約のカウンターパーティの債務不履行リスクにも晒されている。その結果、デリバティブのカウンターパーティの破産時の損失リスクにも晒されている。但し、当該デリバティブ取引から生じる可能性のある義務は、最大でも総資産価値と同額に制限される。さらに、ヘッジ目的で使用する場合に、このような金融商品とヘッジ対象である投資対象又は市場セクターの間の相関関係が不完全である場合がある。未決済玉を手じまう取引市場が存在しないため、店頭デリバティブでの取引は追加のリスクを伴う場合がある。既存の建玉を清算すること、建玉の価値を評価すること又はリスク水準を評価することが不可能である場合もある。

債務証券への投資：債務証券に対する投資に伴うリスクは以下に掲げる事項が含まれる。

- － 金利リスク（金利が上昇した場合に、当ファンドの投資対象の価値が減少するリスク）
- － 市場リスク（当ファンドの投資対象の価値が、金融市場一般の変動に合わせて、減少するリスク）
- － 信用リスク（当ファンドが投資する発行会社等が財務的に困難な状況に陥り、当ファンドに対する債務を履行することができないリスク）
- － 運用リスク（当ファンドの運用手法が非効率で、当ファンドに損失をもたらすリスク）

債務証券への投資は、欧州連合の加盟国、その地方機関、非加盟国又はEU加盟国のうち1カ国以上が加盟する国際機関によって発行される、譲渡性のある有価証券又は短期金融商品による場合に限り許されている。

ノミニーに関する手配：投資家は、本受益者の名簿に自らが自己の名義で登録された場合のみ、当ファンドに対して直接、自己の投資家としての権利を完全に行使することができることに注意されたい。投資家が、自らの名義で投資家に代わって当ファンドに対する投資を行う仲介者を通じて当ファンドに対して投資する場合には、当ファンドに対して直接、一定の自己の本受益者としての権利を投資家が行使することが必ずしも可能というわけではない。投資家は、自己の権利に関する助言を受けることが推奨される。

利益相反：本管理会社には、利益相反に関する方針が策定されている。

利益相反を適切に発見・管理するために、本管理会社は以下を含む方針を適用している。

潜在的な利益相反が存在する状況を明らかにする手順

利益相反を防止し、適切に管理し、又は開示する組織体制の基準

潜在的な利益相反が存在する状況には、EPM手法が関係する状況もある。本管理会社は、確定した利益相反又は潜在的な利益相反で、発生した可能性がある又は発生する可能性が高いものを詳細に記録した記録簿を維持し、定期的に更新している。

本管理会社の利益相反に関する方針は、以下のウェブサイトでご覧可能である。

www.bnpparibas-am.com.

網羅されていないリスク要因：本書記載の投資リスクは全てを網羅したものではなく、当ファンドに投資する可能性がある場合には、当ファンドへの投資によりその時々の特異的な性質を有するリスクに晒される場合があることに注意されたい。

IV. 店頭デリバティブ（TRSを含む。）、SFT及び担保管理に関する追加的リスク

効率的なポートフォリオ管理手法のリスク

有価証券貸借取引、買戻契約及び売戻契約などの効率的なポートフォリオ管理手法は、特に受領した／再投資した担保物の品質に関して、流動性リスク、カウンターパーティ・リスク、発行体リスク、評価リスク及び決済リスクなどいくつかのリスクにつながることもあり、その場合には当ファンドの運用成績に影響を及ぼす可能性がある。

買戻契約及び売戻契約のリスク

当ファンドは、買戻契約及び売戻契約を締結することができる。買戻契約又は売戻契約の相手方当事者が履行しない場合、当ファンドは、当該取引に関連して当ファンドが保有する原資産である有価証券及び／又はその他担保物の売却益が買戻額又は場合によっては原資産である有価証券の金額より低い場合において、損害を被る可能性がある。さらに、買戻日において、かかる契約の相手方当事者の破産若しくは同様の行為又はその他義務の不履行がある場合、当ファンドは損害を被る可能性があり、その損害には有価証券の元利金の損失並びに買戻契約及び／又は売戻契約の遅延及び履行に関する費用が含まれる。

担保管理リスク

担保はカウンターパーティの債務不履行リスクを軽減する可能性があるが、特に有価証券の形態を取る担保を換金した際、カウンターパーティへの負債を相殺するために十分な現金を得ることができないリスクがある。これは、不正確な担保価格、担保価値の不利な市場変動、担保発行者の信用格付の悪化、又は担保が取引される市場の非流動性を含む、複数の要因によるものである。担保が有価証券の形態を取る場合に特に関連する可能性のある流動性リスクについては、上記の「流動性リスク」を参照のこと。

当ファンドが、逆にカウンターパーティに対して担保を差し入れる必要がある場合、カウンターパーティに抛出する担保価値が、当ファンドが受領する現金又は投資より高くなるリスクがある。

資産若しくは現金若しくはカウンターパーティに差し入れた担保の回収、又はカウンターパーティーから受領した担保の現金化に遅れ若しくは支障が生じるいずれの場合においても、当ファンドは償還若しくは買取請求に応じる際、又はその他契約に基づく引渡若しくは買取義務を果たす際に困難に直面する可能性がある。

担保は現金又は特定の金融商品の形態を取るため、市場リスクの問題に直面する。当ファンドが受領する担保は、デポジタリ又は第三者の保管受託者のどちらかによって保有される場合がある。いずれの場合においても当該資産が保管される場合、デポジタリ又はサブデポジタリの債務超過又は過失等の事由の結果生じる損失のリスクがある。

現金担保の再利用のリスク

当ファンドが有価証券貸借で受領する現金担保を再投資する場合、再投資された現金担保の価値が、カウンターパーティに対して再度支払うよう要求される額を十分にまかなえることができないリスクがある。かかる状況において、当ファンドは不足額の補てんが求められる。

法的リスク

契約及びデリバティブ手法が、破産、不法行為、又は税制若しくは会計に関する法律の変更等によって終了するリスクがある。かかる状況において、サブファンドは、発生するあらゆる損失を補てんするよう求められる可能性がある。さらに、一定の取引は、複雑な法的文書に基づき締結される。当該文書は、一定の状況において、強制することが困難で、又は解釈に関し紛争の対象となる可能性がある。法的文書の当事者の権利及び義務がルクセンブルク法に準拠する一方、一定の状況（債務超過手続き）においては、その他の法制度が優先され、既存の取引の法的強制力に影響を与える可能性がある。デリバティブの利用は、法の変更若しくは法令の予期せぬ適用の結果として、又は裁判所が契約は法的に強制可能ではないと宣告するという理由で、当ファンドを損失のリスクにさらす可能性もある。

オペレーショナル・リスク

デリバティブへの投資は、カウンターパーティによる担保提供義務違反又は業務上の問題（カウンターパーティの債務不履行の際に、担保の追加提供若しくは担保の差し替え又は担保の売却に対するリスク・エクスポージャーの計算の時間差など）を含む可能性があり、デリバティブ契約に基づく当ファンドのカウンターパーティーに対する当ファンドのクレジット・エクスポージャーは十分担保されない場合があるが、当ファンドは上記の「投資制限」のセクションで規定される制限を継続的に監視する。

(2) リスク管理体制

法令及びファンドの指図並びに採用されている投資戦略の遵守は、以下のとおり複数のレベルにおいて行われる手続きにより確保されている。

- ・ポートフォリオ・マネージャーは、ポートフォリオがファンドのガイドラインを遵守していることを確認し、また、収益とリスクの大きさをモニタリングする。そのために、ポートフォリオ・マネージャーは、ミドル・オフィスにおいて取引が行われる毎に更新されるフロント・オフィスのソフトウェアを使用する。
- ・債券チームの責任者は、リスクの大きさ、トラッキング・エラー及びパフォーマンスを毎週点検する。
- ・リスク部門及びコンプライアンスは、関連するパフォーマンスに注意を払うとともに、ファンドが適切な法令及びファンドのガイドラインを遵守していることを確認する。
- ・ミドル・オフィスは、業務の適切性を確認し、ポートフォリオ・マネージャーと本保管受託銀行の間の不一致を是正する。
- ・本保管受託銀行は、業務の妥当性をチェックする。
- ・社内監査人は、手続及び業務を検証する。

A. 全体のリスクの確定

通達11/512に従い、本管理会社は、1日1回当ファンドの全体のリスクを算出しなければならない。全体のリスクに対する制限は、継続的に遵守しなければならない。

本管理会社の責任で、全体のリスクを算出する適切な方式を選択する。具体的には、その選択は、投資方針（金融デリバティブ商品の使用を含む。）から生じる当ファンドのリスク特性に対する本管理会社の自己査定に基づくものでなければならない。

B. 当ファンドのリスク特性に基づくリスク計測方法

ファンドは、投資方針（デリバティブ投資固有の戦略を含む。）から生じる当ファンドのリスク特性に対する自己査定により分類されるが、それにより以下の2つのリスク測定手法が決定される。

- 以下のいずれかの場合に使用する先進的リスク計測手法（全体のリスクを算出するためのバリュー・アット・リスク手法など）
 - (a) 当ファンドの投資方針の無視できる部分を超えて複雑な投資方針をファンドが採用している場合
 - (b) エキゾチック・デリバティブに対するリスクが無視できるレベルではないこと。
 - (c) コミットメント・アプローチでは、ポートフォリオの市場リスクを適切に把握できないこと。
- それ以外の場合には、全体のリスクを算出するためのコミットメント・アプローチを使用しなければならない。本管理会社は、当ファンド全体のリスクを監視するためにコミットメント・アプローチを用いる。

C. 全体のリスクの算出

当ファンドは、コミットメント・アプローチ方式を用いる。

- 標準的なデリバティブに対するコミットメント・コンバージョン・アプローチ方式では、常に原資産の同一のポジションの時価を基準とするが、それよりも保守的な見積りであれば、想定元本又は先物契約における価格に代えることができる。
- 標準的ではないデリバティブの場合は、別の手法の利用が可能である。但し、デリバティブの総額が当ファンドのポートフォリオに占める割合がわずかであることを条件とする。
- 仕組みファンドの場合には、算出方法は、E SMAガイドライン2011/112に定められている。

金融デリバティブ商品は、以下の条件のいずれも満たす場合にはコミットメント算出時に考慮されない。

- (a) リスクの無い資産に投資される金融資産及び現金に関する金融デリバティブ商品に対する当ファンドの保有高の合計が、当該金融資産に対するキャッシュ・ポジションに等しい場合
- (b) 金融デリバティブ商品が、リスクの拡大及びレバレッジ・リスク又は市場リスクの要因になるとみなされない場合

当ファンドの金融デリバティブ商品に対するコミットメントの合計は、ポートフォリオの正味価値合計の100%を上限としているが、可能な範囲でネットティング又はヘッジの取決めを行った後の個別のコミットメントの合計（絶対値）で定量化する。

D. 店頭デリバティブ商品に関するカウンターパーティ・リスクの算出

店頭デリバティブ商品及び当ファンドが実施する効率的なポートフォリオ管理手法に関するカウンターパーティ・リスクは、カウンターパーティが前記「2 投資方針－(5) 投資制限」記載の金融機関の場合は資産の10%を上限とし、それ以外の場合は5%を上限とする。

店頭金融デリバティブに関するカウンターパーティ・リスクは、契約の時価評価額の正の値とする。

E. 店頭デリバティブの評価

前記「2 投資方針－(5) 投資制限」に従い、本管理会社は、適切で、透明性があり、公正な店頭デリバティブの評価を確保するために文書を作成し、かかる目的の取決め及び手続きを実行し、それを維持する。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

(A) 日本国内について

発行市場はルクセンブルクにのみ存在するため、日本国内において募集はなされない。

日本の投資家は、東京証券取引所の規則に従って売買注文が合致することにより取引が成立する場合には、取引参加者を通じて東京証券取引所においてクラスA米ドル建受益証券を購入することができる。売買手数料等については、東京証券取引所の取引参加者へ問い合わせのこと。

(B) 海外市場について

下記に記載した情報は、日本の投資家の参考のために記載するものである。

① 流通市場

流通市場は、関係証券取引所である。

本管理会社は、流通市場における購入に対して手数料を課さない。

取引の注文を行った場合には、本管理会社のコントロールが及ばない費用が生じることがある。

② 発行市場

発行市場は、当ファンドが本受益証券の発行又は買取りを行う市場である。本管理会社は、現金並びに／又はベンチマーク指数を構成する金融商品及び証券ポートフォリオを出資することにより本受益証券の取得を申し込むことができる認定参加者及びその他の機関投資家を承認する。

当ファンドのクラスA米ドル建受益証券の発行市場における前払い申込手数料は以下のとおりである。

	クラスA米ドル建
基準通貨	米ドル
前払い申込手数料 (注1)	純資産価額の6%まで（3%までが当ファンドの資産となり、3%までが本管理会社に支払われる。）
最低申込金額	1,000,000米ドル（又はそれと同等のユーロ貨）
保有期間に関する要件	該当なし

(注1) 本管理会社及び当ファンドに支払われる前払い申込手数料は、申込価格を基準として計算された割合の上限である。

日本国外の発行市場での申込手続については、後記「第2 管理及び運営－1. 申込（販売）手続等」を参照のこと。

(2) 【買戻し手数料】

(A) 日本国内について

本受益者は、本受益証券の買戻しを請求することはできないため、該当なし。但し、本受益者が認定参加者又は機関投資家である場合には、日本国外の発行市場において本受益証券の買戻しを請求することができる。

日本の投資家は、東京証券取引所の規則に従って売買注文が合致することにより取引が成立する場合には、取引参加者を通じて東京証券取引所においてクラスA米ドル建受益証券を売却することができる。売買手数料等については、東京証券取引所の取引参加者へ問い合わせのこと。

(B) 海外市場について

下記の情報は、日本の投資家の参考のために記載するものである。

① 流通市場

流通市場は、関係証券取引所である。

本管理会社は、流通市場における売却に対して手数料を課さない。

取引の注文を行った場合には、本管理会社のコントロールが及ばない費用が生じることがある。

② 発行市場

当ファンドのクラスA米ドル建受益証券の発行市場における買戻手数料は以下のとおりである。

	クラスA米ドル建
基準通貨	米ドル
買戻手数料 (注1)	純資産価額の6%まで（3%までが当 ファンドの資産となり、3%までが本管 理会社に支払われる。）

(注1) 本管理会社及び当ファンドに支払われる買戻手数料は、買戻価格を基準として計算された割合の上限である。

日本国外の発行市場での買戻手続については、後記「第2 管理及び運営－2. 買戻し手続等」を参照のこと。

(3) 【管理報酬等】

当ファンド約款に基づき、当ファンドの組成及び運営から生じる全ての費用は当ファンドが負担する。当該費用には、本管理会社、主たる支払事務代行会社及び登録・名義書換事務代行会社の報酬並びに全ての合理的な雑費並びに本管理会社の取締役が負担する旅費、本保管受託銀行の報酬及び当ファンドのために行われる取引がある場合には当該取引に関する全ての費用、クリアリングハウス又はコルレス先について発生した全ての費用、上場申請・維持費用、指数のライセンス費用その他の上場費用、マーケット・メーカーに関する費用（もしあれば）、当ファンドが雇用した法律及び会計その他の専門家に対する報酬及び費用、公租公課、損害賠償責任保険及び履行保証保険費用、当ファンドに関連して作成するその他の書類、本受益者に対する報告書の作成費用が含まれる。

全ての経常費用は、まず収入から支払われ、次にキャピタルゲイン、最終的に資産から支払われる。管理業務の報酬としてのクラスA米ドル建受益証券についての本管理会社の年次報酬の詳細は、以下のとおりである。

	クラスA米ドル建
基準通貨	米ドル
管理報酬	上限0.30%

管理業務の報酬としての本管理会社に対する年次報酬は、当ファンドの純資産に適用される年率の上限で表示され、純資産価額が計算される度に各取引日に計算され、その月において計上される。当該報酬は月毎に後払いされる。

本管理会社が、本管理会社又は本管理会社と共通の管理若しくは支配下にあること若しくは資本金若しくは議決権の10%超を直接間接の別を問わず保有することを理由として、本管理会社の関係会社となっている会社が直接間接の別を問わず管理するその他の集団投資スキーム（以下「関連対象ファンド」という。）の受益証券を取得する場合には、本管理会社は、関連対象ファンドの発行手数料又は買戻手数料を当ファンドに請求することはできない。

その他の報酬は、当ファンドの純資産に対して年率0.20%を上限とする。

本保管受託銀行は、当ファンドの純資産の0.02%を上限とする年次報酬を当ファンドから受領し、当該報酬は、純資産価額が計算される度に各取引日に計算され、その月において計上される。当該報酬は月毎に後払いされる。さらに、本保管受託銀行は、当ファンドを代理して行った取引に関する費用並びに当ファンドの資産の保管に協力した銀行及びクリアリングハウスが負担した費用を当ファンドに請求する権利を有している。

本管理会社、本保管受託銀行兼主たる支払事務代行会社及び登録・名義書換事務代行会社が上記の手数料の対価として提供する役務の詳細については、前記「1 ファンドの性格－(3) ファンドの仕組み－② 管理会社及びファンドの関係法人」を参照のこと。

(4) 【その他の手数料等】

該当なし

(5) 【課税上の取扱い】

① 日本以外の国における租税

A. 当ファンドに対する課税

プロスペクタスの時点で、当ファンドはルクセンブルクの所得税又はキャピタルゲイン税の支払義務を負わない。

ルクセンブルクにおいて、当ファンドは、2010年法第175(e)条に基づき申込税の支払義務が免除されている。

さらに、当ファンドに対して、海外のUCIに関する税金及び／又は当ファンドが販売の登録をしている国におけるその他当局による賦課金が課せられる可能性がある。

自らの税務状況について不明の場合は、専門家である税務コンサルタント又は現地租税当局に連絡されたい。

B. 当ファンドの投資に対する課税

当ファンドのポートフォリオ所得の一部、特に受取配当金及び受取利息並びに一定のキャピタルゲインは、それらが発生する国において、多様なレートで異なる種類の課税の対象となる可能性がある。この収益及びキャピタルゲインは、源泉徴収税の対象となる可能性もある。一定の状況において、当ファンドは、ルクセンブルク大公国及びその他の国家の間に存在する二重課税を防ぐ国際協定の資格を満たさない可能性がある。一部の国は、ルクセンブルクにおける課税対象者がこれらの協定の要件を満たすことのみを考慮する。

C. 本受益者に対する課税

本受益者及び本受益者になる可能性のある者は、出身国、居住国における受益証券の申込み、購入、保有及び処分に適用される法令（課税及び為替管理に関する法令等）に関する助言を得ることが望ましい。

申込者は、適用ある場合には税法上の居住国において税務申告を行う必要がある。

ルクセンブルク大公国の居住者

本プロスペクタスの日付時点で、ルクセンブルク大公国の居住者が獲得した本受益証券の分配金及びその売却益に対して、源泉徴収税は課されない。

分配金は、個人税率により所得税の対象となる。

本受益証券の売却益は、本受益証券を6ヶ月を上回る期間保有する場合には、所得税が課されない。但し、当ファンドの本受益証券の10%超を保有する居住者である本受益者の場合は、この限りではない。

非居住者

現行法に基づき以下の扱いとする。

－ 非居住者が獲得した本受益証券の分配金及びその売却益に対して、ルクセンブルクの源泉徴収税は課されない。

－ 非居住者が獲得した本受益証券の売却益に対して、ルクセンブルクの所得税は課されない。

但し、二重課税を回避するための条約がルクセンブルク大公国と本受益者の居住国との間に存在する場合には、本受益証券の売却益は、ルクセンブルクにおいては原則として非課税となり、その課税権限は本受益者の居住国に帰属する。

情報交換

欧州連合の他の加盟国（フランスの海外県・海外領土、アゾレス諸島、マデイラ諸島、カナリア諸島、オーランド諸島、ジブラルタルを含む。）の居住者

居住国以外の国を本拠とする支払代理人を通じて、当ファンドから分配金又は当ファンドの本受益証券の売却益を受領する個人は、自身に適用される法規制上の条項に係る情報を得ることが望ましい。

指令2011/16及び指令2014/107（Directives 2011/16 and 2014/107）が対象とするほとんどの国家において、当ファンドの分配総額及び／又は当ファンドの受益証券売却手取金、買戻し代金及び償還代金の総額が、所得の実質的所有者の居住国の税務当局に対して報告される。

EU非加盟国又は非加盟の領域の居住者

EU非加盟国又は非加盟の領域の居住者に支払われた利息に対して、源泉徴収税は課されない。

但し、OECDが策定した、財政事項を対象とする自動的情報交換制度（AEOI）の枠組において、関連する法域への伝達を目的として、本管理会社は、当ファンドの受益者に関する情報を収集し、受取人の居住する参加国の租税当局を含む第三者に開示する必要が生じる場合がある。同制度が規定し、開示される財務情報及び個人情報のデータには、当ファンドの受益者及びそれらの直接又は間接的な受取人、実質的所有者並びに支配者を特定する情報が含まれる可能性がある（がこれらに限定されない）。したがって、受益者は、本管理会社とその報告要請を順守できるように、かかる情報について本管理会社からの合理的な要請に従う必要がある。AEOI参加国の一覧はウェブサイト（<http://www.oecd.org/tax/automatic-exchange/>）で入手可能である。

米国の租税

2014年7月1日に施行された外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA法」という。）の規定に基づき、当ファンドが米国資産に直接又は間接的に投資する場合、かかる米国資産に対する投資から得た収益に対して、30%の米国源泉徴収税が課せられる可能性がある。

かかる源泉徴収税を回避するために、ルクセンブルク大公国は、2014年3月28日に米国政府との間で政府間協定を締結し、同協定に基づき、ルクセンブルクの金融機関は、ルクセンブルクの税務当局に対して直接又は間接的な米国の投資家に係る一定の情報を報告するためのデューデリジェンスを実施しなければならない。当該情報は、ルクセンブルクの税務当局から米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）に対して報告される。

上記は、現行の法律及び実務に基づくものであり、変更される場合がある。投資を検討している場合には、自らの投資に係る納税額への潜在的な影響について出身地、居住地の国家において情報を求めることを推奨する。本管理会社が当ファンドの本受益証券を公開市場で取引するところの個別の国家に適用される一定の課税条項にも注意されたい。

② 日本の租税

当ファンドの元本成長型受益証券（以下この②において「受益証券」という。）を保有する日本の受益者に対する日本の課税上の取扱いの概要は、以下のとおりである。以下はこの有価証券報告書提出日現在において施行されている日本の税法に基づくものであり、今後の税法の改正により下記の内容が変更される場合がある。以下の記述は完全なものではなく、以下についての詳細や受益者毎の個別具体的な課税上の取扱いについては、各自の税務専門家に相談されたい。

(I) 当ファンドの日本の受益者が取得する受益証券は元本成長型受益証券であるので、分配金の支払は行われない。

(II) 日本の居住者たる個人が受益証券を譲渡した場合の取扱い

- (i) 受益証券の譲渡価額（邦貨換算額）から当該受益者の取得価額（邦貨換算額）を控除した金額が株式等の譲渡所得等の金額となり、申告分離課税の対象となる。
- (ii) 税率は、20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%並びに地方税5%）となる。なお、復興特別所得税は、2037年12月31日まで、所得税額の2.1%として課されることとされている。
- (iii) 金融商品取引業者等の営業所に設定した非課税口座に設けた非課税管理勘定に係る受益証券を、非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間に譲渡した場合には、適用ある法令に定める要件および制限に従うことを条件として、当該譲渡による譲渡所得等については、所得税及び復興特別所得税並びに住民税が課されない（いわゆるNISA）。
- (iv) 譲渡損失が生じた場合には、当該損失については、他の上場株式等（特定公社債を含む。）の譲渡所得等、利子所得及び配当所得との間の損益通算が、申告分離課税を選択することその他の法令上の条件及び制限に従い、認められる。また、特定口座の源泉徴収選択口座において受益証券が保有されかつ上場株式等（特定公社債を含む。）に係る配当及び利子を受け入れる場合には、当該口座内における上場株式等（特定公社債を含む。）に係る配当所得及び利子所得の金額との損益通算（源泉徴収税額の調整）も認められる。
- (v) 受益証券は、その譲渡損益について税法上上場株式等として取り扱われ、特定口座での取扱いや譲渡損失の翌年以降3年間の繰越控除も認められる。

(III) 譲渡の対価につき、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

2019年12月31日現在

資 産 の 種 類	国 名（地域名）	時価合計（米ドル）	投資比率（％）（注２）
短期金融商品	米国	89,878,195	93.94
投資有価証券合計		89,878,195	93.94
金融商品に係る未実現純利益		1,662,706	1.74
銀行預金及び定期預金		4,164,951	4.35
その他の資産		11,024	0.01
その他の負債		38,563	0.04
純資産合計		95,678,313	100.00

（注１）上記の情報は、東京証券取引所に上場しているクラスＡ米ドル建受益証券のみに関する数値ではなく、当ファンドの貸借対照表全体を反映したものである。

（注２）投資比率とは、2019年12月31日における当ファンドの純資産総額（米ドル建）に対する当該資産（米ドル建）の時価の比率をいう。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

投資ポートフォリオの内、上位10銘柄並びにその地域、額面金額、時価、利率、償還期限及び投資比率は以下のとおりである。

2019年12月31日現在

順位	発行地	銘柄	額面金額 （米ドル）	時価 （米ドル）	投資比率 （％） （注２）
1	米国	United States Treasury bill	12,000,000	11,992,915	12.53
2	米国	United States Treasury bill	12,000,000	11,975,066	12.52
3	米国	United States Treasury bill	11,000,000	10,987,363	11.48
4	米国	United States Treasury bill	10,000,000	9,985,190	10.44
5	米国	United States Treasury bill	9,000,000	8,984,155	9.39
6	米国	United States Treasury bill	8,000,000	7,999,726	8.36
7	米国	United States Treasury bill	7,000,000	6,998,447	7.31
8	米国	United States Treasury bill	7,000,000	6,990,229	7.31
9	米国	United States Treasury bill	7,000,000	6,983,596	7.30
10	米国	United States Treasury bill	7,000,000	6,981,508	7.30

順位	銘柄	利率（％）	償還期限
1	United States Treasury bill	0	2020年1月16日
2	United States Treasury bill	0	2020年2月20日
3	United States Treasury bill	0	2020年1月30日
4	United States Treasury bill	0	2020年2月6日
5	United States Treasury bill	0	2020年2月13日
6	United States Treasury bill	0	2020年1月2日
7	United States Treasury bill	0	2020年1月7日
8	United States Treasury bill	0	2020年2月4日
9	United States Treasury bill	0	2020年2月27日
10	United States Treasury bill	0	2020年3月5日

（注1）上記の情報は、東京証券取引所に上場しているクラスA米ドル建受益証券のみに関する数値ではなく、当ファンドの貸借対照表全体を反映したものである。

（注2）投資比率とは、2019年12月31日における当ファンドの純資産総額（米ドル建）に対する当該資産（米ドル建）の時価の比率をいう。

②【投資不動産物件】

当ファンドは、2010年法により不動産に投資することは許されていない。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

	純資産総額	
	米ドル	千円
第13会計年度 (2017年12月31日末)	107,069,137	11,513,144
第14会計年度 (2018年12月31日末)	94,946,253	10,209,571
第15会計年度 (2019年12月31日末)	95,678,313	10,288,289
2019年１月末	98,989,575	10,644,349
2019年２月末	103,833,240	11,165,188
2019年３月末	99,179,632	10,664,786
2019年４月末	98,754,732	10,619,096
2019年５月末	92,385,500	9,934,213
2019年６月末	94,415,199	10,152,466
2019年７月末	94,900,502	10,204,651
2019年８月末	93,344,320	10,037,315
2019年９月末	90,166,302	9,695,582
2019年10月末	93,709,795	10,076,614
2019年11月末	91,165,496	9,803,026
2019年12月末	95,678,313	10,288,289
2020年１月末	88,591,788	9,526,275
2020年２月末	80,812,189	8,689,735
2020年３月末	66,816,269	7,184,753
2020年４月末	65,373,849	7,029,650
2020年５月末	73,234,800	7,874,938

	クラスA米ドル建受益証券の 1口当たり純資産額	
	米ドル	円
第13会計年度 (2017年12月31日末)	32.83	3,530
第14会計年度 (2018年12月31日末)	28.81	3,098
第15会計年度 (2019年12月31日末)	31.73	3,412
2019年1月末	30.79	3,311
2019年2月末	31.93	3,433
2019年3月末	32.01	3,442
2019年4月末	32.19	3,461
2019年5月末	29.77	3,201
2019年6月末	30.93	3,326
2019年7月末	31.08	3,342
2019年8月末	30.57	3,287
2019年9月末	30.50	3,280
2019年10月末	31.07	3,341
2019年11月末	30.23	3,251
2019年12月末	31.73	3,412
2020年1月末	29.01	3,119
2020年2月末	27.33	2,939
2020年3月末	21.82	2,346
2020年4月末	20.81	2,238
2020年5月末	23.31	2,507

(注) 上記の数値は、各月末の本管理会社が計算した正式な純資産価額に相当する。

クラスA米ドル建受益証券は2005年5月31日にスイス証券取引所に上場した。同取引所における市場相場は以下のとおりである。

	終値	
	米ドル	円
2019年1月末	30.79	3,311
2019年2月末	31.93	3,433
2019年3月末	32.01	3,442
2019年4月末	32.19	3,461
2019年5月末	29.77	3,201
2019年6月末	30.93	3,326
2019年7月末	31.08	3,342
2019年8月末	30.57	3,287
2019年9月末	30.50	3,280
2019年10月末	31.07	3,341
2019年11月末	30.23	3,251
2019年12月末	31.73	3,412
2020年1月末	29.01	3,119
2020年2月末	27.33	2,939
2020年3月末	21.82	2,346
2020年4月末	20.81	2,238
2020年5月末	23.31	2,507

出典：ブルームバーグ

（注） 疑義を避けるために付記すると、スイス証券取引所における各月の最終取引日の終値は、同日のクラスA米ドル建受益証券の1口当たりの純資産価額が同日のベンチマーク指数の正式な終値に基づき計算されるため、同日のクラスA米ドル建受益証券の1口当たりの純資産価額とは必ずしも一致していない。

クラスA米ドル建受益証券は2008年10月22日に東京証券取引所に上場した。同取引所における市場相場は以下のとおりである。

	終値
	円
第13会計年度末	3,130
第14会計年度末	3,255
第15会計年度末	3,280
2019年1月末	3,120
2019年2月末	3,160
2019年3月末	3,280
2019年4月末	3,300
2019年5月末	3,225
2019年6月末	3,130
2019年7月末	3,140
2019年8月末	3,085
2019年9月末	3,195
2019年10月末	3,110
2019年11月末	3,145
2019年12月末	3,280
2020年1月末	3,175
2020年2月末	3,005
2020年3月末	2,601
2020年4月末	2,300
2020年5月末	2,540

出典：ブルームバーグ

（注） 疑義を避けるために付記すると、東京証券取引所における各月の最終取引日の終値は、同日のクラスA米ドル建受益証券の1口当たりの純資産価額が同日のベンチマーク指数の正式な終値に基づき計算されるため、同日のクラスA米ドル建受益証券の1口当たりの純資産価額とは必ずしも一致していない。

②【分配の推移】

本書の日付現在、元本成長型受益証券以外の受益証券は発行されていない。従って、本受益者に対する分配金の支払は行われていない。東京証券取引所において上場されているのは、クラスA米ドル建受益証券のみであり、クラスA米ドル建受益証券は、元本成長型受益証券の受益証券である。

③【収益率の推移】

下記表は、クラスA米ドル建受益証券の収益率を示したものである。

会計年度	収益率（％）
第13会計年度 （自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）	8.49
第14会計年度 （自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）	-12.24
第15会計年度 （自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）	10.13

（注）収益率の計算方法は以下のとおりである。

$$\text{収益率} = (A - B) \div B \times 100$$

A＝期末のクラスA米ドル建受益証券1口当たり純資産価額

B＝前期末のクラスA米ドル建受益証券1口当たり純資産価額

（４）【販売及び買戻しの実績】

直近３会計年度の販売及び買戻しの実績は下記の通りである。

	販売		買戻し	
	販売口数	本邦内	買戻し口数	本邦内
第13会計年度 （自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）	846,938	該当なし	767,000	該当なし
第14会計年度 （自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）	1,733,000	該当なし	1,698,190	該当なし
第15会計年度 （自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）	312,321	該当なし	592,422	該当なし

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 日本国内における手続

日本国内において、本受益証券の募集は一切行っていない。

日本の投資家は、東京証券取引所の規則に従って売買注文が合致することにより取引が成立する場合には、取引参加者を通じて東京証券取引所においてクラスA米ドル建受益証券を購入することができる。

売買手数料等については、東京証券取引所の取引参加者へ問い合わせのこと。

本受益証券を購入する可能性のある者は、かかる者の居住国又は設立国における有効な法律に基づく、本受益証券の取得の申込み、保有、買戻し、転換又は譲渡に関する、法的効果若しくは納税額への影響、又は通貨制限若しくは通貨管理による結果について完全に認識するために、自ら情報を集めること及び各自の銀行、ブローカー、法律若しくは税務の専門家又は会計士の支援を要求することが求められている。

(2) 海外における手続

本受益証券は、発行市場及び流通市場において購入されている。下記に記載した情報は、日本の投資家の参考のために記載するものである。

時間外取引及びマーケット・タイミング取引の禁止

本受益証券の申込み、買戻し及び転換は、投資を目的とする場合以外に行われるべきではない。当ファンドは、マーケット・タイミング取引（マーケット・タイミング取引とは、裁定取引の一種であり、この方法により投資家は、時差及び／又は受益証券を発行するファンドの純資産価額の決定に関する不備若しくは不確定性を利用して、短期間に当該受益証券の申込み、買戻し又は転換を組織的に行うものである。）又は時間外取引（時間外取引とは、注文の受付可能時間として定めた時間（締切時間）より後に申込み、転換又は買戻しを受け付け、当該注文を同日の純資産価額に基づく価格により執行することをいう。）のようなその他の過当取引慣行を認めていない。過当で、かつ、短期間（マーケット・タイミング）の取引慣行は、ポートフォリオの運用戦略を阻害し、当ファンドの運用成績に悪影響を及ぼす可能性がある。当ファンドや本受益者に対する悪影響を最小限にするために、本管理会社又は本管理会社を代理する登録・名義書換事務代行会社は、過当取引に従事する、若しくは過当取引を行った経験のある投資家、又は当ファンドに害を及ぼしてきた若しくはその可能性がある本管理会社が判断した投資家からの申込み若しくは転換の注文を拒絶する権利を有しており、また、当該投資家に対して、課すことのできる申込手数料、償還手数料若しくは転換手数料に追加して、当ファンドのために、注文した価格の2%を上限とする手数料を課す権利を有している。かかる判断を行う際に、本管理会社は、共有又は共同管理化にある複数の口座で行われた取引を考慮することができる。また、本管理会社は、過当取引に従事している又はかかる取引に従事してきた投資家の保有する全ての本受益証券を買い戻すことができる。

本管理会社は、申込みを拒絶すること又は買戻しを強制することから生じた損失に対して責を負わない。

申込み、買戻し及び転換は、その時点では不確定な1口当たり純資産価額で行われる。

マネーロンダリングに対する対応

マネーロンダリングに対する対応として、以下の場合には、申込者の身分証明書（個人の場合）又は定款及び会社登記簿の抄本（法人の場合）の謄本（いずれも大使館、領事館、公証人、警視總監等の公的機関の原本証明付きのもの）を申込書とともに提出しなければならない。

- a. ルクセンブルクにおいてマネーロンダリングを目的とした金融システムの利用を防止するために要求される本人確認手続と同等の本人確認手続に従うことを要求されていない国に所在する金融セクター専門業者を通じて、申し込まれる場合
- b. ルクセンブルク法により要求される本人確認手続と同等の本人確認手続に従うことが親会社に要求されている場合の、その親会社の子会社又は支店を通じて申込みが行われる場合で、かつ親会社を律する法律が親会社に対し、その子会社及び支店がかかる本人確認手続に従わしめることを義務付けていない場合

さらに、本管理会社は、ルクセンブルク法により要求される本人確認手続と同等の手続に従うことを要求されていない金融機関から送金された資金の出所については、それを確認することが義務付けられており、申込みは、かかる資金の出所が確認されるまで一時的に停止される場合がある。

「FATF」（マネーロンダリングに関する金融活動作業部会）の報告書の勧告に従っている国に所在する金融セクター専門業者は、一般的に、ルクセンブルク法により要求される本人確認手続と同等の手続に従っているとみなすことが認められている。

① 流通市場

流通市場は、関係証券取引所である。

前記「第1 ファンドの状況－4. 手数料等及び税金」に記載したとおり、本管理会社は、流通市場における購入に対して手数料を課さない。

本受益証券の買い注文は、関係証券取引所の会員証券会社を通じて関係証券取引所で行うことができる。

取引の注文を行った場合には、本管理会社のコントロールが及ばない費用が生じることがある。

流通市場で取引される本受益証券の価格は、需要と供給の関係で決定され、おおよそ気配純資産価額に相当する。さらに、マーケット・メーカーが市場を形成し、最も安い売り呼値と最も高い買い呼値の差額の上限幅を維持する契約上の義務を関係証券取引所に対して負っている。

ベンチマーク指数の公表が廃止又は停止した場合は、当ファンドの上場は同じ期間停止される。ベンチマーク指数の公表が再開され次第、当ファンドの上場も再開し、停止後の当ファンドの純資産価額及び気配純資産価額の変動も計算に入れる。

流通市場で購入されたUCITS・ETFの受益証券は、通常、そのUCITS・ETFに対して直接売り戻すことはできない。投資家は、仲介業者（証券会社等）を通じて流通市場で売買することができるが、手数料を負担する場合がある。加えて、投資家は、購入時にその時点の純資産価額を上回る額を支払い、売却時にその時点の純資産価額を下回る額を受領する場合がある。

② 発行市場

クラスA米ドル建受益証券の発行市場においては、以下の条件が全ての認定参加者及びその他の機関投資家に適用される。

	クラスA米ドル建
基準通貨	米ドル
前払い申込手数料 (注1)	純資産価額の6%まで（3%までが当ファンドの資産となり、3%までが本管理会社に支払われる。）
最低申込金額	1,000,000米ドル（又はそれと同等のユーロ貨）
保有期間に関する要件	該当なし

（注1）本管理会社及び当ファンドに支払われる前払い申込手数料は、申込価格を基準として計算された割合の上限である。

発行市場は、当ファンドが本受益証券の発行又は買取りを行う市場である。本管理会社は、現金及び／又はベンチマーク指数を構成する金融商品及び証券ポートフォリオを出資することにより本受益証券の購入を申し込むことができる認定参加者及びその他の機関投資家を承認する。

各取引日の午後3時30分（ルクセンブルク時間）までに本管理会社及び／又は登録・名義書換事務代行会社に受領された認定参加者又はその他の機関投資家からの購入申込みは、同取引日の終値（終値が入手可能ではない場合には最終価格）に基づいて翌取引日に計算され、公表される同取引日付の純資産価額に基づいて実行される。認定参加者又はその他の機関投資家により送付され、各取引日の午後3時30分（ルクセンブルク時間）を経過してから、本管理会社及び／又は登録・名義書換事務代行会社に受領された購入申込みは、同じ規則により翌々取引日に計算され、公表される翌取引日付の純資産価額に基づき実行される。

申込価格が現金又は現物で支払われる場合、支払方法が現金であるか又は現物であるかを問わず、ベンチマーク指数を構成する有価証券の取得に関する費用及び／又は当ファンドに影響を及ぼす市場への影響を考慮するために、当該金額は、純資産価額の最大で6%の申込手数料を純資産価額に加えた金額とする。申込手数料のうち最大で3%は当ファンドに帰属し、最大で3%は本管理会社に帰属する。

申込金は、上記に定める規則に基づき現金で払い込むか、ベンチマーク指数を構成する金融商品及び有価証券の出資により払い込むことができる。但し、この場合、以下の条件が満たされなければならない。

- － 有価証券による払込みは、ベンチマーク指数の構成を反映する金融商品及び有価証券の集合物の出資によってのみ行うことができる。
- － 午後3時30分（ルクセンブルク時間）までに受領された各申込みについては、出資すべき金融商品及び有価証券の集合物は、当該日の取引開始時前のベンチマーク指数の構成に基づくものとし、マネージャーに対して提供される。
- － マネージャーは、翌日午後3時30分（ルクセンブルク時間）まで、提案された金融商品及び有価証券の集合物の全部又は一部を受け入れるか拒絶することができる。
- － 金融商品及び有価証券が受け入れられる場合、かかる金融商品及び有価証券は当ファンド約款に記載される規則に従って評価される。

マネージャーは、有価証券及び資産のポートフォリオが当ファンドの投資方針及び投資制限に適うものである場合にのみ当該ポートフォリオを受け入れる。一切の出資は、当ファンドの監査人による通常の管理に服する。かかる管理は書面による報告書に記録される。

発行価格が現金で支払われる場合には、当該購入申込みに適用される純資産価額の日付から3取引日以内に、当該本受益証券の表示通貨により、主たる支払事務代行会社に支払われなければならない。発行価格が金融商品及び有価証券の出資により支払われる場合には、当該購入申込みに適用される純資産価額の日付から3取引日以内に、金融商品及び有価証券を当ファンドに権利移転しなければならない。

支払いが遅れる場合には、当ファンドは、通常の市場水準で課される金利を反映した追加の手数料を適用することができる。

本管理会社は、購入申込み又は購入申込みの一部を拒絶する権利を有する。この場合、購入価格の余剰額は、支払後3取引日以内に、購入しようとした者に対して返還される。

本管理会社は、通知を行うことなく、いつでも本受益証券の発行を停止する権利も有する。

当ファンド約款に定める理由により本受益証券の1口当たり純資産価額の計算が停止されている期間中は、いかなる本受益証券も発行しない。

停止期間が終了すると、停止された購入申込みは当該停止期間の終了後の取引日に処理される。

さらに、ある取引日において発行済の本受益証券の10%超、又は50百万米ドル若しくはそのユーロ相当額以上の金額について購入申込があった場合、本管理会社は、一定期間において、購入申込の全部又は一部の処理の延期を当ファンドの最大の利益のために決定することができる。延期期間の終了後の取引日に、かかる延期されていた購入申込は、その後受領する申込に先立って優先して処理される。

2【買戻し手続等】

(1) 日本国内における手続

本受益者は、本受益証券の買戻しを請求することはできない。但し、本受益者が認定参加者又は機関投資家である場合には、日本国外の発行市場において本受益証券の買戻しを請求することができる。

日本の投資家は、東京証券取引所の規則に従って売買注文が合致することにより取引が成立する場合には、取引参加者を通じて東京証券取引所においてクラスA米ドル建受益証券を売却することができる。

売買手数料等については、東京証券取引所の取引参加者へ問い合わせのこと。

(2) 海外における手続

本受益証券は、発行市場及び流通市場において売却されている。下記に記載した情報は、日本の投資家の参考のために記載するものである。

① 流通市場

流通市場は、関係証券取引所である。

前記「第1 ファンドの状況－4. 手数料等及び税金」に記載したとおり、本管理会社は、流通市場における売却に対して手数料を課さない。

本受益証券の売り注文は、関係証券取引所の会員証券会社を通じて関係証券取引所で行うことができる。

取引の注文を行った場合には、本管理会社のコントロールが及ばない費用が生じることがある。

東京証券取引所以外の関係証券取引所では、流通市場で取引される本受益証券の価格は、需要と供給の関係で決定され、おおよそ気配純資産価額に相当する。さらに、マーケット・メーカーが市場を形成し、最も安い売り呼値と最も高い買い呼値の差額の上限幅を維持する契約上の義務を関係証券取引所に対して負っている。

② 発行市場

クラスA米ドル建受益証券の発行市場においては、以下の条件が全ての認定参加者及びその他の機関投資家に適用される。

	クラスA米ドル建
基準通貨	米ドル
買戻手数料 (注1)	純資産価額の6%まで（3%までが当ファンドの資産となり、3%までが本管理会社に支払われる。）

(注1) 本管理会社及び当ファンドに支払われる買戻手数料は、買戻価格を基準として計算された割合の上限である。

発行市場は、当ファンドが本受益証券の発行又は買取りを行う市場である。本管理会社は、現金並びに／又はベンチマーク指数を構成する金融商品及び証券ポートフォリオを出資することにより本受益証券の取得を申し込むことができる認定参加者及びその他の機関投資家を承認する。

各取引日の午後3時30分（ルクセンブルク時間）までに本管理会社及び／又は登録・名義書換事務代行会社に受領された認定参加者又はその他の機関投資家からの買戻しの申込みは、同取引日の終値（終値が入手可能ではない場合には最終価格）に基づいて翌取引日に計算され、公表される同取引日付の純資産価額に基づいて実行される。認定参加者又は他の機関投資家により送付され、各取引日の午後3時30分（ルクセンブルク時間）を経過してから、本管理会社及び／又は登録・名義書換事務代行会社に受領された買戻しの申込みは、同じ規則により翌々取引日に計算され公表される翌取引日付の純資産価額に基づき実行される。

本受益証券は、本受益者の裁量で現金又はポートフォリオ内の金融商品及び有価証券の交付により買戻しを行うことができる。買戻しに割り当てられた金融商品及び有価証券は、当ファンド約款に定める規則に従って評価される。

マネージャーは、買戻価格の支払としての金融商品及び有価証券のポートフォリオの割当てが、他の本受益者の不利益にならないことを確保する。

買戻価格は、以下の（i）から（ii）を控除することにより計算される。

（i）本受益証券の1口当たり純資産価額。

（ii）ベンチマーク指数を構成する有価証券の処分に関する費用及び／又は市場への影響を考慮するために、買戻しが現金で行われるか現物で行われるかを問わず、最大で純資産価額の6%に相当する買戻手数料（このうち最大で3%は当ファンドに帰属し、最大で3%は本管理会社に帰属する。）。

本受益証券の1口当たり純資産価額の計算が停止されている期間中は、いかなる本受益証券も買戻されない。

停止期間が終了すると、停止された買戻請求は当該停止期間の終了後の取引日に処理される。

買戻価格が現金で支払われる場合には、当該買戻請求に適用される純資産価額の日付から3取引日以内に、当該本受益証券の表示通貨により支払われなければならない。買戻価格がポートフォリオに保有される金融商品又は有価証券の割当てにより支払われる場合には、当該買戻請求に適用される純資産価額の日付から3取引日以内に当ファンドから権利移転しなければならない。

さらに、ある取引日において発行済の本受益証券の10%超、又は50百万米ドル若しくはそのユーロ相当額以上の金額について買戻請求があった場合、本管理会社は、一定期間において、買戻請求の全部又は一部の処理の延期を当ファンドの最大の利益のために決定することができる。延期されていた買戻請求は、停止期間の終了後の取引日に、その後受領する請求に先立って、優先して処理される。

時間外取引及びマーケット・タイミング取引については、前記「1. 申込（販売）手続等」を参照のこと。

＊転換手続

本管理会社が決定し、本書に記載されている特別な制限に従うことを条件として、日本国外の発行市場の本受益者は、保有しているクラスの本受益証券の全部又は一部を他のクラスの本受益証券に転換することを請求する権利を有する。

本受益証券の転換価格は、同一の計算日に計算される、本受益証券の関連する2つのクラスそれぞれの純資産価額に基づき計算される。

本管理会社は、特に転換の頻度及び条件に関して、必要と思われる制限を課すことができ、また、本書に記載される金額の費用及び手数料の支払を転換の条件とすることができる。

本受益証券の転換により、単独の本受益者が保有する本受益証券の数又は純資産価額の総額が、本管理会社を設定し、本書に記載されている基準値を下回る場合、本管理会社は、当該本受益者に対して、当該クラスに属する当該本受益者の本受益証券の全部を転換することを義務づけることができる。

転換された本受益証券は、消却することができる。

本受益証券の1口当たり純資産価額の計算がなされない期間中は、いかなる本受益証券も転換されない。

時間外取引及びマーケット・タイミング取引については、前記「1. 申込（販売）手続等」を参照のこと。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

純資産価額の評価

本管理会社は、本受益証券の純資産価額をルクセンブルクにおいて決定する。本受益証券の1口当たり純資産価額は、本受益証券のクラスの通貨により表示される。当ファンドの純資産額を発行済本受益証券の数で除すことにより決定される。

取引日毎に、当該取引日付で、当該取引日に当ファンドのポートフォリオに含まれる資産の終値（終値が入手可能ではない場合には最終価格）を基準として翌取引日に本管理会社の事務所において計算及び公表される本受益証券1口当たりの純資産価額が存在する。

日本国内においては、取引日に計算され、同日付の1口当たり純資産価額（当ファンドのポートフォリオに含まれる資産の終値を基準とする。）は、TDnetを通じて東京証券取引所において当該取引日から原則として2営業日後（日本時間）に公表される。但し、当該営業日が日本における営業日ではない場合には、当該取引日から3営業日目以降の日本における営業日（日本時間）に公表される。

気配純資産価額は、ベンチマーク指数の全ての構成銘柄の価格のリアルタイムな変動を基準としてベンチマーク指数が更新される度に計算され、東京証券取引所以外の関係証券取引所により公表される。

1口当たり純資産価額は、ルクセンブルクの営業日毎に計算されるが、（i）ベンチマーク指数が公表されない日、（ii）ベンチマーク指数の構成要素（ウェイトが当該指数の相当部分（10%超）を占めるものに限る。）が上場している市場の1つ又は複数の閉鎖した日についてはこの限りではない。

気配純資産価額は、東京証券取引所の規則に基づき東京証券取引所において公表されることはなく、東京証券取引所の取引時間においてベンチマーク指数を入手することはできない。

純資産価額の計算の停止

本管理会社は、以下の場合には、本受益証券の1口当たり純資産価額、並びに本受益証券の発行、買戻し及び転換（該当する場合）のための計算を停止することができる。

- － 規制又は短期間における大きな変動により、当ファンドの資産の重要部分を評価するために利用される一若しくは複数の規制市場若しくは他の規制市場、又は当ファンドの資産の重要部分が表示される通貨に係る一若しくは複数の外国為替市場が、公式の休日以外の期間に閉鎖された場合、又はかかる市場における取引が停止された場合。
- － 本管理会社の責任又はコントロールの及ばない政治的、経済的、軍事的、通貨的若しくは社会的状況、ストライキ又は不可抗力により、本受益者の利益を重大に害することなくしては、合理的若しくは通常の方法によって当ファンドの資産を売却することができない場合。
- － 当ファンドの資産の一部の評価額を決定するために通常利用される通信手段若しくは計算手段の機能不全の場合、又は、理由を問わず当ファンドの資産の一部の評価額を十分な速度若しくは正確性をもって算出することができない場合。
- － 外国為替管理又は資本移動の制限により、当ファンドのために取引を行うことができない場合、又は、資産を通常の為替レートで売買することができない場合。
- － 当ファンドを清算する決定がなされた場合。

純資産価額の計算停止の通知は、新聞に公告すること及び本管理会社が決定する方法により本受益者（日本の投資家を除く。）に公表される。純資産価額の計算が停止される場合には、本管理会社は、東京証券取引所の適時開示にかかる規則に従い東京証券取引所に対して当該事実を通知する。

資産の評価

当ファンドの資産は、以下のとおり評価される。

- (a) 現金若しくは現金預金、一覧払い手形及び為替手形、売掛金、前払費用、並びに額が確定したが未払いの配当金及び利息の評価額は、これらの資産の名目元本とする。但し、全額を回収できる見込みがない場合、本管理会社が当該資産の真正な価値を反映させるために十分とみなす金額を控除して評価額を決定する。
- (b) 規制市場又は他の規制市場（これらの概念は本書に定義されている。）において取引又は上場されている金融資産の評価額は、当該資産の通常の主たる市場である市場において入手可能な当該資産の最新の価格で決定される。
- (c) ポートフォリオ資産が規制市場若しくは他の規制市場において取引若しくは上場されていない場合、又は、当該市場で上場若しくは取引されている資産について、上記(b)に従って決定された価格が当該資産の真の価値を表章していない場合には、当該資産は、慎重かつ誠実に概算される予想売却価額で評価される。
- (d) 規制市場又は他の規制市場において取引される先物の売却価額は、当ファンドが当該契約を締結した規制市場又は他の規制市場により公表された終値に基づく。先物契約を当該評価日に決済することができない場合、本管理会社は、慎重かつ誠実に当該先物契約の決済価額を決定するための基準を定める。
- (e) 店頭市場における先物、外国為替取引は、市場価額、又は本管理会社が定める条件に従って慎重かつ誠実に概算される価額で評価される。
- (f) UCITS又はその他のUCIの受益証券又は株式は、判明している最新の純資産価額で評価される。
- (g) 実務上可能な場合には、流動資産、短期金融商品その他全ての商品は、評価日に最後に認知された終値又は定額法による減価償却により評価することができる。定額法による減価償却を用いる場合、終値による評価と定額法による減価償却により行われた評価に差があるかどうかを判断するため、本管理会社の監督の下、ポートフォリオのポジションの定期的な見直しが行われる。当該評価差により著しい希薄化が生じる、又は株主にとって不利になる可能性がある場合には、最後に認知された終値を用いた純資産価額の計算など適切な是正措置を講じることができる。
- (h) その他の一切の有価証券及び資産は、本管理会社が定める手続に従って慎重かつ誠実に概算される予想売却価額で評価される。

当ファンドの基準通貨で表示されていない資産及びコミットメントの評価額は、本保管受託銀行が決定する市場で有効な為替レートにより、当ファンドの基準通貨に換算される。かかる為替レートが入手できない場合、為替レートは本管理会社が定める手続に従って慎重かつ誠実に算出される。

本管理会社は、その単独の裁量により、当ファンドが保有する資産の予想売却価額により近いとみなす場合には、他の評価方法を利用することができる。

特別な状況により、上記の規定に従った評価が不可能又は不適切となった場合、本管理会社は、その状況において公正な評価を確立するために利用すべきその他の基準を、慎重かつ誠実に決定する。

当ファンドにおいて口数調整が行われるものとする。

(2) 【保管】

本受益証券の券面は発行されていないため、該当事項なし。

当ファンドの日本国外の発行市場において、当ファンドが発行する受益証券は、申込者の選択により記名式又は無記名式で発行される。記名式本受益証券の所有権は、本受益者名簿に本受益者の氏名が登録されることにより設定される。登録された本受益者は、その保有につき書面による確認を受ける。券面は発行されない。

(3) 【信託期間】

当ファンドは存続期間を無期限として組成された。

(4) 【計算期間】

当ファンドの会計年度は毎年12月31日に終了する。

(5) 【その他】

① 当ファンドの解散

当ファンドの期間及び解散

当ファンドは存続期間を無期限として組成された。但し、当ファンドは、本管理会社及び本保管受託銀行の間の合意により、事前通知を条件として、いつでも解散することができる。本管理会社は、特に、当ファンドの純資産価額が、当ファンドを経営的効率性をもって運営するための最低額として本管理会社が定める金額を下回った場合、経済若しくは政治的状況に重大な変化があった場合、又は経済的合理化のために、当ファンドの解散を決定することができる。

本受益者又はその相続人若しくは譲受人は、当ファンドの清算を請求することができない。

当ファンドの解散をもたらす事由は、RESAに公告される通知によって公表されなければならない。さらに、当ファンドの解散をもたらす事由は、十分な発行部数をもつ少なくとも2つの新聞（そのうち少なくとも1紙はルクセンブルクの新聞であるものとする。）に公告されなければならない。

本受益証券は、清算期間中に買戻しを行うことができる。但し、一切の本受益者が平等に扱われることを条件とする。

本管理会社、又は該当する場合には本管理会社により任命された清算人は、本受益者の最大の利益となるように当ファンドの資産を売却するものとし、本保管受託銀行は、本管理会社の指示により、清算費用を控除した上で、純清算剰余金を、本受益者に対してその保有する本受益証券の数に応じて分配する。本管理会社は、当ファンド約款に記載する条件及び本受益者を平等に取扱うという原則に従い、同意した本受益者に対しては、当ファンドの資産の全部又は一部を現物で分配することができる。

当ファンドの清算の完了時に、支払のため提示されなかった本受益証券に対して割り当てられた清算手取金は、法定時効期間が満了するまで、ルクセンブルクの供託局（Caisse des Consignations）に預託される。

当ファンドの合併

当ファンドの純資産の価値が本管理会社が当ファンドが経済的に効率的な方法で運営されるのに最低限必要であると本管理会社が判断する水準まで減少した場合、経済及び政治の状況に重大な変化が生じた場合、又は、経済的な合理化の実施に伴い、本管理会社は、CSSFの事前承認及び本保管受託銀行の承認を条件として、（分割又は併合の実施後、及び（必要な場合には）本受益者に対して端数分の権利に相当する金額を支払った後に）当ファンドの資産をその他のUCITS又は当該UCITSのサブファンドの資産に割り当ててを決定することができる。本段においては、UCITSという用語は、文脈上別の解釈をする必要がある場合を除き、UCITSのサブファンドも指している。本受益者は、存続するUCITSの受益証券、及び（該当する場合には）かかる受益証券の純資産価額の10%以下の現金を受領する。

本管理会社は、本受益者が自らの投資に及ぼす合併の影響を情報に基づいて判断し、本段及び2010年法に基づき自己の権利を行使することが可能になるように、予定される合併に関する適切かつ正確な情報を本受益者に提供する。特に、提供される書面には、新規ファンドに関する情報、及び本受益者の選択により合併の効力発生日に先立つ1ヶ月間に自己の本受益証券の償還を無償で請求することができる旨を記載する。当該期間後は、買戻請求を行わなかった本受益者は本管理会社の決定に拘束される。

本管理会社が当ファンドの解散又は別のファンドとの合併を決定した場合には、本管理会社は、東京証券取引所の有価証券上場規程に従い、直ちに当該事項を開示する。

② 当ファンドの償還条件

当ファンドに満期は設定されていない。

③ 約款の変更

本管理会社は、本保管受託銀行との相互合意によりかつルクセンブルク法に従って、本受益者の利益のために当ファンド約款を変更することができる。当該変更は、本管理会社及び本保管受託銀行による署名により効力を生じる。

本管理会社が当ファンド約款の変更を決定した場合には、本管理会社は、CSSFが定めた事項を行い（行われる変更の性質により異なる。）、かつ、東京証券取引所の有価証券上場規程に従い、直ちに当該変更を開示する。

④ 関連契約の更改等

投資一任契約

本管理会社は、期限を定めずにマネージャーと投資一任契約を締結している。本契約は、変更に関する当事者の合意に基づき変更されることがあり、また、本契約の関連条項に従って本ファンドの清算の場合を含む一定の場合に解約されることがある。

保管受託・主たる支払事務代行契約

本管理会社は、期限を定めずに本保管受託銀行兼主たる支払事務代行会社と契約を締結している。本契約は、変更に関する当事者の合意に基づき変更されることがあり、また、本契約の関連条項に従って本ファンドの清算の場合を含む一定の場合に解約されることがある。

保管受託・主たる支払事務代行契約の各当事者は、相手方に対して3ヶ月前までに書面の通知をすることによ

り、当該契約を解除することができる。その際に下記の規定が適用される

- 新しい保管受託銀行は、保管受託契約に定められた本保管受託銀行の義務を履行し、かつその責務を承継する新しい保管受託銀行を、その契約の解除から2ヶ月以内に任命されなければならない。
- 本管理会社が本保管受託銀行を解任した場合、本保管受託銀行は新しい保管受託銀行に対する当ファンドの一切の資産の移転の完了に必要な期間は、2010年法第20条及び第21条bに基づき引き続きその義務を履行する。この場合、保管受託契約において予見される報酬その他の条件が引き続き適用されるものとする。
- 本保管受託銀行が辞任した場合、新しい保管受託銀行が任命され、当ファンドの資産の全てが当該保管受託銀行に移転するまでは、本保管受託銀行はその債務を免除されない。この場合、保管受託契約において予見される報酬その他の条件が引き続き適用されるものとする。
- 本管理会社は、書面通知に記された3ヶ月が経過するまでの内に、当ファンドの資産の委託を受け、新しい保管受託銀行として行為する資格を有する銀行の名称を公表するものとする。

登録・名義書換事務代行契約

本管理会社は、期限を定めずに登録・名義書換事務代行会社と契約を締結している。本契約は、変更に関する当事者の合意に基づき変更されることがあり、また、本契約の関連条項に従って本ファンドの清算の場合を含む一定の場合に解約されることがある。

4【受益者の権利等】

（1）【受益者の権利等】

① 分配金の受領権

現時点では、元本成長型受益証券のみが存在し、よって本受益者に対する分配金の支払は行われない。本管理会社は、分配型受益証券又は別の元本成長型受益証券を発行する権限を有している。元本成長型受益証券の本受益者には分配金を受領する権利は認められていない。

② 償還金の受領権

当ファンドは存続期間を定めずに組成されているため、該当事項なし。

③ 解散時の純清算剰余金の受領権

本受益者は、純清算剰余金を受領する権利を有している。詳細については、前記「第2 管理及び運営－3. 資産管理等の概要－(5) その他－① 当ファンドの解散」を参照のこと。

④ 買戻請求権

本受益者が認定参加者又は機関投資家である場合には、本受益者は自ら保有する本受益証券を日本国外の発行市場において買戻すための請求権を有している。詳細については、前記「第2 管理及び運営－2. 買戻し手続等」を参照のこと。

⑤ 受益者集会参加権

受益者集会は開催されないため、該当事項なし。

（2）【為替管理上の取扱い】

分配金、売却代金等の送金について、ルクセンブルクにおける為替管理上の制限は存在しない。

（3）【本邦における代理人】

日本国の関東財務局長に対する金融商品取引法に基づく継続開示等に関する届出代理人は、

弁護士 清水 啓子
東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

である。

本管理会社から、日本国内において、日本における本受益証券の販売及び買戻しの取引に関する一切の紛争、争訟に関し、本管理会社のために一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている者は本書の日付現在、任命されていない。

（4）【裁判管轄等】

日本の受益者は、本受益証券に関する取引に関する訴訟を下記のいずれか裁判所において提起することができる。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号
ルクセンブルク市裁判所 Rue du Palais de Justice, L-1841 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- (1) 以下に記載されている2019年12月31日及び2018年12月31日に終了した会計年度の当ファンドの財務書類の原文（英文）は、ルクセンブルクにおける財務書類の作成に関する法令上又は規制上の要件に準拠して作成されたものである。日本語は、これらの原文を翻訳したものである。
以下に記載されている当ファンドの財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含む。）第131条第5項但書の規定の適用を受けている。
- (2) 2019年12月31日及び2018年12月31日に終了した会計年度の当ファンドの財務書類の原文（英文）は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいう。）である当ファンドの独立監査人であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ（PricewaterhouseCoopers, Société coopérative）から、金融商品取引法第193条の2第1項第1号に規定される監査証明に相当すると認められる証明を受けており、添付のとおり当該証明に係る監査報告書を受領している。
- (3) 当ファンドの財務書類（原文）は、米ドルで表示されている。主要な勘定科目について円で表示されている金額は、2020年5月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値である1米ドル＝107.53円で換算された金額である。金額は千円単位で表示されている。この換算は、その金額が上記レートで実際に日本円に交換されるか、又は交換され得たであろうというように解釈すべきものではない。なお、日本円による金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

（１）【2019年12月31日終了年度】

①【貸借対照表】

S & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20・THEAM・
イージーUCITS・ETF

純資産計算書

2019年12月31日現在

	注記	米ドル	千円
資産		95,716,876	10,292,436
投資有価証券－取得原価		89,694,486	9,644,848
投資有価証券未実現評価損益		183,709	19,754
投資有価証券－時価	2	89,878,195	9,664,602
金融商品に係る未実現純利益	2、9	1,662,706	178,791
銀行預金及び定期預金		4,164,951	447,857
その他の資産		11,024	1,185
負債		38,563	4,147
その他の負債		38,563	4,147
純資産額		95,678,313	10,288,289

添付の注記は財務書類の不可欠な一部を成す。

②【損益計算書】

S & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20・THEAM・
イージーUCITS・ETF

損益及び純資産変動計算書

2019年12月31日に終了した会計年度

	注記	米ドル	千円
投資有価証券及び資産に係る収益	2、3、7	137,973	14,836
管理報酬	4	288,069	30,976
銀行に係る支払利息		17,161	1,845
その他の報酬	5	172,841	18,586
費用合計		478,071	51,407
投資純損失		(340,098)	(36,571)
以下に係る実現純損益：			
投資有価証券		2,040,219	219,385
金融商品	2	(2,500,065)	(268,832)
当期実現純損失		(799,944)	(86,018)
以下に係る未実現純損益の増減額：			
投資有価証券		(76,133)	(8,187)
金融商品	2	10,486,151	1,127,576
運用による純資産の増減		9,610,074	1,033,371
発行額／（買戻額）純額	3	(8,878,014)	(954,653)
期中における純資産の増／（減）		732,060	78,718
期首純資産額		94,946,253	10,209,571
当期末純資産額		95,678,313	10,288,289

添付の注記は財務書類の不可欠な一部を成す。

S & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20・THEAM・

イージーUCITS・ETF

直近3会計年度に関する主要数値

S & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20・THEAM・

イージーUCITS・ETF

	米ドル	米ドル	米ドル	口数
	2017年12月31日	2018年12月31日	2019年12月31日	2019年12月31日
純資産額	107,069,137	94,946,253	95,678,313	

1口当たり純資産価額

クラスA米ドル建受益証券	32.8341	28.8089	31.7275	3,015,623
--------------	---------	---------	---------	-----------

	千円	千円	千円	口数
	2017年12月31日	2018年12月31日	2019年12月31日	2019年12月31日
純資産額	11,513,144	10,209,571	10,288,289	

	円	円	円	
--	---	---	---	--

1口当たり純資産価額

クラスA米ドル建受益証券	3,531	3,098	3,412	3,015,623
--------------	-------	-------	-------	-----------

③【投資有価証券明細表等】

S & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20・THEAM・

イージーUCITS・ETF

投資有価証券明細表

2019年12月31日現在

(単位：米ドル)

金額	銘柄	通貨	時価	純資産に 占める割合 (%)
短期金融商品			89,878,195	93.94
	<i>米国</i>		<i>89,878,195</i>	<i>93.94</i>
8,000,000	US TREASURY BILL 0.000% 19-02/01/2020	米ドル	7,999,726	8.36
7,000,000	US TREASURY BILL 0.000% 19-04/02/2020	米ドル	6,990,229	7.31
7,000,000	US TREASURY BILL 0.000% 19-05/03/2020	米ドル	6,981,508	7.30
10,000,000	US TREASURY BILL 0.000% 19-06/02/2020	米ドル	9,985,190	10.44
7,000,000	US TREASURY BILL 0.000% 19-07/01/2020	米ドル	6,998,447	7.31
9,000,000	US TREASURY BILL 0.000% 19-13/02/2020	米ドル	8,984,155	9.39
12,000,000	US TREASURY BILL 0.000% 19-16/01/2020	米ドル	11,992,915	12.53
12,000,000	US TREASURY BILL 0.000% 19-20/02/2020	米ドル	11,975,066	12.52
7,000,000	US TREASURY BILL 0.000% 19-27/02/2020	米ドル	6,983,596	7.30
11,000,000	US TREASURY BILL 0.000% 19-30/01/2020	米ドル	10,987,363	11.48
投資有価証券合計			89,878,195	93.94

添付の注記は財務書類の不可欠な一部を成す。

**S & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20・THEAM・
イージーUCITS・ETF**

財務書類に対する注記

2019年12月31日現在

注記1 概要

2019年1月1日から2019年12月31日までの会計年度に発生した事象

当会計年度において、特別な事象は発生しなかった。

注記2 重要な会計方針

a) 財務書類の表示

当ファンドの財務書類は、集团的投資事業に関してルクセンブルクにおいて適用される法令に準拠して表示されている。当ファンドの連結通貨は米ドルである。

損益及び純資産変動計算書は、2019年1月1日から2019年12月31日までの会計年度を対象としている。

b) 純資産額

本年次報告書は、2019年12月31日現在で算定された直近の純資産額に基づいて作成されている。

c) 投資有価証券の評価

証券取引所に上場されている、又は定期的な運営が行われ、一般に認められ、かつ、公衆に開放されているその他の規制市場で取引されている投資有価証券は、直近の入手可能な金額で評価され、かかる市場が複数の市場がある場合は、その投資有価証券の主要な市場における直近の入手可能な金額に基づいて評価される。かかる金額が投資有価証券の公正価値を反映していない場合、本管理会社の取締役会により慎重かつ誠実に見積もられる予想売値により評価される。

証券取引所又は定期的な運営が行われ、一般に認められ、かつ、公衆に開放されている規制市場において取引されていない又は上場していない投資有価証券は、本管理会社の取締役会により慎重かつ誠実に見積もられる予想売値により評価される。

流動資産、短期金融商品及びその他のすべての商品は評価日における既知の最終の終値又は定額法に従って評価されることがある。定額法の場合、短期金融商品は取得原価でポートフォリオに開示され、その価額は損益及び純資産変動計算書上、「銀行に係る支払利息」項目における未払利息として増加する。終値による手法と定額法に従った場合の評価の基礎に差異があるかどうかを決定するため、ポートフォリオのポジションは本管理会社の監視の下、定期的に見直される予定である。重要な希薄化をもたらすような差異又は受益証券保有者にとって不利になるような差異がある場合、必要であれば既知の最終の終値を使用して純資産額を算定することを含め、適正な修正手続きが執られることがある。

2019年1月1日から2019年12月31日までの会計年度のポートフォリオの変動表は、当ファンドの本管理会社の登録上の事務所において、また現地の代行会社から無料で入手できる。

d) 外貨換算

当ファンドの表示通貨以外の通貨建ての投資有価証券の原価は、購入日の実勢為替レートで表示通貨に換算されている。

当ファンドの表示通貨以外の通貨による収益・費用は、取引日の為替レートで表示通貨に換算されている。

期末日に、当ファンドの表示通貨以外の通貨建ての資産及び負債は、当該日の実勢為替レートで表示通貨に換算されている。かかる換算による実現及び未実現の為替損益は、損益及び純資産変動計算書に含まれている。

2019年12月31日現在、単独のサブ・ファンド及び受益証券クラスは、米ドル建てであった。

e) スワップ契約

未決済のスワップは予想実現価額で評価される。当該評価によって生じた未実現損益の増減及び実現損益は、損益及び純資産変動計算書に計上される。実現損益は、当ファンドがスワップの相手方に支払った支払利息控除後の純額で表示される。

f) 収益

配当金は配当落ち日に計上される。利息は発生主義で計上される。

g) トラッキング・エラー

当ファンドの目的は、S & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20・トータル・リターン指数（ブルームバーグ：SPGCNCT）（当ファンドの「ベンチマーク指数」）に相当する収益を上げることである。当ファンドは指数に連動するため、その目的は純資産価額と関連するベンチマーク指数との間のトラッキングの偏差を絶対的に維持することである。当ファンドとベンチマーク指数レベル間でトラッキング・エラーが生じる予測レベルは通常の市況では最大で1%である。

サブ・ファンドは参照指数の実績に可能な限り近い指数となることを目指している。しかしながら、経験上、レプリケーション・コストによってトラッキング・エラーがある程度発生する可能性がある。

注記3 申込み及び買戻し

当ファンドが発行する受益証券は、登録された記名式で発行される。当ファンドは受益証券の端数を発行していない。現在1つのクラスの受益証券があり、その特徴は以下のとおりである。

クラスA受益証券—米ドル

運用中

場合によっては、受益証券は発行市場及び／又は流通市場で売買される。

申込金額は現金で、又はベンチマーク指数を表す商品及び有価証券の拠出により支払われる。

当年度の申込金額は、すべて現金で支払われた。

受益証券発行手数料及び受益証券買戻手数料がある場合は、損益及び純資産変動計算書の「投資有価証券及び資産に係る収益」に計上される。

注記4 管理報酬（上限年率）

本管理会社はその役務の対価として、受益証券クラスの純資産に基づき以下の年率により算定される管理報酬を受領する。

クラスA受益証券一米ドル： 0.30%まで

管理報酬は各取引日に計算され、純資産額が計算される都度該当のある月に未払計上されている。当該報酬は毎月後払いされる。

注記5 その他の報酬

その他の報酬は、各取引日に計算され、純資産額が計算される都度該当のある月に未払計上され、サブ・ファンド、受益証券カテゴリー又は受益証券クラスの平均純資産から毎月後払いされる。当該報酬は、保管受託資産に係る通常の費用（保管受託銀行報酬）及び毎日発生する一般事務代行費用（NAVの算定、記録・記帳、受益証券保有者への通知、法制上要求される受益証券保有者向けの書類の提供及び印刷、所在地事務、監査に係る費用及び報酬等）（但し、仲介手数料、預託金に関連しない取引手数料、取締役報酬、利息及び銀行手数料、特別費用、欧州市場インフラ規則（EMIR）を含む規制上の要件に基づく報告費用並びにルクセンブルクで適用される「年次税」及びその他特定の外国税及びその他の規制上の課税を除く）に充当される。

注記6 税金

適用されるルクセンブルク法及び一般的な慣行に準拠し、当ファンドはルクセンブルクの法人税の支払義務を負わない。同様に、EU貯蓄課税指令を導入する2005年6月21日付法令の適用可能性が不確実という判断を除いて、当ファンドによる分配総額に源泉徴収税は課されない。

ルクセンブルクにおいて、2010年法の第175(e)条（改正）に従い、当ファンドは年次税（「年次税」）の支払義務が免除されている。

当ファンドのポートフォリオから発生する一部の収益（配当金又は利息等）は本国において源泉徴収税の支払義務を負う場合がある。

投資家は個人的に稼得した収益又は利益に追加の税金の支払義務を負う場合がある。自身の税務ポジションが不確実な投資家は専門の税務コンサルタント又は自国管轄の税務当局へ連絡されたい。

注記7 有価証券貸付

2019年12月31日現在、当ファンドは、有価証券貸付の契約は締結していない。

注記8 取引手数料

譲渡可能な有価証券、短期金融商品、デリバティブ又はその他の適格資産の売買について当ファンドが負担する取引手数料は、主に、標準手数料、取引に係るその他手数料、収入印紙税、仲介手数料、保管手数料、付加価値税、証券取引所に係る手数料及びRTO手数料（発注の受領及び伝達）から構成される。取引手数料は売買された有価証券の取得原価に含まれる。

2019年1月1日から2019年12月31日までの会計年度において、当ファンドが負担する取引手数料はなかった。

注記9 トータル・リターン・スワップ

2019年12月31日現在、未決済のトータル・リターン・スワップ契約は以下のとおりである。

**S & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20・THEAM・
イージーUCITS・ETF**

名目価額	関与する 純資産の割合 (%)	相手方	通貨	満期	サブ・ファンド支払	サブ・ファンド受取
53,308,902	55.72%	BNPパリバ、 パリ、フランス	米ドル	13/01/2020	米ドルー米国短期財務 省証券 オークション・ハイ・ レート3ヶ月物＋ 0.058%	S & P G S C I 商 品指数エネルギー& メタル・キャップ ド・コンポーネント 35/20・トータル・ リターン指数
40,768,339	42.61%	ソシエテ・ジェ ネラル、パリ、 フランス	米ドル	13/01/2020	米ドルー米国短期財務 省証券 オークション・ハイ・ レート3ヶ月物＋ 0.059%	S & P G S C I 商 品指数エネルギー& メタル・キャップ ド・コンポーネント 35/20・トータル・ リターン指数
未実現純利益 (米ドル)						1,662,706

スワップ契約の相手方：

BNPパリバ、パリ、フランス

ソシエテ・ジェネラル、パリ、フランス

注記10 担保についての概要

2019年12月31日現在、スワップ契約の相手方は以下の担保を当ファンドのために差し入れた。

サブ・ファンド	通貨	O T C担保	担保の種類
S & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・ キャップド・コンポーネント35/20・THEAM・ イージーUCITS・ETF	米ドル	2,670,000	現金

注記11 投資有価証券の構成に関する変動

当年度に係る投資有価証券の構成に関する変動表は管理会社の登録上の事務所において、また現地の代行会社から無料で入手可能である。

注記12 後発事象：新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

期末以降、当初中国で発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大は、現在すべての大陸に及んでおり、前例のない公衆衛生及び経済関連の危機に陥っている。現時点では、ポートフォリオの企業に対する当該危機の詳細な影響を評価することはできないが、世界経済への影響の大きさについて懸念が高まっている。取締役会は、引き続きウイルスの感染拡大を封じ込める政府の取り組みに従い、また当ファンドのポートフォリオの企業に対する経済的影響があればモニターする。使用される純資産額は2019年12月31日現在であるため、現在の状況は当ファンドの財務書類に影響を与えない。

[次へ](#)

S&P GSCI® ENERGY & METALS CAPPED COMPONENT 35/20 THEAM Easy UCITS ETF

Financial statements at 31/12/2019

		S&P GSCI® ENERGY & METALS CAPPED COMPONENT 35/20 THEAM Easy UCITS ETF
	Expressed in Notes	USD
Statement of net assets		
Assets		95 716 876
<i>Securities portfolio at cost price</i>		89 694 486
<i>Unrealised gain/(loss) on securities portfolio</i>		183 709
Securities portfolio at market value	2	89 878 195
Net Unrealised gain on financial instruments	2,9	1 662 706
Cash at banks and time deposits		4 164 951
Other assets		11 024
Liabilities		38 563
Other liabilities		38 563
Net asset value		95 678 313
Statement of operations and changes in net assets		
Income on investments and assets	2,3,7	137 973
Management fees	4	288 069
Bank interest		17 161
Other fees	5	172 841
Total expenses		478 071
Net result from investments		(340 098)
Net realised result on:		
Investments securities		2 040 219
Financial instruments	2	(2 500 065)
Net realised result		(799 944)
Movement on net unrealised gain/(loss) on:		
Investments securities		(76 133)
Financial instruments	2	10 486 151
Change in net assets due to operations		9 610 074
Net subscriptions/(redemptions)	3	(8 878 014)
Increase/(Decrease) in net assets during the year/period		732 060
Net assets at the beginning of the financial year/period		94 946 253
Net assets at the end of the financial year/period		95 678 313

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

S&P GSCI® ENERGY & METALS CAPPED COMPONENT 35/20 THEAM Easy UCITS ETF

Key figures relating to the last 3 years

S&P GSCI® ENERGY & METALS CAPPED COMPONENT 35/20 THEAM Easy UCITS ETF

	USD 31/12/2017	USD 31/12/2018	USD 31/12/2019	Number of units 31/12/2019
Net assets	107 069 137	94 946 253	95 678 313	
Net asset value per unit Class A USD	32.8341	28.8089	31.7275	3 015 623

S&P GSCI® ENERGY & METALS CAPPED COMPONENT 35/20 THEAM Easy UCITS ETF

Securities portfolio at 31/12/2019

<i>Expressed in USD</i>				
Quantity	Denomination	Quotation currency	Market value	% of net assets
Money Market Instruments			89 878 195	93.94
<i>United States of America</i>				
8 000 000	US TREASURY BILL 0.000% 19-02/01/2020	USD	89 878 195	93.94
7 000 000	US TREASURY BILL 0.000% 19-04/02/2020	USD	7 999 726	8.36
7 000 000	US TREASURY BILL 0.000% 19-05/03/2020	USD	6 999 329	7.31
10 000 000	US TREASURY BILL 0.000% 19-06/02/2020	USD	6 983 508	7.30
7 000 000	US TREASURY BILL 0.000% 19-06/02/2020	USD	9 985 190	10.44
7 000 000	US TREASURY BILL 0.000% 19-07/01/2020	USD	6 998 447	7.31
9 000 000	US TREASURY BILL 0.000% 19-13/02/2020	USD	8 984 155	9.39
12 000 000	US TREASURY BILL 0.000% 19-16/01/2020	USD	11 992 915	12.53
12 000 000	US TREASURY BILL 0.000% 19-20/02/2020	USD	11 975 066	12.52
7 000 000	US TREASURY BILL 0.000% 19-27/02/2020	USD	6 983 596	7.30
11 000 000	US TREASURY BILL 0.000% 19-30/01/2020	USD	10 987 363	11.48
Total securities portfolio			89 878 195	93.94

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

Page 16

Notes to the financial statements

S&P GSCI® ENERGY & METALS CAPPED COMPONENT 35/20 THEAM Easy UCITS ETF

Notes to the financial statements at 31/12/2019

Note 1 - General Information

Events that occurred during the financial year from 1 January 2019 to 31 December 2019

No special event occurred during this financial year.

Note 2 - Principal accounting methods

a) Presentation of the financial statements

The financial statements of the Fund are presented in accordance with the legislation in force in Luxembourg on Undertakings for Collective Investment. The consolidation currency of the Fund is the US dollar (USD).

The statement of operations and changes in net assets covers the financial year from 1 January 2019 to 31 December 2019.

b) Net asset value

This annual report is prepared on the basis of the last net asset value calculated as at 31 December 2019.

c) Valuation of the securities portfolio

Investments listed on an official stock exchange or dealt in on another Regulated Market which operates regularly and is recognized and open to the public, are valued at the last available price, and, in the event that there are several such markets, on the basis of the last available price on the principal market for that investment. If such a price does not reflect the investment's fair value, it is valued at its probable sales value, which shall be estimated with prudence and in good faith by the Board of Directors of the Management Company.

Investments not dealt in or listed on a stock exchange or on a Regulated Market operating regularly, recognized and open to the public, are valued at their probable sales value, which shall be estimated with prudence and in good faith by the Board of Directors of the Management Company.

Liquid assets, money market instruments and all other instruments may be valued at the last known closing price on the valuation day or according to the straight-line depreciation method. In the case of straight-line depreciation, money market instruments are disclosed in portfolio at cost and their value is increased in the Statement of Operations and Changes in Net Assets by the accrued interest under the caption "Bank Interest". Portfolio positions will be regularly reviewed under the supervision of the Management Company in order to determine whether there is a difference between the valuation found according to the closing price method and straight-line depreciation method. If there is a difference that is likely to result in significant dilution or to be detrimental to the Unitholders, appropriate corrective action may be taken, including, if necessary, calculation of the net asset value using the last known closing prices.

The list of changes in the portfolio during the financial year from 1 January 2019 to 31 December 2019, is available free of charge at the Registered Office of the Management Company of the Fund and from local agents.

d) Conversion of foreign currencies

The cost of investments denominated in currencies other than the Fund accounting currency is converted into that currency at the exchange rate prevailing at the purchase date.

Income and expenses in currencies other than the Fund accounting currency are converted into that currency at the exchange rate at the transaction date.

At the end of the financial year, the assets and liabilities denominated in currencies other than the Fund accounting currency are converted into that currency at the exchange rates prevailing at that date. The resulting realized and unrealized foreign exchange profits or losses are included in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

As at 31 December 2019, the sole sub-fund and unit class was denominated in USD.

S&P GSCI® ENERGY & METALS CAPPED COMPONENT 35/20 THEAM Easy UCITS ETF

Notes to the financial statements at 31/12/2019

e) Swap Contracts

Open swaps are valued at their expected realization value. The resulting changes in unrealized profits or losses and the realized profits or losses are included in the Statement of Operations and Changes in Net Assets. Realized profits or losses are presented net of interest expenses paid by the Fund to the swap counterparty.

f) Income

Dividends are recorded at the ex-dividend date. Interest is recorded on an accrual basis.

g) Tracking error

The Fund's objective is to achieve a return comparable to that of the S&P GSCI® ENERGY & METALS CAPPED COMPONENT 35/20 Total Return Index (Bloomberg: SPGCNCT) (this Fund's "Benchmark Index"). As the Fund is index-based, its objective is to maintain a tracking deviation in absolute terms between its Net Asset Value and the value of the relevant Benchmark Index. The anticipated level of tracking error between the Fund and the level of the Benchmark index, in normal market conditions, is 1 % at the maximum.

The sub-fund aims at replicating as closely as possible the performance of its reference index. However, it may experience some degree of tracking error due to the replication costs.

Note 3 - Subscription and redemptions

The units issued by the Fund are in registered form. The Fund does not issue fractions of units. There are for the time being one class of units, with the following characteristics:

Class A USD (active)

Units are bought and sold on a primary market and/or on a secondary market as the case may be.

Subscriptions can be paid for in cash, or by the contribution of instruments and securities representative of the Benchmark Index.

All subscriptions of the year have been paid for in cash.

The subscription and redemption charges, if any, are recorded in the Statement of Operations and Changes in Net Assets under the caption "Income on investments and assets".

Note 4 - Management fees (maximum per annum)

In consideration of its services, the Management Company receives a management fee calculated on the net asset of the unit class, at the following annual rate:

Class A USD: up to 0.30%

The management fees are calculated on each Trading Day and provisioned during the month in question whenever the Net Asset Value is calculated. They shall be paid monthly, in arrears.

S&P GSCI® ENERGY & METALS CAPPED COMPONENT 35/20 THEAM Easy UCITS ETF

Notes to the financial statements at 31/12/2019

Note 5 - Other fees

Other fees are calculated each Trading Day, provisioned during the month in question whenever the Net Asset value is calculated and paid monthly in arrears from the average net assets of a sub-fund, unit category, or unit class and serve to cover general custody assets expenses (remuneration of the Custodian) and daily administration expenses (NAV calculation, record and book keeping, notices to the unitholders, providing and printing the documents legally required for the unitholders, domiciliation, auditors cost and fees...), except for brokerage fees, commissions for transactions not related to the deposit, director fees, interest and bank fees, extraordinary expenses, reporting cost in relation with regulation requirements including the European Market Infrastructure Regulation (EMIR), and the “*taxe d’abonnement*” in force in Luxembourg, as well as any other specific foreign tax and other regulators levy.

Note 6 - Taxes

In accordance with applicable Luxembourg law and accepted practice, the Fund is not liable for Luxembourg corporation tax. Similarly, no withholding tax is levied on any sums distributed by the Fund, without prejudice of the potential application of the law dated 21 June 2005 implementing the EU Savings Directive.

In Luxembourg the Fund is exempted from the obligation to pay the subscription tax (“*taxe d’abonnement*”) in accordance with article 175(e) of the Law of 2010, as amended.

Some income generated by the Fund's portfolio (such as dividends or interest) may be liable for withholding tax in the countries of origin.

Investors may be personally liable for further taxes on income or gains received. Investors who are unsure of their tax position are advised to contact a professional tax consultant or their local tax authorities.

Note 7 - Securities lending

As at 31 December 2019, the Fund has not concluded securities lending agreement.

Note 8 - Transaction fees

Transaction fees incurred by the Fund relating to purchase or sale of transferable securities, money market instruments, derivatives or other eligible assets are mainly composed of standard fees, sundry fees on transaction, stamp fees, brokerage fees, custody fees, VAT fees, stock exchange fees and RTO fees (Reception and Transmission of Orders). Transaction fees are included in the cost of securities purchased and sold.

For the financial year from 1 January 2019 to 31 December 2019, no transaction fees were incurred by the Fund.

S&P GSCI® ENERGY & METALS CAPPED COMPONENT 35/20 THEAM Easy UCITS ETF

Notes to the financial statements at 31/12/2019

Note 9 - Total Return Swaps

As at 31 December 2019, the Total Return Swap contracts remaining open were as follows:

S&P GSCI® ENERGY & METALS CAPPED COMPONENT 35/20 THEAM Easy UCITS ETF

Nominal	% of net assets engaged	Counterparty	Currency	Maturity	Sub-fund paid	Sub-fund received
53 308 902	55.72%	BNP PARIBAS PARIS, FRANCE	USD	13/01/2020	USD T-BILL AUCTION HIGH RATE 3M + 0.058%	S&P GSCI ENERGY & METALS CAPPED COMPONENT 35/20 INDEX TOTAL RETURN
40 768 339	42.61%	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE PARIS, FRANCE	USD	13/01/2020	USD T-BILL AUCTION HIGH RATE 3M + 0.059%	S&P GSCI ENERGY & METALS CAPPED COMPONENT 35/20 INDEX TOTAL RETURN
					Net unrealised gain (in USD)	1 662 706

Counterparties to Swaps contracts:

BNP Paribas Paris, France
Société Générale Paris, France

Note 10 - Global overview of collateral

As at 31 December 2019, the counterparties to swap agreements pledged the following collaterals in favour of the Fund:

Sub-fund	Currency	OTC collateral	Type of collateral
S&P GSCI® ENERGY & METALS CAPPED COMPONENT 35/20 THEAM Easy UCITS ETF	USD	2 670 000	Cash

Note 11 - Changes in the composition of the securities portfolio

The list of changes in the composition of the securities portfolio during the year is available free of charge at the Management Company's registered office and from local agents.

Note 12 - Subsequent event: COVID-19

Since the year end, the development of the coronavirus COVID-19 outbreak initially in China is now reaching all continents leading to an unprecedented sanitary and economic crisis. At present it is not possible to assess the detailed impact of this crisis on the companies in the portfolio but there is growing concern about the magnitude of its impact on the world economy. The Board continues to follow the efforts of governments to contain the spread of the virus and monitor the economic impact, if any, on the companies in the portfolio of the funds. The current situation does not have any impact on the financial statements of the fund as the net asset value used is dated on 31 December 2019.

（２）【2018年12月31日終了年度】

①【貸借対照表】

S & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20・THEAM・
イージーUCITS・ETF

純資産計算書

2018年12月31日現在

	注記	米ドル	千円
資産		103,809,959	11,162,685
投資有価証券－取得原価		96,447,778	10,371,030
投資有価証券未実現評価損益		259,842	27,941
投資有価証券－時価	2	96,707,620	10,398,970
銀行預金及び定期預金		7,089,430	762,326
その他の資産		12,909	1,388
負債		8,863,706	953,114
金融商品に係る未実現純損失	2、9、10	8,823,445	948,785
その他の負債		40,261	4,329
純資産額		94,946,253	10,209,571

添付の注記は財務書類の不可欠な一部を成す。

②【損益計算書】

S & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20・THEAM・
イージーUCITS・ETF

損益及び純資産変動計算書

2018年12月31日に終了した会計年度

	注記	米ドル	千円
投資有価証券及び資産に係る収益	2、3、7	74,843	8,048
管理報酬	4	313,905	33,754
銀行に係る支払利息		18,374	1,976
その他の報酬	5	188,343	20,253
費用合計		520,622	55,982
投資純損失		(445,779)	(47,935)
以下に係る実現純損益：			
投資有価証券		1,709,423	183,814
金融商品		1,219,692	131,153
当期実現純利益		2,483,336	267,033
以下に係る未実現純損益の増減額：			
投資有価証券		103,041	11,080
金融商品		(16,391,893)	(1,762,620)
運用による純資産の増減		(13,805,516)	(1,484,507)
発行額／（買戻額）純額	3	1,682,632	180,933
期中における純資産の増／（減）		(12,122,884)	(1,303,574)
期首純資産額		107,069,137	11,513,144
当期末純資産額		94,946,253	10,209,571

添付の注記は財務書類の不可欠な一部を成す。

S & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20・T H E A M ・

イージーU C I T S ・ E T F

直近3会計年度に関する主要数値

S & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20・T H E A M ・

イージーU C I T S ・ E T F

	米ドル	米ドル	米ドル	口数
	2016年12月31日	2017年12月31日	2018年12月31日	2018年12月31日
純資産額	96,269,126	107,069,137	94,946,253	

1口当たり純資産価額

クラスA米ドル建受益証券	30.2640	32.8341	28.8089	3,295,724
--------------	---------	---------	---------	-----------

	千円	千円	千円	口数
	2016年12月31日	2017年12月31日	2018年12月31日	2018年12月31日
純資産額	10,351,819	11,513,144	10,209,571	

	円	円	円	
--	---	---	---	--

1口当たり純資産価額

クラスA米ドル建受益証券	3,254	3,531	3,098	3,295,724
--------------	-------	-------	-------	-----------

添付の注記は財務書類の不可欠な一部を成す。

**S & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20・THEAM・
イージーUCITS・ETF**

財務書類に対する注記

2018年12月31日現在

注記1 概要

2018年1月1日から2018年12月31日までの会計年度に発生した事象

当会計年度において、特別な事象は発生しなかった。

注記2 重要な会計方針

a) 財務書類の表示

当ファンドの財務書類は、集团的投資事業に関してルクセンブルクにおいて適用される法令に準拠して表示されている。当ファンドの連結通貨は米ドルである。

損益及び純資産変動計算書は、2018年1月1日から2018年12月31日までの会計年度を対象としている。

b) 純資産額

本年次報告書は、2018年12月31日現在の直近の純資産額に基づいて作成されている。

c) 投資有価証券の評価

証券取引所に上場されている、又は定期的な運営が行われ、一般に認められ、かつ、公衆に開放されているその他の規制市場で取引されている投資有価証券は、直近の入手可能な金額で評価され、かかる市場が複数の市場がある場合は、その投資有価証券の主要な市場における直近の入手可能な金額に基づいて評価される。かかる金額が投資有価証券の公正価値を反映していない場合、本管理会社の取締役会により慎重かつ誠実に見積もられる予想売値により評価される。

証券取引所又は定期的な運営が行われ、一般に認められ、かつ、公衆に開放されている規制市場において取引されていない又は上場していない投資有価証券は、本管理会社の取締役会により慎重かつ誠実に見積もられる予想売値により評価される。

流動資産、短期金融商品及びその他のすべての商品は評価日における既知の最終の終値又は定額法に従って評価されることがある。定額法の場合、短期金融商品は取得原価でポートフォリオに開示され、その価額は損益及び純資産変動計算書上、「銀行に係る支払利息」項目における未払利息として増加する。終値による手法と定額法に従った場合の評価の基礎に差異があるかどうかを決定するため、ポートフォリオのポジションは本管理会社の監視の下、定期的に見直される予定である。重要な希薄化をもたらすような差異又は受益証券保有者にとって不利になるような差異がある場合、必要であれば既知の最終の終値を使用して純資産額を算定することを含め、適正な修正手続きが執られることがある。

2018年1月1日から2018年12月31日までの会計年度のポートフォリオの変動表は、当ファンドの本管理会社の登録上の事務所において、また現地の代行会社から無料で入手できる。

d) 外貨換算

当ファンドの表示通貨以外の通貨建ての投資有価証券の原価は、購入日の実勢為替レートで表示通貨に換算されている。

当ファンドの表示通貨以外の通貨による収益・費用は、取引日の為替レートで表示通貨に換算されている。

期末日に、当ファンドの表示通貨以外の通貨建ての資産及び負債は、当該日の実勢為替レートで表示通貨に換算されている。かかる換算による実現及び未実現の為替損益は、損益及び純資産変動計算書に含まれている。

2018年12月31日現在、単独のサブ・ファンドおよび受益証券クラスは、米ドル建てであった。

e) 先渡為替契約

未決済の先渡為替契約は契約残余期間における評価日の実勢為替レートで評価される。当該評価によって生じた未実現損益の増減及び実現損益は、損益及び純資産変動計算書に計上される。

f) スワップ契約

未決済のスワップは予想実現価額で評価される。当該評価によって生じた未実現損益の増減及び実現損益は、損益及び純資産変動計算書に計上される。実現損益は、当ファンドがスワップの相手方に支払った支払利息控除後の純額で表示される。

g) 収益

配当金は配当落ち日に計上される。利息は発生主義で計上される。

h) トラッキング・エラー

当ファンドの目的は、S & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20・トータル・リターン指数（ブルームバーグ：SPGCNCT）（当ファンドの「ベンチマーク指数」）に相当する収益を上げることである。当ファンドは指数に連動するため、その目的は純資産価額と関連するベンチマーク指数との間のトラッキングの偏差を絶対的に維持することである。当ファンドとベンチマーク指数レベル間でトラッキング・エラーが生じる予測レベルは通常の市況では最大で1%である。

サブ・ファンドは参照指数の実績に可能な限り近い指数となることを目指している。しかしながら、経験上、レプリケーション・コストによってトラッキング・エラーがある程度発生する可能性がある。

注記3 申込み及び買戻し

当ファンドが発行する受益証券は、登録された記名式で発行される。当ファンドは受益証券の端数を発行していない。現在1つのクラスの受益証券があり、その特徴は以下のとおりである。

クラスA受益証券—米ドル

運用中

場合によっては、受益証券は発行市場及び／又は流通市場で売買される。

申込金額は現金で、又はベンチマーク指数を表す商品及び有価証券の拠出により支払われる。

当年度の申込金額は、全て現金で支払われた。

受益証券発行手数料及び受益証券買戻手数料がある場合は、損益及び純資産変動計算書の「投資有価証券及び資産に係る収益」に計上される。

注記４ 管理報酬（上限年率）

本管理会社はその役務の対価として、受益証券クラスの純資産に基づき以下の年率により算定される管理報酬を受領する。

クラスA受益証券一米ドル： 0.30%まで

管理報酬は各取引日に計算され、純資産額が計算される都度該当のある月に未払計上されている。当該報酬は毎月後払いされる。

注記５ その他の報酬

その他の報酬は、各取引日に計算され、純資産額が計算される都度該当のある月に未払計上され、サブ・ファンド、受益証券カテゴリー又は受益証券クラスの平均純資産から毎月後払いされる。当該報酬は、保管受託資産に係る通常の費用（保管受託銀行報酬）及び毎日発生する一般事務代行費用（NAVの算定、記録・記帳、受益証券保有者への通知、法制上要求される受益証券保有者向けの書類の提供及び印刷、所在地事務、監査に係る費用及び報酬等）（但し、仲介手数料、預託金に関連しない取引手数料、取締役報酬、利息及び銀行手数料、特別費用、欧州市場インフラ規則（EMIR）を含む規制上の要件に基づく報告費用並びにルクセンブルクで適用される「年次税」及びその他特定の外国税及びその他の規制上の課税を除く）に充当される。

注記６ 税金

適用されるルクセンブルク法及び一般的な慣行に準拠し、当ファンドはルクセンブルクの法人税の支払義務を負わない。同様に、EU貯蓄課税指令を導入する2005年6月21日付法令の適用可能性が不確実という判断を除いて、当ファンドによる分配総額に源泉徴収税は課されない。

ルクセンブルクにおいて、2010年法の第175(e)条（改正）に従い、当ファンドは年次税（「年次税」）の支払義務が免除されている。

当ファンドのポートフォリオから発生する一部の収益（配当金又は利息等）は本国において源泉徴収税の支払義務を負う場合がある。

投資家は個人的に稼得した収益又は利益に追加の税金の支払義務を負う場合がある。自身の税務ポジションが不確実な投資家は専門の税務コンサルタント又は自国管轄の税務当局へ連絡されたい。

注記７ 有価証券貸付

2018年12月31日現在、当ファンドは、有価証券貸付の契約は締結していない。

注記８ 取引手数料

譲渡可能な有価証券、短期金融商品、デリバティブ又はその他の適格資産の売買について当ファンドが負担する取引手数料は、主に、標準手数料、取引に係るその他手数料、収入印紙税、仲介手数料、保管手数料、付加価値税、証券取引所に係る手数料及びRTO手数料（発注の受領及び伝達）から構成される。取引手数料は売買された有価証券の取得原価に含まれる。

2018年1月1日から2018年12月31日までの会計年度において、当ファンドが負担する取引手数料はなかった。

注記９ 先渡為替契約

2018年12月31日現在、当ファンドには未決済のポジションはない。

注記10 トータル・リターン・スワップ

2018年12月31日現在、未決済のトータル・リターン・スワップ契約は以下のとおりである。

**S & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20・THEAM・
イージーUCITS・ETF**

名目価額	純資産の割合 (%)	相手方	通貨	満期	サブ・ファンド支払	サブ・ファンド受取
37,925,463	39.94%	BNPパリバ、 パリ、フランス	米ドル	14/01/2019	米ドルー米国短期財務 省証券 オークション・ハイ・ レート3ヶ月物＋ 0.065%	S & P G S C I 商 品指数エネルギー& メタル・キャップ ド・コンポーネント 35/20・トータル・ リターン指数
35,107,937	36.98%	ソシエテ・ジェ ネラル、パリ、 フランス	米ドル	14/01/2019	米ドルー米国短期財務 省証券 オークション・ハイ・ レート3ヶ月物＋ 0.065%	S & P G S C I 商 品指数エネルギー& メタル・キャップ ド・コンポーネント 35/20・トータル・ リターン指数
30,649,664	32.28%	ゴールドマン・ サックス・イン ターナショナル、 ロンドン、 英国	米ドル	14/01/2019	米ドルー米国短期財務 省証券 オークション・ハイ・ レート3ヶ月物＋ 0.060%	S & P G S C I 商 品指数エネルギー& メタル・キャップ ド・コンポーネント 35/20・トータル・ リターン指数
未実現純損失 (米ドル)						(8,823,445)

スワップ契約の相手方：

BNPパリバ、パリ、フランス

ゴールドマン・サックス・インターナショナル、ロンドン、英国

ソシエテ・ジェネラル、フランス

注記11 担保についての概要

2018年12月31日現在、当ファンドは以下の担保を金融商品の相手方のために差し入れた。

サブ・ファンド	通貨	OTC担保	担保の種類
S & P G S C I 商品指数®エネルギー&メタル・ キャップド・コンポーネント35/20・THEAM・ イージーUCITS・ETF	米ドル	4,756,810	現金

注記12 投資有価証券の構成に関する変動

当年度に係る投資有価証券の構成に関する変動表は管理会社の登録上の事務所において、また現地の代行会社から無料で入手可能である。

[次へ](#)

S&P GSCI® ENERGY & METALS CAPPED COMPONENT 35/20 THEAM Easy UCITS ETF

Financial statements at 31/12/2018

		S&P GSCI® ENERGY & METALS CAPPED COMPONENT 35/20 THEAM Easy UCITS ETF
	Expressed in Notes	USD
Statement of net assets		
Assets		103 809 959
<i>Securities portfolio at cost price</i>		96 447 778
<i>Unrealised gain/(loss) on securities portfolio</i>		259 842
Securities portfolio at market value	2	96 707 620
Cash at banks and time deposits		7 089 430
Other assets		12 909
Liabilities		8 863 706
Net Unrealised loss on financial instruments	2,9,10	8 823 445
Other liabilities		40 261
Net asset value		94 946 253
Statement of operations and changes in net assets		
Income on investments and assets	2,3,7	74 843
Management fees	4	313 905
Bank interest		18 374
Other fees	5	188 343
Total expenses		520 622
Net result from investments		(445 779)
Net realised result on:		
Investments securities		1 709 423
Financial instruments		1 219 692
Net realised result		2 483 336
Movement on net unrealised gain/(loss) on:		
Investments securities		103 041
Financial instruments		(16 391 893)
Change in net assets due to operations		(13 805 516)
Net subscriptions/(redemptions)	3	1 682 632
Increase/(Decrease) in net assets during the year/period		(12 122 884)
Net assets at the beginning of the financial year/period		107 069 137
Net assets at the end of the financial year/period		94 946 253

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

Page 12

S&P GSCI® ENERGY & METALS CAPPED COMPONENT 35/20 THEAM Easy UCITS ETF

Key figures relating to the last 3 years

S&P GSCI® ENERGY & METALS CAPPED COMPONENT 35/20 THEAM Easy UCITS ETF

	USD 31/12/2016	USD 31/12/2017	USD 31/12/2018	Number of units 31/12/2018
Net assets	96 269 126	107 069 137	94 946 253	
Net asset value per unit Class A USD	30.2640	32.8341	28.8089	3 295 724

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

Page 13

Notes to the financial statements

S&P GSCI® ENERGY & METALS CAPPED COMPONENT 35/20 THEAM Easy UCITS ETF

Notes to the financial statements at 31/12/2018

Note 1 - General Information

Events that occurred during the financial year from 1 January 2018 to 31 December 2018

No special event occurred during this financial year.

Note 2 - Principal accounting methods

a) Presentation of the financial statements

The financial statements of the Fund are presented in accordance with the legislation in force in Luxembourg on Undertakings for Collective Investment. The consolidation currency of the Fund is the US dollar (USD).

The statement of operations and changes in net assets covers the financial year from 1 January 2018 to 31 December 2018.

b) Net asset value

This annual report is prepared on the basis of the last net asset value as at 31 December 2018.

c) Valuation of the securities portfolio

Investments listed on an official stock exchange or dealt in on another Regulated Market which operates regularly and is recognized and open to the public, are valued at the last available price, and, in the event that there are several such markets, on the basis of the last available price on the principal market for that investment. If such a price does not reflect the investment's fair value, it is valued at its probable sales value, which shall be estimated with prudence and in good faith by the Board of Directors of the Management Company.

Investments not dealt in or listed on a stock exchange or on a Regulated Market operating regularly, recognized and open to the public, are valued at their probable sales value, which shall be estimated with prudence and in good faith by the Board of Directors of the Management Company.

Liquid assets, money market instruments and all other instruments may be valued at the last known closing price on the valuation day or according to the straight-line depreciation method. In the case of straight-line depreciation, money market instruments are disclosed in portfolio at cost and their value is increased in the Statement of Operations and Changes in Net Assets by the accrued interest under the caption "Bank Interest". Portfolio positions will be regularly reviewed under the supervision of the Management Company in order to determine whether there is a difference between the valuation found according to the closing price method and straight-line depreciation method. If there is a difference that is likely to result in significant dilution or to be detrimental to the Unitholders, appropriate corrective action may be taken, including, if necessary, calculation of the net asset value using the last known closing prices.

The list of changes in the portfolio during the financial year from 1 January 2018 to 31 December 2018, is available free of charge at the Registered Office of the Management Company of the Fund and from local agents.

d) Conversion of foreign currencies

The cost of investments denominated in currencies other than the Fund accounting currency is converted into that currency at the exchange rate prevailing at the purchase date.

Income and expenses in currencies other than the Fund accounting currency are converted into that currency at the exchange rate at the transaction date.

At the end of the financial year, the assets and liabilities denominated in currencies other than the Fund accounting currency are converted into that currency at the exchange rates prevailing at that date. The resulting realized and unrealized foreign exchange profits or losses are included in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

As at 31 December 2018, the sole sub-fund and unit class was denominated in USD.

S&P GSCI® ENERGY & METALS CAPPED COMPONENT 35/20 THEAM Easy UCITS ETF

Notes to the financial statements at 31/12/2018

e) Forward Foreign Exchange Contracts

Open Forward Foreign Exchange Contracts are valued at the exchange rate prevailing at the valuation date on the remaining life of the contracts. Resulting changes in unrealized profits or losses and the realized profits and losses are included in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

f) Swap Contracts

Open swaps are valued at their expected realization value. The resulting changes in unrealized profits or losses and the realized profits or losses are included in the Statement of Operations and Changes in Net Assets. Realized profits or losses are presented net of interest expenses paid by the Fund to the swap counterparty.

g) Income

Dividends are recorded at the ex-dividend date. Interest is recorded on an accrual basis.

h) Tracking error

The Fund's objective is to achieve a return comparable to that of the S&P GSCI® Energy & Metals Capped Component 35/20 Total Return Index (Bloomberg: SPGCNCT) (this Fund's "Benchmark Index"). As the Fund is index-based, its objective is to maintain a tracking deviation in absolute terms between its Net Asset Value and the value of the relevant Benchmark Index. The anticipated level of tracking error between the Fund and the level of the Benchmark index, in normal market conditions, is 1 % at the maximum.

The sub-fund aims at replicating as closely as possible the performance of its reference index. However, it may experience some degree of tracking error due to the replication costs.

Note 3 - Subscription and redemptions

The units issued by the Fund are in registered form. The Fund does not issue fractions of units. There are for the time being one class of units, with the following characteristics:

Class A USD (active)

Units are bought and sold on a primary market and/or on a secondary market as the case may be.

Subscriptions can be paid for in cash, or by the contribution of instruments and securities representative of the Benchmark Index.

All subscriptions of the year have been paid for in cash.

The subscription and redemption charges, if any, are recorded in the Statement of Operations and Changes in Net Assets under the caption "Income on investments and assets".

Note 4 - Management fees (maximum per annum)

In consideration of its services, the Management Company receives a management fee calculated on the net asset of the unit class, at the following annual rate:

Class A USD: up to 0.30%

The management fees are calculated on each Trading Day and provisioned during the month in question whenever the Net Asset Value is calculated. They shall be paid monthly, in arrears.

S&P GSCI® ENERGY & METALS CAPPED COMPONENT 35/20 THEAM Easy UCITS ETF

Notes to the financial statements at 31/12/2018

Note 5 - Other fees

Other fees are calculated each Trading Day, provisioned during the month in question whenever the Net Asset value is calculated and paid monthly in arrears from the average net assets of a sub-fund, unit category, or unit class and serve to cover general custody assets expenses (remuneration of the Custodian) and daily administration expenses (NAV calculation, record and book keeping, notices to the unitholders, providing and printing the documents legally required for the unitholders, domiciliation, auditors cost and fees...), except for brokerage fees, commissions for transactions not related to the deposit, director fees, interest and bank fees, extraordinary expenses, reporting cost in relation with regulation requirements including the European Market Infrastructure Regulation (EMIR), and the "*taxe d'abonnement*" in force in Luxembourg, as well as any other specific foreign tax and other regulators levy.

Note 6 - Taxes

In accordance with applicable Luxembourg law and accepted practice, the Fund is not liable for Luxembourg corporation tax. Similarly, no withholding tax is levied on any sums distributed by the Fund, without prejudice of the potential application of the law dated 21 June 2005 implementing the EU Savings Directive.

In Luxembourg the Fund is exempted from the obligation to pay the subscription tax ("*taxe d'abonnement*") in accordance with article 175(e) of the Law of 2010, as amended.

Some income generated by the Fund's portfolio (such as dividends or interest) may be liable for withholding tax in the countries of origin.

Investors may be personally liable for further taxes on income or gains received. Investors who are unsure of their tax position are advised to contact a professional tax consultant or their local tax authorities.

Note 7 - Securities lending

As at 31 December 2018, the Fund has not concluded securities lending agreement.

Note 8 - Transaction fees

Transaction fees incurred by the Fund relating to purchase or sale of transferable securities, money market instruments, derivatives or other eligible assets are mainly composed of standard fees, sundry fees on transaction, stamp fees, brokerage fees, custody fees, VAT fees, stock exchange fees and RTO fees (Reception and Transmission of Orders). Transaction fees are included in the cost of securities purchased and sold.

For the financial year from 1 January 2018 to 31 December 2018, no transaction fees were incurred by the Fund.

Note 9 - Forward foreign exchange contracts

As at 31 December 2018, the Fund has no opened positions.

S&P GSCI® ENERGY & METALS CAPPED COMPONENT 35/20 THEAM Easy UCITS ETF

Notes to the financial statements at 31/12/2018

Note 10 - Total Return Swaps

As at 31 December 2018, the Total Return Swap contracts remaining open were as follows:

S&P GSCI® ENERGY & METALS CAPPED COMPONENT 35/20 THEAM Easy UCITS ETF

Nominal	% Of net assets engaged	Counterparty	Currency	Maturity	Sub-fund paid	Sub-fund received
37 925 463	39.94%	BNP PARIBAS PARIS, FRANCE	USD	14/01/2019	USD T-BILL AUCTION HIGH RATE 3M + 0.065%	S&P GSCI ENERGY & METALS CAPPED COMPONENT INDEX TOTAL RETURN
35 107 937	36.98%	SOCIETE GENERALE PARIS, FRANCE	USD	14/01/2019	USD T-BILL AUCTION HIGH RATE 3M + 0.065%	S&P GSCI ENERGY & METALS CAPPED COMPONENT INDEX TOTAL RETURN
30 649 664	32.28%	GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL LONDON, UNITED KINGDOM	USD	14/01/2019	USD T-BILL AUCTION HIGH RATE 3M + 0.060%	S&P GSCI ENERGY & METALS CAPPED COMPONENT INDEX TOTAL RETURN
					Net unrealised loss (in USD)	(8 823 445)

Counterparties to Swaps contracts:

BNP Paribas Paris, France
Goldman Sachs International London, United Kingdom
Société Générale, France

Note 11 - Global overview of collateral

As at 31 December 2018, the Fund pledged the following collateral in favour of financial instruments counterparties:

Sub-fund	Currency	OTC collateral	Type of collateral
S&P GSCI® ENERGY & METALS CAPPED COMPONENT 35/20 THEAM Easy UCITS ETF	USD	4 756 810	Cash

Note 12 - Changes in the composition of the securities portfolio

The list of changes in the composition of the securities portfolio during the year is available free of charge at the Management Company's registered office and from local agents.

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2019年12月31日現在

	米ドル	円換算額
I. 資産総額	95,716,876	10,292,436千円
II. 負債総額	38,563	4,147千円
III. 純資産総額（I－II）	95,678,313	10,288,289千円
IV. 発行済数量		3,015,623口
V. 1 単位当たり純資産額（III／IV）	31.73	3,412円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

1. 受益証券の名義書換

名義書換代理人 BNPパリバ・セキュリティーズ・サービス、ルクセンブルク支店
住所 ルクセンブルク大公国、ルクセンブルクL-1855、 J.F.ケネディ通り60
名義書換についての手続

株式会社証券保管振替機構（以下「保振機構」という。）の外国株券等の保管及び振替決済制度（以下「決済制度」という。）によれば、東京証券取引所における取引により取得されたクラスA米ドル建受益証券はクリアストリーム・バンキング・ルクセンブルク（Clearstream Banking Luxembourg）の名義で当ファンドの受益者名簿に登録され、決済制度上の個々の投資家は当ファンドの名簿上の登録名義人とならない（登録は、本保管受託銀行が行う）。

当ファンド約款によれば、本受益証券の所有権は、本受益者名簿に本受益者の氏名が登録されることにより設定されるため、東京証券取引所の取引によりクラスA米ドル建受益証券を取得し、それを保振機構の定める前記決済制度に従って保管している投資家（以下「実質受益者」という。）は、受益権の保有者としての権利を、保振機構及びクリアストリーム・バンキング・ルクセンブルクを通じて行使するのみとなる。

決済制度によれば、決済制度を通じて東京証券取引所においてクラスA米ドル建受益証券の取引をしようとする投資家は、保振機構の外国株券等機構加入者である金融商品取引業者等にそのための投資家名義の外国証券取引口座を設けることを要し、受益証券の保有者としての権利（報告書・通知等の受領等に関するもの）の行使のために保振機構の制度上必要となる当該投資家に対する受益証券事務に関し、口座設定約諾書において当該外国株券等機構加入者を通じて間接的に保振機構と取決めを結ぶこととなる。保振機構は、決済制度上の投資家に対して負う義務を履行するために、保振機構、受益権事務取扱機関としての三菱UFJ信託銀行及び本管理会社間の受益証券事務委任に関する契約書を締結している。

2. 受益者に対する特典

通知の送付

三菱UFJ信託銀行は、保振機構又はそのノミニーが形式上の受益者として受領する通知を、実質受益者に対し送付する。

清算における償還時の手続き

当ファンドがその約款に基づき清算される場合には、当ファンドは、ルクセンブルク法及び当ファンド約款に基づき償還金額をクリアストリーム・バンキング・ルクセンブルクに送金し、クリアストリーム・バンキング・ルクセンブルクは当該金額を保振機構を含むその参加者に送金する。三菱UFJ信託銀行は、実質受益者への支払を目的として償還金に関する基準日現在の実質受益者ごとの償還金及び当該分配金額に係る日本国内外における源泉税額（地方税額を含む。）及び償還金支払明細表の作成に必要なデータ及び書類の作成を行う。保振機構を代理して三菱UFJ信託銀行は、原則として清算時に米ドル建ての償還金を受領し償還金を円貨に交換した日から46日以内の三菱UFJ信託銀行が事務を履行可能なできるだけ早い日で三菱UFJ信託銀行が定める日において、各実質受益者に対して償還金を支払う。

また、三菱UFJ信託銀行は、支払不能償還金明細表の作成等の業務を行う。

3. 譲渡制限

当ファンドの約款に基づき、譲渡を行うことは許されていない。そのため、本受益者は直接第三者に対して受益証券を売却することはできない。

4. その他

発行市場における認定参加者及び機関投資家による申込み

認定参加者及び機関投資家であると本管理会社が承認した金融機関のみが発行市場において現金並びに／又は金融商品及び証券ポートフォリオを出資することにより本受益証券の取得を申し込むことができる。詳細については、前記「第2 管理及び運営－1. 申込（販売）手続等」を参照のこと。

申込み及び所有に関する制限

当ファンド約款に従い、本管理会社は、当該措置が当ファンド、本管理会社又は本受益者を保護するために必要である場合には、いつでも、その単独の裁量により、特定の国若しくは地域に居住若しくは所在する個人若しくは法人に対

する本受益証券の発行を一時停止、中止若しくは制限すること、又は本受益証券を購入する権利を否定することができる。

さらに、本管理会社は当ファンドの登録・名義書換事務代行会社に対し、以下を指示することができる。

(a) 本受益証券購入の申込みを拒否すること。

(b) 当ファンド約款により採用された排除措置の1つに違反して購入された本受益証券をいつでも償還すること。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金

管理会社の資本金は3,000,000ユーロ（約357,390千円）で、2020年5月末日現在全額払込済である。なお、記名式無額面株式100,000株を発行済である。

最近5年間における資本金の額の増減はない。

(2) 管理会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が本管理会社を運営する。取締役は本管理会社の株主であることを必ずしも要しない。

取締役は本管理会社の株主総会において株主によって選任され、その任期は最長6年であり、本管理会社の株主総会の決議により、理由のいかんを問わずいつでも解任又は更迭される。

取締役会は、互選により、会長1名を選任し、また副会長1又は複数名を選任することができる。さらに秘書役1名を任命することができる。秘書役は取締役である必要はない。

取締役会の通知は、書面により、少なくとも会議開催時刻の24時間以上前に全ての取締役にあててなされる。かかる通知は、書面、電子メール、電報、テレックス又はファックスその他類似の方法により各取締役の同意が得られた場合には、省略することができる。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間及び場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はない。

取締役は、電子メール、電報、テレックス又はファックスによる書面にて別の取締役を指名して、取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席又は代理出席している場合にのみ、適法に審議し、又は決議することができる。決議は取締役会に出席又は代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとする。

2【事業の内容及び営業の概況】

本管理会社の目的は、EC指令（2009/65/EC）（改正済）に従って承認されたルクセンブルク又は外国のUCITS並びに上記指令の対象とならないルクセンブルク又は外国の集団的投資手段の集合的運用である。

投資ファンド及び投資法人のポートフォリオの集合的運用には特に下記を含むものとする。

- － ポートフォリオの管理。この点に関して本管理会社は、運用するUCITS及びその他の集団的投資ファンドのために、実行すべき投資に関して助言又は勧告を行い、契約を締結し、運用するUCITS及びその他の集団的投資ファンドに代わって証券及びその他の資産を売買し、交換し、発行するとともに、運用するUCITS及びその他の集団的投資ファンドの資産を構成する証券に付与されている全ての議決権を行使することができる。以上は単なる例示であり、全てを網羅したものではない。
- － UCITS及びその他の集団的投資ファンドの管理。かかる活動には2010年法付属書IIに列記する職務、特にUCITS及びその他の集団的投資ファンドのポートフォリオの評価、株式又は受益証券の価値の算定、集団的投資ファンドの株式又は受益証券の発行及び買戻し、UCITS及びその他の集団的投資ファンドの名簿の記帳、取引の登録及び記録などを含む。以上は単なる例示であり、全てを網羅したものではない。
- － UCITS及びその他の集団的投資ファンドの株式又は受益証券のルクセンブルク又は外国での販売。

また、本管理会社が当局よりの許可を得た限りにおいては、本管理会社は、2010年法の第15章に基づいて本管理会社に付与された権限に基づき、投資家が与えた権限の範囲内で、一任ベース又は個別ベースでポートフォリオの運用サービスを提供することができる。当該ポートフォリオには、金融業に関する1993年4月5日法改正法付属書IIセクションBに列記する単独又は複数の商品（以下「対象商品」という）含まれるものとする。

最後に、本管理会社は、個々のポートフォリオの運用サービスを履行する権限を有する限り、以下の二次的サービスを提供することができる。

- － 単独又は複数の対象商品に関する投資助言
- － UCITS及びその他の集団的投資ファンドの株式又は受益証券の保管及び事務管理

ルクセンブルクL-2540、エドワード・スタイケン通り10番に登録事務所をする有限責任会社（société anonyme）であるBNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルクが当ファンドの管理会社を務め、かかる資格において当ファンドの投資運用及び事務管理に関して責任を負う。

2020年5月末日現在、本管理会社は、本ファンドを含め22本のファンドの管理・運用を行っている。

設立国又は運用が行われている国別	基本的性格	ファンドの本数	純資産総額（ユーロ）
ルクセンブルク	契約型投資信託	6	1,767,280,963 (2020年5月31日現在)
	会社型投資信託	16	84,649,741,074 (2020年5月31日現在)

3【管理会社の経理状況】

- (1) 以下に記載されている2019年12月31日及び2018年12月31日に終了した事業年度の本管理会社の財務書類の原文（仏文）は、ルクセンブルクにおける財務書類の作成に関する法令上又は規制上の要件に準拠して作成されたものである。日本語は、これらの原文を翻訳したものである。
- 以下に記載されている本管理会社の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含む。）第131条第5項但書の規定の適用を受けている。
- (2) 2019年12月31日及び2018年12月31日に終了した事業年度の本管理会社の財務書類の原文（仏文）は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいう。）である本管理会社の独立監査人であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ（PricewaterhouseCoopers, Société coopérative）から、金融商品取引法第193条の2第1項第1号に規定される監査証明に相当すると認められる証明を受けており、添付のとおり当該証明に係る監査報告書を受領している。
- (3) 本管理会社の財務書類（原文）は、ユーロで表示されている。主要な勘定科目について円で表示されている金額は、2020年5月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値である1ユーロ＝119.13円で換算された金額である。金額は千円単位で表示されている。この換算は、その金額が上記レートで実際に日本円に交換されるか、又は交換され得たであろうというように解釈すべきものではない。なお、日本円による金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

（１）【貸借対照表】

貸借対照表
2019年12月31日現在

		2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
	注記	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
A．未払込資本金					
I．払込請求前の資本金		-	-	-	-
II．払込請求済であるが未払込の資本金		-	-	-	-
B．設立費用					
		-	-	-	-
C．固定資産					
I．無形固定資産		109,427	13,036	34,393	4,097
1．開発費					
2．以下の営業許可、特許、ライセンス、商標ならびにそれらに類する権利および資産	3	-	-	-	-
a)有償の対価を支払って取得し、かつC．I．3に表示する必要がないもの		-	-	-	-
b)自社で創出したもの		-	-	-	-
3．有償の対価を支払って取得したのれん	3	-	-	-	-
4．事前支払額および無形固定資産仮勘定		-	-	-	-
II．有形固定資産	2.3、4	109,427	13,036	34,393	4,097
1．土地および建物		-	-	-	-
2．工場および機械		-	-	-	-
3．その他の什器・備品、器具および機器	2.3、4	109,427	13,036	34,393	4,097
4．事前支払額および有形固定資産仮勘定		-	-	-	-
III．金融資産					
1．関係会社株式		-	-	-	-
2．関係会社貸付金		-	-	-	-
3．参加持分		-	-	-	-
4．参加持分に連動する会社に対する貸付金		-	-	-	-
5．固定資産として保有する投資		-	-	-	-
6．その他の貸付金		-	-	-	-

貸借対照表（続き）

注記	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産（続き）				
D. 流動資産	310,130,233	36,945,815	285,957,966	34,066,172
I. 棚卸資産				
1. 原材料および消耗材	-	-	-	-
2. 仕掛品	-	-	-	-
3. 製品および商品	-	-	-	-
4. 事前支払額	-	-	-	-
II. 債権	86,097,312	10,256,773	65,919,307	7,852,967
1. 売掛金				
a) 1年以内に期限到来	-	-	-	-
b) 1年より後に期限到来	-	-	-	-
2. 関係会社債権	2.4、5	62,839,067	50,355,215	5,998,817
a) 1年以内に期限到来	2.4、5	62,839,067	50,355,215	5,998,817
b) 1年より後に期限到来		-	-	-
3. 参加持分に連動する会社に対する未収金		-	-	-
a) 1年以内に期限到来		-	-	-
b) 1年より後に期限到来		-	-	-
4. その他の債権	2.4、6	23,258,245	15,564,092	1,854,150
a) 1年以内に期限到来	2.4、6	23,258,245	15,564,092	1,854,150
b) 1年より後に期限到来		-	-	-
III. 投資	2.5	24,000,000	24,000,000	2,859,120
1. 関係会社株式		-	-	-
2. 自己株式		-	-	-
3. その他の投資	2.5	24,000,000	24,000,000	2,859,120
IV. 銀行預金および手許現金		200,032,921	196,038,659	23,354,085
E. 前払金	770	92	-	-
合計（資産）	310,240,430	36,958,942	285,992,359	34,070,270

添付の注記は、これらの年次財務書類の不可分の一部である。

貸借対照表（続き）

		2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
	注記	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資本、準備金および負債					
A. 資本および準備金		44,434,214	5,293,448	69,309,306	8,256,818
I. 資本金	7、10	3,000,000	357,390	3,000,000	357,390
II. 資本剰余金勘定		-	-	-	-
III. 再評価準備金		-	-	-	-
IV. 準備金		12,650,000	1,506,995	13,000,000	1,548,690
1. 法定準備金	8、10	300,000	35,739	300,000	35,739
2. 自己株式に関する準備金		-	-	-	-
3. 定款に基づいて計上した準備金		-	-	-	-
4. その他の準備金（公正価値準備金を含む）	9、10	12,350,000	1,471,256	12,700,000	1,512,951
a)利用可能なその他の準備金		-	-	-	-
b)利用不可能なその他の準備金	9、10	12,350,000	1,471,256	12,700,000	1,512,951
V. 前期繰越損益	10	306	36	20	2
VI. 当期利益	10	28,783,908	3,429,027	53,309,286	6,350,735
VII. 中間配当金		-	-	-	-
VIII. 資本投資助成金		-	-	-	-
B. 引当金		688,138	81,978	1,266,858	150,921
1. 年金および類似の債務に関する引当金	2.6	61,585	7,337	91,332	10,880
2. 税金引当金		-	-	-	-
3. その他の引当金	2.6、11	626,553	74,641	1,175,526	140,040
C. 債務		255,570,495	30,446,113	200,834,574	23,925,423
1. 社債		-	-	-	-
a)転換社債		-	-	-	-
i. 1年以内に期限到来		-	-	-	-
ii. 1年より後に期限到来		-	-	-	-
b)非転換社債		-	-	-	-
i. 1年以内に期限到来		-	-	-	-
ii. 1年より後に期限到来		-	-	-	-
2. 金融機関に対する未払金		-	-	-	-
a) 1年以内に期限到来		-	-	-	-
b) 1年より後に期限到来		-	-	-	-
3. 棚卸資産からの控除と別に表示される、受注に係る前受金		-	-	-	-
a) 1年以内に期限到来		-	-	-	-
b) 1年より後に期限到来		-	-	-	-

貸借対照表（続き）

注記	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資本、準備金および負債（続き）				
4. 買掛金	-	-	-	-
a) 1年以内に期限到来	-	-	-	-
b) 1年より後に期限到来	-	-	-	-
5. 未払為替手形	-	-	-	-
a) 1年以内に期限到来	-	-	-	-
b) 1年より後に期限到来	-	-	-	-
6. 関係会社債務	2.4、12	238,399,816	28,400,570	185,837,878
a) 1年以内に期限到来	2.4、12	238,399,816	28,400,570	185,837,878
b) 1年より後に期限到来	-	-	-	-
7. 参加持分に連動する会社に対する負債	-	-	-	-
a) 1年以内に期限到来	-	-	-	-
b) 1年より後に期限到来	-	-	-	-
8. その他の債務	17,170,679	2,045,543	14,996,696	1,786,556
a) 税務当局	12,118,926	1,443,728	9,059,074	1,079,207
b) 社会保障当局	349,959	41,691	341,615	40,697
c) その他の債務	4,701,794	560,125	5,596,008	666,652
i. 1年以内に期限到来	2.4、13	4,701,794	560,125	5,596,008
ii. 1年より後に期限到来	-	-	-	-
D. 繰延収益	9,547,583	1,137,404	14,581,621	1,737,109
合計（資本、準備金および負債）	310,240,430	36,958,942	285,992,359	34,070,270

添付の注記は、これらの年次財務書類の不可分の一部である。

(2) 【損益計算書】

損益計算書

2019年12月31日終了事業年度

	注記	2019年12月31日 終了事業年度		2018年12月31日 終了事業年度	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
1. 純収益	2.7、14	608,466,423	72,486,605	619,713,862	73,826,512
2. 棚卸資産（製品および仕掛品）の変動		-	-	-	-
3. 自社の目的のために実施し資産化した業務		-	-	-	-
4. その他の営業収益	15	8,790,717	1,047,238	6,160,385	733,887
5. 原材料および消耗材ならびにその他の外部費用	16	(538,467,200)	(64,147,598)	(518,149,280)	(61,727,124)
a) 原材料および消耗材	16	(538,467,200)	(64,147,598)	(518,149,280)	(61,727,124)
b) その他の外部費用		-	-	-	-
6. 人件費	17	(8,741,601)	(1,041,387)	(9,574,242)	(1,140,579)
a) 賃金給与		(7,334,523)	(873,762)	(7,340,752)	(874,504)
b) 社会保障費		(933,228)	(111,175)	(950,814)	(113,270)
i. 年金関連		(166,576)	(19,844)	(207,689)	(24,742)
ii. その他の社会保障費		(766,652)	(91,331)	(743,125)	(88,528)
c) その他の人件費		(473,850)	(56,450)	(1,282,676)	(152,805)
7. 評価調整額	3、4	(32,047)	(3,818)	(23,296)	(2,775)
a) 設立費用ならびに有形固定資産および無形固定資産の評価調整額	3、4	(32,047)	(3,818)	(23,296)	(2,775)
b) 流動資産の評価調整額		-	-	-	-
8. その他の営業費用	18	(38,398,241)	(4,574,382)	(32,946,462)	(3,924,912)
9. 参加持分による収益		-	-	-	-
a) 関係会社から生じたもの		-	-	-	-
b) 参加持分によるその他の収益		-	-	-	-
10. 固定資産の一部を形成するその他の投資および貸付金による収益		-	-	-	-
a) 関係会社から生じたもの		-	-	-	-
b) a)に含まれないその他の収益		-	-	-	-
11. その他の受取利息およびその他の財務収益	19	1,372,801	163,542	2,788,002	332,135
a) 関係会社から生じたもの		-	-	-	-
b) その他の受取利息および類似の財務収益		1,372,801	163,542	2,788,002	332,135

損益計算書（続き）

	注記	2019年12月31日 終了事業年度		2018年12月31日 終了事業年度	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
12. 持分法による投資利益		-	-	-	-
13. 金融資産および流動資産として保有される投資に関する評価調整額		-	-	-	-
14. 支払利息および類似費用	20	(1,510,384)	(179,932)	(2,920,087)	(347,870)
a) 関係会社に関する費用		(549,026)	(65,405)	(590,722)	(70,373)
b) その他の支払利息および類似費用		(961,358)	(114,527)	(2,329,365)	(277,497)
15. 利益に係る税金	21	(2,696,559)	(321,241)	(11,739,596)	(1,398,538)
16. 税引後利益		28,783,908	3,429,027	53,309,286	6,350,735
17. 項目1から16に表示されていないその他の税金		-	-	-	-
18. 当期利益		28,783,908	3,429,027	53,309,286	6,350,735

添付の注記は、これらの年次財務書類の不可分の一部である。

財務書類注記

2019年12月31日現在

注記1 一般的事項

BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク（以下「当社」という。）は、ルクセンブルクの法律に基づく存続期間に制限のない株式会社（Société Anonyme）として、1988年2月19日にルクセンブルクで設立された。設立当初の当社の名称はパリバ・アセットマネジメント（ルクセンブルク）エス・エイであり、自社および自社以外の会社、または第三者機関向けに経済調査および財務分析を実施することを目的としていた。

当社の本社所在地はルクセンブルク大公国ルクセンブルクL-2540、エドワード・スタイケン通り10番である。

2000年12月28日の臨時株主総会において、当社のパーベスト・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エス・エイへの名称および目的は変更された。

2003年6月26日の臨時株主総会において、BNPパリバ・ファンド・アドミニストレーション、BNPパリバ・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エス・エイおよびBNPパリバ・アセットマネジメント・サービシーズ・エス・エイ（以下「消滅会社」という。）の2003年1月1日現在での当社への合併が、遡及的に有効であることが承認された。2003年6月26日の臨時株主総会において、当社の名称および目的も変更された。当社の新しい名称は、BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルクである。

2003年11月17日の臨時株主総会において再度、当社の目的が変更された。当社の目的は、85/611/EEC指令に準拠して承認されているルクセンブルクおよび／または外国のUCITS、ならびに当該指令の対象とならないその他のルクセンブルクおよび／または外国の集合投資事業またはファンドを管理し、運用および販売することである。

当社は、フォルティス・インベストメント・マネジメント・ルクセンブルク・エス・エイを2010年7月1日に買収し、その登録上の名称をBNPパリバ・インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルクへ変更した。

2017年5月17日の臨時株主総会で、BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルクに名称を変更した。

2019年度において、当社は、UCIの管理会社として活動し、同時に主要販売会社としても活動している。SICAVのサブファンドの資産運用については、BNPパリバ・グループの他の会社が代行して行っている。

当社の事業年度は、毎年度、1月1日に開始し12月31日に終了する。

当社は、BNPパリバ・エス・エイの連結財務書類に含まれ、かつて最大および最小の事業体を形成しており、そのうち当社は間接子会社として一部を形成している。上記の会社の本店所在地はフランスにある。BNPパリバ・エス・エイの連結財務書類は、パリF-75009、イタリア通り16番から入手可能である。

注記2 重要な会計方針の要約

2.1 一般的原則

年次財務書類は、ルクセンブルクの法令に従って取得原価主義により作成されている。

会計方針および評価基準は、2002年12月19日付の法律（改正）で規定されているものを除いて、取締役会が決定し、適用しているものである。

年次財務書類の作成には特定の重大な会計上の見積を使用することが求められる。また、この作成には会計方針を適用する際に取締役会の判断が求められる。仮定の変更は、変更の実施期間に係る年次財務書類に重要な影響を及ぼすことがある。取締役会は、当該仮定は適切であり、したがって当年度財務書類では財政状態および損益を適正に表示していると判断している。

当社は、次年度の資産および負債の報告額に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行っている。見積りおよび判断は継続して評価され、過去の経験、および状況に応じて合理的であると判断される、発生可能性のある将来の事象を含むその他要因に基づいている。

当社が適用している主な評価基準は、以下のとおりである。

2.2 外貨換算

当社の財務書類はユーロで保持されている。

ユーロ以外の通貨による取引はすべて、取引日の為替レートを用いてユーロで計上されている。ユーロ以外の通貨建の設立費用および固定資産は、取引時に決定する取得時の為替レートでユーロに換算されている。決算日現在、当該資産は取得時の為替レートで換算されたものが表示されている。

預金は決算日現在の為替レートで換算されている。為替差損益は当事業年度の損益計算書に計上される。

外貨建のその他の資産および負債は、決算日現在の為替レートでユーロに換算されている。

取得日から決算日までの為替レートの変動による損益は、損益計算書に認識される。

2.3 有形固定資産

有形固定資産は資産付随費用を含む購入価格または製造原価で評価される。有形固定資産は、以下の通り算定された定額法で、経済的見積耐用年数にわたり減価償却される。

その他の什器・備品、器具および機器：

一 什器・備品	年率25%
一 コンピュータ	年率20%/25%/33%

2.4 債権および債務

債権は額面価額で評価され、債務は返済額で評価されている。ただし見積回収可能価額が額面価額を下回る場合、債権額の減損を反映するために評価調整額が計上される。評価調整額は、当該調整理由がなくなれば取崩される。

2.5 その他の投資

譲渡可能証券は、加重平均価格法に基づいて算定された、付随費用を含む購入価格または市場価格のいずれか低い価額で評価され、年次財務書類上の通貨で表示される。市場価格が購入価格より低い場合は、評価調整額が計上される。評価調整が適用される根拠がなくなった場合には、これらの評価調整は行われない。

2.6 引当金

引当金は損失または債務を補填する目的を有し、その性質は明確に定義されている。決算日現在、引当金は、発生可能性が高いかまたは発生が確実であるかのいずれかであるものの、発生する金額または時期が不確実なものである。

当社は確定給付制度または確定拠出制度の複数の年金制度に従業員に提供している。

確定給付制度

確定給付制度では、当社は拠出金を民間企業に支払っている。拠出金は支払期日に追加の年金費用として計上される。

確定拠出制度

確定拠出制度は年金制度であり、この制度の下で当社は確定拠出金を個別の会社へ支払い、当期および過去の期間における従業員の勤務に関する給付を全ての従業員へ支払うのに十分な資産がない場合に追加拠出をする法律上または契約上の債務を負っていない。拠出支払額はその拠出が行われた年度に係る損益計算書に直接計上される。当社のコミットメントは、当社が従業員の代わりに基金へ支払うと同意した拠出に限定されている。

2.7 純収益

純収益には当社の事業活動により提供するサービスに関連した金額（販売、付加価値税および総収益に直接関連するその他税金控除後）が含まれている。

注記3 無形固定資産

12月31日現在の無形固定資産の変動の要約は、以下の通りである。

	のれん 2019年 ユーロ	ライセンス 2019年 ユーロ	合計 2019年 ユーロ	のれん 2018年 ユーロ	ライセンス 2018年 ユーロ	合計 2018年 ユーロ
期首現在残高	12,519,886	171,810	12,691,696	12,519,886	171,810	12,691,696
期中調整額	-	-	-	-	-	-
期中処分	-	-	-	-	-	-
期末現在残高	12,519,886	171,810	12,691,696	12,519,886	171,810	12,691,696
期首現在の減価償却累計額	(12,519,886)	(171,810)	(12,691,696)	(12,519,886)	(171,810)	(12,691,696)
期中減価償却	-	-	-	-	-	-
期中処分	-	-	-	-	-	-
期末現在の減価償却累計額	(12,519,886)	(171,810)	(12,691,696)	(12,519,886)	(171,810)	(12,691,696)
期末現在の正味帳簿価額	-	-	-	-	-	-

注記4 有形固定資産

12月31日現在の有形固定資産の変動は、以下の通りである。

	その他の什器・備品、器具および機器	
	2019年12月31日 ユーロ	2018年12月31日 ユーロ
期首現在残高	167,578	139,605
期中追加	107,081	27,973
期中処分	-	-
期中振替	-	-
期末現在残高	274,659	167,578
期首現在の減価償却累計額	(133,185)	(109,912)
期中減価償却	(32,047)	(23,296)
期中戻入	-	-
期中振替	-	23
期末現在の減価償却累計額	(165,232)	(133,185)
期末現在の正味帳簿価額	109,427	34,393

注記5 関係会社債権

関係会社債権は、主に2019年12月における管理および投資顧問報酬ならびに運営費用未収金から構成されている。

注記6 その他の債権

その他の債権には主に、税務当局に対する未収金が含まれている。

注記7 資本金

2018年および2019年12月31日現在、資本金は3,000,000ユーロであり、100,000株の無額面株式からなる。この株式は記名式である。

注記8 法定準備金

ルクセンブルクの会社は、各年度における当期純利益の最低５％を法定準備金に振替えることが要求されている。この要件は、法定準備金の残高が資本金の10%に達するまで行われる。当該法定準備金は、株主に対する分配には利用できない。

注記9 その他の準備金

2019年12月31日現在、当社はルクセンブルク財産税法の第8a項に従い、財産税金債務を控除した。当社は、年次財産税の５倍に相当する金額を分配不能な準備金に積み立てている。当該準備金の金額は、財産税が控除された年度の後５年間は分配できない。

注記10 資本および準備金

当社の株主持分の変動の要約は、以下の通りである。

	資本金 ユーロ	法定準備金 ユーロ	その他の準備金 ユーロ	繰越利益 ユーロ	当期利益 ユーロ
2018年12月31日現在	3,000,000	300,000	12,700,000	20	53,309,286
2018年度における利益処分					
－その他の「財産税」準備金への振替	-	-	1,800,000	-	(1,800,000)
－「年次財産税」準備金の取崩	-	-	(2,150,000)	-	2,150,000
－配当	-	-	-	(20)	(53,658,980)
－繰越利益への振替	-	-	-	306	(306)
当期利益	-	-	-	-	28,783,908
2019年12月31日現在	3,000,000	300,000	12,350,000	306	28,783,602

2018年度の利益処分は、2019年４月10日に開催された年次株主総会で承認された。

注記11 その他の引当金

2019年12月31日現在、当該引当金は主に退職給付引当金から構成されている。

注記12 関係会社債務

当該債務は、主に未払いの分配および投資運用報酬ならびにBNPパリバ・アセットマネジメントの会社の営業、マーケティングおよびITコストに関連する債務により構成されている。

注記13 その他の債務

2019年12月31日および2018年12月31日現在のその他の債務は主に、管理しているS I C A Vの代わりに支払った報酬に関連するものである。

注記14 純収益

純収益の構成は、以下の通りである。

	2019年12月31日 終了事業年度 ユーロ	2018年12月31日 終了事業年度 ユーロ
管理および投資顧問報酬	432,111,188	449,576,450
運営費用／サービス手数料	159,977,060	164,025,835
販売報酬	16,343,459	6,071,020
保管報酬	34,716	40,557
	<u>608,466,423</u>	<u>619,713,862</u>

注記15 その他の営業収益

「その他の営業収益」項目は以下から構成される。

	2019年12月31日 終了事業年度 ユーロ	2018年12月31日 終了事業年度 ユーロ
特定費用に係る、BNPPインベストメント・パートナーズの ネットワークとの相互化契約に関連した収益	4,500,417	4,539,805
その他の収益	4,290,300	1,620,581
	<u>8,790,717</u>	<u>6,160,385</u>

注記16 原材料および消耗材ならびにその他の外部費用

原材料および消耗材ならびにその他の外部費用の構成は、以下の通りである。

	2019年12月31日 終了事業年度 ユーロ	2018年12月31日 終了事業年度 ユーロ
販売報酬	289,635,072	279,762,097
投資運用報酬	183,139,556	175,392,513
保管報酬	14,621,312	13,815,413
運営費用／サービス手数料	17,744,408	17,141,543
登録・名義書換事務代行報酬	15,015,127	14,744,137
事務代行報酬	12,272,525	12,234,489
オール・イン・フィー	5,101,362	4,001,244
その他の報酬	937,838	1,057,844
	<u>538,467,200</u>	<u>518,149,280</u>

「オール・イン・フィー（All-in fees）」には、特に、BNPパリバ・イージー S I C A Vに委託されている保管受託銀行、登録・名義書換事務代行会社および事務代行会社の報酬が含まれる。

注記17 人件費

各事業年度に係る人件費の構成は、以下の通りである。

	2019年12月31日 終了事業年度 ユーロ	2018年12月31日 終了事業年度 ユーロ
賃金給与	7,334,523	7,340,751
社会保障費	766,652	743,125
補完的年金費用	166,576	207,689
その他の社会費用	473,850	1,282,677
	<u>8,741,601</u>	<u>9,574,242</u>

2019年度に、管理または監視組織のメンバーに対して20,000ユーロの報酬が支払われた。

これら組織の旧または現メンバーに対する年金に係る債務はない。

2019年度に、当社の管理および監視組織のメンバーに提供された前払金も貸付金もなかった。

2018年および2019年12月31日現在、その他の人件費の項目は主に退職給付引当金から構成されている。

2019年度における当社の平均従業員数は85人であり、その内訳は、以下の通りである。

分類	人員数
経営者	3
従業員	<u>82</u>

注記18 その他の営業費用

各事業年度に係るその他の営業費用の構成は、以下の通りである。

	2019年12月31日 終了事業年度 ユーロ	2018年12月31日 終了事業年度 ユーロ
BNPPアセットマネジメントのネットワーク費用 相互化に関連した費用	25,913,547	22,551,973
間接費および運営費用	5,238,087	4,556,351
税額控除の費用	4,882,513	4,936,405
その他の費用	2,364,094	901,733
	<u>38,398,241</u>	<u>32,946,462</u>

税額控除の費用は、ルクセンブルクの納税グループの設立によるものである。詳細は、下記の注記21の連結納税を参照のこと。

注記19 その他の受取利息およびその他の財務収益

その他の受取利息およびその他の財務収益には、為替差益および現金による金融投資に係る短期受取利息が含まれる。

注記20 支払利息およびその他の財務費用

支払利息およびその他の財務費用には、基本的に為替差損および現金による金融投資に係る短期支払利息が含まれている。

注記21 連結納税

2016年度以来、当社は、「直接税国税局（Administration des contributions directes）」に承認されているルクセンブルクの税法第164号の2に準拠する、水平連結納税制度に加盟している。

当社は、BNPパリバ・グループの他の2つの会社との間で最低5年間の連結納税契約を締結している。

ルクセンブルクの連結納税は、法人所得税と地方事業税の両方に適用される。

[次へ](#)

BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg

Bilan pour l'exercice se terminant le 31 décembre 2019 (exprimé en euros)

ACTIF

	Ref.	31/12/2019 Eur	31/12/2018 Eur
ACTIF			
A. Capital souscrit non versé		-	-
I. Capital souscrit non appelé		-	-
II. Capital souscrit appelé et non versé		-	-
B. Frais d'établissement		-	-
C. Actif immobilisé		109 427	34 393
I. Immobilisations incorporelles		-	-
1. Frais de développement		-	-
2. Concessions, brevets, licences, marques, ainsi que droits et valeurs similaires, s'ils ont été :	3	-	-
a) acquis à titre onéreux, sans devoir figurer sous C.I.3		-	-
b) créés par l'entreprise elle-même		-	-
3. Fonds de commerce, dans la mesure où il a été acquis à titre onéreux	3	-	-
4. Acomptes versés et immobilisations incorporelles en cours		-	-
II. Immobilisations corporelles	2, 3, 4	109 427	34 393
1. Terrains et constructions		-	-
2. Installations techniques et machines		-	-
3. Autres installations, outillage et mobilier	2, 3, 4	109 427	34 393
4. Acomptes versés et immobilisations corporelles en cours		-	-
III. Immobilisations financières		-	-
1. Parts dans des entreprises liées		-	-
2. Créances sur des entreprises liées		-	-
3. Participations		-	-
4. Créances sur des entreprises avec lesquelles l'entreprise a un lien de participation		-	-
5. Titres ayant le caractère d'immobilisations		-	-
6. Autres prêts		-	-
D. Actif circulant		310 130 233	285 957 966
I. Stocks		-	-
1. Matières premières et consommables		-	-
2. Produits en cours de fabrication		-	-
3. Produits finis et marchandises		-	-
4. Acomptes versés		-	-
II. Créances		86 097 312	65 919 307
1. Créances résultant de ventes et prestations de services		-	-
a) dont la durée résiduelle est inférieure ou égale à un an		-	-
b) dont la durée résiduelle est supérieure à un an		-	-
2. Créances sur des entreprises liées	2, 4, 5	62 839 067	50 355 215
a) dont la durée résiduelle est inférieure ou égale à un an	2, 4, 5	62 839 067	50 355 215
b) dont la durée résiduelle est supérieure à un an		-	-
3. Créances sur des entreprises avec lesquelles l'entreprise a un lien de participation		-	-
a) dont la durée résiduelle est inférieure ou égale à un an		-	-
b) dont la durée résiduelle est supérieure à un an		-	-
4. Autres créances	2, 4, 6	23 258 245	15 564 092
a) dont la durée résiduelle est inférieure ou égale à un an	2, 4, 6	23 258 245	15 564 092
b) dont la durée résiduelle est supérieure à un an		-	-

Les notes figurant en annexe font partie intégrante de ces comptes annuels.

BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg

ACTIF (suite)

	Ref.	31/12/2019 Eur	31/12/2018 Eur
III. Valeurs mobilières	2.5	24 000 000	24 000 000
1. Parts dans des entreprises liées		-	-
2. Actions propres ou parts propres		-	-
3. Autres valeurs mobilières	2.5	24 000 000	24 000 000
IV. Avoirs en banque, avoir en compte de chèques postaux, chèques et encaisse		200 032 921	196 038 659
E. Comptes de régularisation		770	-
TOTAL DU BILAN (ACTIF)		310 240 430	285 992 359

Les notes figurant en annexe font partie intégrante de ces comptes annuels.

BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg

CAPITAUX PROPRES ET PASSIF

	Ref.	31/12/2019 Eur	31/12/2018 Eur
A. Capitaux propres		44 434 214	69 309 306
I. Capital souscrit	7, 10	3 000 000	3 000 000
II. Primes d'émission		-	-
III. Réserve de réévaluation		-	-
IV. Réserves		12 650 000	13 000 000
1. Réserve légale	8, 10	300 000	300 000
2. Réserve pour actions propres ou parts propres		-	-
3. Réserves statutaires		-	-
4. Autres réserves, y compris la réserve de juste valeur	9, 10	12 350 000	12 700 000
a) autres réserves disponibles		-	-
b) autres réserves non disponibles	9, 10	12 350 000	12 700 000
V. Résultats reportés	10	306	20
VI. Résultat de l'exercice	10	28 783 908	53 309 286
VII. Acomptes sur dividendes		-	-
VIII. Subventions d'investissement en capital		-	-
B. Provisions		688 138	1 266 858
1. Provisions pour pensions et obligations similaires	2, 6	61 585	91 332
2. Provisions pour impôts		-	-
3. Autres provisions	2, 6, 11	626 553	1 175 526
C. Dettes		255 570 495	200 834 574
1. Emprunts obligataires		-	-
a) Emprunts convertibles		-	-
i) dont la durée résiduelle est inférieure ou égale à un an		-	-
ii) dont la durée résiduelle est supérieure à un an		-	-
b) Emprunts non convertibles		-	-
i) dont la durée résiduelle est inférieure ou égale à un an		-	-
ii) dont la durée résiduelle est supérieure à un an		-	-
2. Dettes envers des établissements de crédit		-	-
a) dont la durée résiduelle est inférieure ou égale à un an		-	-
b) dont la durée résiduelle est supérieure à un an		-	-
3. Acomptes reçus sur commandes pour autant qu'ils ne sont pas déduits des stocks de façon distincte		-	-
a) dont la durée résiduelle est inférieure ou égale à un an		-	-
b) dont la durée résiduelle est supérieure à un an		-	-
4. Dettes sur achats et prestations de services		-	-
a) dont la durée résiduelle est inférieure ou égale à un an		-	-
b) dont la durée résiduelle est supérieure à un an		-	-
5. Dettes représentées par des effets de commerce		-	-
a) dont la durée résiduelle est inférieure ou égale à un an		-	-
b) dont la durée résiduelle est supérieure à un an		-	-
6. Dettes envers des entreprises liées	2, 4, 12	238 399 816	185 837 878
a) dont la durée résiduelle est inférieure ou égale à un an	2, 4, 12	238 399 816	185 837 878
b) dont la durée résiduelle est supérieure à un an		-	-
7. Dettes envers des entreprises avec lesquelles l'entreprise a un lien de participation		-	-
a) dont la durée résiduelle est inférieure ou égale à un an		-	-
b) dont la durée résiduelle est supérieure à un an		-	-

Les notes figurant en annexe font partie intégrante de ces comptes annuels.

BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg

CAPITAUX PROPRES ET PASSIF (suite)

	Ref.	31/12/2019 Eur	31/12/2018 Eur
S. Autres dettes		17 170 679	14 996 696
a) Dettes fiscales		12 118 926	9 059 074
b) Dettes au titre de la sécurité sociale		349 959	341 615
c) Autres dettes		4 701 794	5 596 008
i) dont la durée résiduelle est inférieure ou égale à un an	2.4, 13	4 701 794	5 596 008
ii) dont la durée résiduelle est supérieure à un an		-	-
D. Comptes de régularisation		9 547 583	14 581 621
TOTAL DU BILAN (CAPITAUX PROPRES ET PASSIF)		310 240 430	285 992 359

Les notes figurant en annexe font partie intégrante de ces comptes annuels.

BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg

Comptes de profits et pertes pour l'exercice se terminant le 31 décembre 2019 (exprimé en euros)

COMPTES DE PROFITS ET PERTES

	Ref.	31/12/2019 Eur	31/12/2018 Eur
1. Chiffre d'affaires net	2, 7, 14	608 466 423	619 713 862
2. Variation du stock de produits finis et en cours de fabrication		-	-
3. Travaux effectués par l'entreprise pour elle-même et portés à l'actif		-	-
4. Autres produits d'exploitation	15	8 790 717	6 160 385
5. Matières premières et consommables et autres charges externes	16	- 538 467 200	- 518 149 280
a) Matières premières et consommables	16	- 538 467 200	- 518 149 280
b) Autres charges externes		-	-
6. Frais de personnel	17	- 8 741 601	- 9 574 242
a) Salaires et traitements		- 7 334 523	- 7 340 752
b) Charges sociales		- 933 228	- 950 814
i) couvrant les pensions		- 166 576	- 207 689
ii) autres charges sociales		- 766 652	- 743 125
c) Autres frais de personnel		- 473 850	- 1 282 676
7. Correction de valeur	3, 4	- 32 047	- 23 296
a) Sur frais d'établissement et sur immobilisations corporelles et incorporelles	3, 4	- 32 047	- 23 296
b) sur éléments de l'actif circulant			
8. Autres charges d'exploitation	18	- 38 398 241	- 32 946 462
9. Produits provenant de participations		-	-
a) provenant d'entreprises liées		-	-
b) provenant d'autres participations		-	-
10. Produits provenant d'autres valeurs mobilières, d'autres titres et de créances de l'actif immobilisé		-	-
a) provenant d'entreprises liées		-	-
b) autres produits ne figurant pas sous a)		-	-
11. Autres Intérêts et autres produits financiers	19	1 372 801	2 788 002
a) provenant d'entreprises liées		-	-
b) autres intérêts et produits financiers		1 372 801	2 788 002
12. Quote-part dans le résultat des entreprises mises en équivalence		-	-
13. Corrections de valeur sur immobilisations financières et sur valeurs mobilières faisant partie de l'actif circulant		-	-

Les notes figurant en annexe font partie intégrante de ces comptes annuels.

BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg**COMPTES DE PROFITS ET PERTES (suite)**

	Ref.	31/12/2019 Eur	31/12/2018 Eur
14. Intérêts et autres charges financières	20	- 1 510 384	- 2 920 087
a) concernant des entreprises liées		- 549 026	- 590 722
b) autres intérêts et charges financières		- 961 358	- 2 329 365
15. Impôts sur le résultat	21	- 2 696 559	- 11 739 596
16. Résultat après impôts sur le résultat		28 783 908	53 309 286
17. Autres impôts ne figurant pas sous les postes 1. à 16.		-	-
18. Résultat de l'exercice		28 783 908	53 309 286

Les notes figurant en annexe font partie intégrante de ces comptes annuels.

BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg

Notes aux comptes annuels au 31 décembre 2019

Note 1 - Informations générales

BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg (la « Société »), a été constituée à Luxembourg le 19 février 1988 sous la forme d'une Société anonyme de droit luxembourgeois pour une durée illimitée sous la dénomination sociale de Paribas Asset Management (Luxembourg) S.A. dont l'objet social était de faire toutes recherches économiques et analyses financières pour son compte propre et pour le compte d'autres Sociétés ou tiers institutionnels.

Le siège social de la Société est établi rue Edward Steichen, 10 à L-2540 Luxembourg, au Grand-Duché du Luxembourg.

L'Assemblée Générale Extraordinaire du 28 décembre 2000 a modifié la dénomination en Parvest Investment Management Company S.A. et l'objet social de la Société.

L'Assemblée Générale Extraordinaire du 26 juin 2003 a approuvé la fusion par absorption de BNP Paribas Fund Administration, BNP Paribas Investment Management Company S.A. et BNP Paribas Asset Management Services S.A. (ci-après les « Sociétés Absorbées ») par la Société, avec effet rétroactif au 1^{er} janvier 2003. L'Assemblée Générale Extraordinaire du 26 juin 2003 a également modifié la dénomination et l'objet social de la Société. La nouvelle dénomination de la Société est devenue BNP Paribas Asset Management Luxembourg.

L'Assemblée Générale Extraordinaire du 17 novembre 2003 a de nouveau modifié l'objet social de la Société. La Société a eu alors pour objet l'administration, la gestion et la commercialisation d'un ou plusieurs organismes de placement collectif (OPC) luxembourgeois et/ou étrangers agréés conformément à la directive 85/611/CEE ainsi que d'autres OPC qui ne relèveraient pas de cette directive.

En date du 1^{er} juillet 2010, la Société a fusionné avec Fortis Investment Management Luxembourg S.A. et a changé sa dénomination en BNP Paribas Investment Partners Luxembourg.

L'Assemblée Générale Extraordinaire du 17 mai 2017 a modifié la dénomination en BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg.

Au cours de l'exercice 2019, la Société a principalement agit comme gestionnaire d'OPC d'une part et comme distributeur central d'autre part. La gestion des actifs des fonds sous gestion a été déléguée à d'autres entités du groupe BNP Paribas.

L'exercice social commence le 1^{er} janvier pour se terminer le 31 décembre.

La Société est incluse dans les comptes consolidés de BNP Paribas S.A. constituant l'ensemble le plus grand et le plus petit de l'entreprise dont la Société fait partie en tant que filiale indirecte. Le siège de cette Société est situé au 16, Boulevard des Italiens, F-75009 Paris. Les comptes consolidés de BNP Paribas S.A. sont disponibles à son siège social.

BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg **Notes aux comptes annuels au 31 décembre 2019 (suite)**

Note 2 - Principes, règles et méthodes d'évaluation

2.1 Principes généraux

Les comptes annuels sont établis conformément aux dispositions légales et réglementaires en vigueur au Luxembourg selon la méthode du coût historique.

Les politiques comptables et les principes d'évaluation sont, en dehors des règles imposées par la Loi du 19 décembre 2002 telle que modifiée, déterminés et mis en place par le Conseil d'Administration.

La préparation des comptes annuels implique le recours à un certain nombre d'estimations comptables déterminantes. Elle impose aussi au Conseil d'Administration d'exercer son jugement dans l'application des principes comptables. Tout changement dans les hypothèses peut avoir des répercussions significatives sur les comptes annuels de la période durant laquelle ces hypothèses ont changé. Le Conseil d'Administration estime que les hypothèses sous-jacentes sont adéquates et que les comptes annuels donnent ainsi une image fidèle de la situation financière et des résultats de la Société.

La Société fait des estimations et hypothèses qui ont une incidence sur les montants repris à l'actif et au passif au cours de la période suivante. Les estimations et les jugements sont évalués de façon continue et se basent sur l'expérience passée et d'autres facteurs, dont des anticipations d'événements futurs jugés raisonnables dans ces circonstances.

Les principales règles d'évaluation de la Société peuvent être résumées comme suit :

2.2 Conversion des postes en devise

La Société tient sa comptabilité en euro.

Toutes les transactions exprimées dans une devise autre que l'euro sont enregistrées en euro au cours de change en vigueur à la date de transaction. Les frais d'établissement et les immobilisations exprimées dans une devise autre que l'euro sont convertis en euro au cours de change historique en vigueur au moment de la transaction. A la date de clôture, ces immobilisations restent converties au cours de change historique.

Les avoirs en banques sont convertis aux taux de change en vigueur à la date de clôture des comptes. Les pertes et profits de change en résultant sont enregistrés au compte de profits et pertes de l'exercice.

Les autres postes de l'actif et du passif exprimés dans une devise autre que l'euro sont convertis au taux de change en vigueur à la clôture de l'exercice.

Les gains ou pertes de changes résultant des changements dans les taux de change en vigueur à la date de comptabilisation de la transaction et à la date de clôture sont reconnus dans les comptes de profits et pertes.

BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg Notes aux comptes annuels au 31 décembre 2019 (suite)

2.3 Immobilisations corporelles

Les immobilisations corporelles sont évaluées au coût d'acquisition qui comprend les frais accessoires ou au coût de revient. Les immobilisations corporelles sont amorties sur base de leurs durées d'utilisation estimées de façon linéaire aux taux suivants :

Autres installations, outillage et mobilier :	
Mobilier et matériel de bureau	25% par an
Matériel informatique	20% / 25% / 33% par an

2.4 Créances et dettes

Les créances sont comptabilisées à leur valeur nominale et les dettes à leur valeur de remboursement. Le cas échéant, des corrections de valeur sont comptabilisées afin de donner aux créances une valeur inférieure. Ces corrections de valeur ne sont pas maintenues si les raisons qui les ont motivées ont cessé d'exister.

2.5 Valeurs mobilières

Les valeurs mobilières sont évaluées au plus bas de leur prix d'acquisition, incluant les frais accessoires et déterminé selon la méthode du prix moyen pondéré ou de leur valeur de marché exprimé dans la devise de préparation des comptes annuels. Une correction de valeur est enregistrée lorsque le prix de marché est inférieur au prix d'acquisition. Ces corrections de valeur ne sont pas maintenues lorsque les raisons qui ont motivé leur constitution ont cessé d'exister.

2.6 Provisions

Les provisions ont pour objet de couvrir des pertes ou des dettes qui trouvent leur origine dans l'exercice ou dans un exercice antérieur et qui sont nettement circonscrites quant à leur nature mais qui, à la date de clôture du bilan, sont ou probables ou certaines, mais indéterminées quant à leur montant ou quant à leur date de survenance.

La Société offre à ses employés un certain nombre de régime de retraite à prestations définies ou à cotisations définies.

Régime à prestations définies

Pour les régimes à prestations définies, la Société paie des cotisations auprès d'une Société du secteur privé. Les cotisations sont comptabilisées comme charges de retraite supplémentaires lorsqu'elles sont dues.

BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg

Notes aux comptes annuels au 31 décembre 2019 (suite)

2.6 Provisions (suite)

Régime à cotisations définies

Un régime à cotisations définies désigne un régime de pension en vertu duquel la Société paie des cotisations fixes à une entité distincte et n'a aucune obligation, juridique ou implicite, de payer des cotisations supplémentaires si le fonds n'a pas suffisamment d'actifs pour servir tous les avantages correspondant aux services rendus par le personnel pendant la période en cours et les périodes antérieures. Les cotisations payées sont directement enregistrées au compte de profits et pertes lors de l'exercice durant lequel elles sont payées. L'obligation de la Société se limite aux cotisations que la Société a accepté de verser dans le fonds pour le compte des salariés.

2.7 Montant du chiffre d'affaires net

Le montant net du chiffre d'affaires comprend les montants résultant de la prestation des services correspondant aux activités de la Société, déduction faite des réductions sur ventes, ainsi que de la taxe à la valeur ajoutée et d'autres impôts directement liés au chiffre d'affaires.

Note 3 - Immobilisations incorporelles

Au 31 décembre, l'évolution des immobilisations incorporelles se présente comme suit :

	Fonds de commerce 2019 EUR	Licences 2019 EUR	Total 2019 EUR	Fonds de commerce 2018 EUR	Licences 2018 EUR	Total 2018 EUR
Valeur brute au 1er janvier	12 519 886	171 810	12 691 696	12 519 886	171 810	12 691 696
Ajustement de prix sur l'exercice	-	-	-	-	-	-
Cession de l'exercice	-	-	-	-	-	-
Valeur brute au 31 décembre	12 519 886	171 810	12 691 696	12 519 886	171 810	12 691 696
Corrections de valeur cumulées au 1er janvier	(12 519 886)	(171 810)	(12 691 696)	(12 519 886)	(171 810)	(12 691 696)
Corrections de valeur de l'exercice	-	-	-	-	-	-
Cession de l'exercice	-	-	-	-	-	-
Corrections de valeur cumulées au 31 décembre	(12 519 886)	(171 810)	(12 691 696)	(12 519 886)	(171 810)	(12 691 696)
Valeur nette au 31 décembre	-	-	-	-	-	-

BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg
Notes aux comptes annuels au 31 décembre 2019 (suite)

Note 4 - Immobilisations corporelles

Au 31 décembre, l'évolution des immobilisations corporelles se présente comme suit :

	Autres installations, outillage et mobilier	
	31/12/2019	31/12/2018
	EUR	EUR
Valeur brute au 1er janvier	167 578	139 605
Entrées au cours de l'exercice	107 081	27 973
Sorties au cours de l'exercice	-	-
Transferts au cours de l'exercice	-	-
Valeur brute au 31 décembre	274 659	167 578
Corrections de valeur cumulées au 1er janvier	(133 185)	(109 912)
Dotations de l'exercice	(32 047)	(23 296)
Reprises de l'exercice	-	-
Transferts de l'exercice	-	23
Corrections de valeur cumulées au 31 décembre	(165 232)	(133 185)
Valeur nette au 31 décembre	109 427	34 393

Note 5 - Créances sur des entreprises liées

Les créances sont essentiellement composées des commissions de gestion, de conseil en investissement et de frais de fonctionnement à recevoir au titre du mois de décembre 2019.

Note 6 - Autres créances

Ce poste est en partie composé de créances envers l'administration fiscale.

Note 7 - Capital souscrit

Aux 31 décembre 2018 et 2019, le capital social s'élève à EUR 3 000 000 représenté par 100 000 actions sans désignation de valeur nominale. Les actions sont nominatives.

Note 8 - Réserve légale

Sur les bénéfices nets, il doit être prélevé annuellement 5 % pour constituer le fonds de réserve prescrit par la loi luxembourgeoise. Ce prélèvement cesse d'être obligatoire lorsque le fonds de réserve atteint le dixième du capital social. La réserve légale ne peut pas être distribuée.

Note 9 - Autres réserves

Au 31 décembre 2019, la Société a réduit sa charge de l'impôt sur la fortune en accord avec le paragraphe 8a de la législation luxembourgeoise sur l'impôt sur la fortune. La Société affecte en réserves indisponibles un montant correspondant à cinq fois le montant réduit d'impôt sur la fortune. La période d'indisponibilité de cette réserve est de cinq années à compter de l'année suivant celle de la réduction de l'impôt sur la fortune.

BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg
Notes aux comptes annuels au 31 décembre 2019 (suite)

Note 10 - Capitaux propres

Les mouvements de l'exercice sur les capitaux propres se décomposent comme suit :

	Capital Souscrit EUR	Réserve légale EUR	Autres réserves EUR	Résultats reportés EUR	Résultat de l'exercice EUR
Au 31 décembre 2018	3 000 000	300 000	12 700 000	20	53 309 286
Affectation du résultat de l'exercice 2018 :					
- Attribution à la réserve « Impôt sur la fortune »	-	-	1 800 000	-	(1 800 000)
- Reprise de la réserve « Impôt sur la fortune »	-	-	(2 150 000)	-	2 150 000
- Dividendes distribués	-	-	-	(20)	(53 658 980)
- Attribution aux résultats reportés	-	-	-	306	(306)
Résultats de l'exercice 2019	-	-	-	-	28 783 908
Au 31 décembre 2019	<u>3 000 000</u>	<u>300 000</u>	<u>12 350 000</u>	<u>306</u>	<u>28 783 602</u>

L'affectation du résultat de l'exercice 2018 a été approuvée par l'Assemblée Générale des Actionnaires du 10 avril 2019.

Note 11 - Autres provisions

Au 31 décembre 2019, ce poste est principalement constitué de provisions pour indemnités de départs.

Note 12 - Dettes envers des entreprises liées

Ce poste est constitué essentiellement des commissions de distributeurs et de gérants à rétrocéder, ainsi que de la dette liée à la mutualisation des coûts opérationnels, marketing et informatiques entre les entités BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT.

Note 13 - Autres dettes

Les soldes au 31 décembre 2018 et 2019 sont notamment composés de frais et commissions à payer pour le compte des différentes SICAV sous la gestion de la Société.

BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg
Notes aux comptes annuels au 31 décembre 2019 (suite)

Note 14 - Chiffre d'affaires net

Ce poste est constitué des commissions perçues suivantes :

	31/12/2019	31/12/2018
	EUR	EUR
Commissions de gestion et de conseil en investissement	432 111 188	449 576 450
Frais fonctionnement / Service Fees	159 977 060	164 025 835
Commissions de distribution	16 343 459	6 071 020
Commissions agent dépositaire	34 716	40 557
	<u>608 466 423</u>	<u>619 713 862</u>

Note 15 - Autres produits d'exploitation

Le poste autres produits d'exploitation se composent de :

	31/12/2019	31/12/2018
	EUR	EUR
Revenus liés à un contrat de mutualisation de certains coûts par le réseau BNPP Investment Partners	4 500 417	4 539 805
Autres produits	4 290 300	1 620 581
	<u>8 790 717</u>	<u>6 160 385</u>

Note 16 - Matières premières et consommables et autres charges externes

Ce poste est constitué des commissions rétrocédées suivantes :

	31/12/2019	31/12/2018
	EUR	EUR
Commissions de distributeurs	289 635 072	279 762 097
Commissions de gérants	183 139 556	175 392 313
Commissions d'agent dépositaire	14 621 312	13 815 413
Frais fonctionnement / Service Fees	17 744 408	17 141 543
Commissions agent de transfert	15 015 127	14 744 137
Commissions d'agent administratif délégué	12 272 525	12 234 489
Commissions « All-in »	5 101 362	4 001 244
Autres commissions	937 838	1 057 844
	<u>538 467 200</u>	<u>518 149 280</u>

La commission «All- in» regroupe notamment le coût d'agent dépositaire, d'agent de transfert et d'agent administratif délégué au titre de la SICAV BNP Paribas Easy.

BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg
Notes aux comptes annuels au 31 décembre 2019 (suite)
Note 17 - Frais de personnel

Le poste frais de personnel se compose comme suit :

	31/12/2019	31/12/2018
	EUR	EUR
Salaires et traitements	7 334 523	7 340 751
Charges sociales couvrant les salaires et traitements	766 652	743 125
Pensions complémentaires	166 576	207 689
Autres frais de personnel	473 850	1 282 677
	8 741 601	9 574 242

Une rémunération de EUR 20 000 a été versée en 2019 aux membres des organes d'administration ou de surveillance.

Aucun engagement n'a été contracté en matière de pension ou de retraite à l'égard des anciens et actuels membres de ces organes.

Aucune avance ou crédit n'a été accordée en 2019 aux membres des organes d'administration ou de surveillance.

Au 31 décembre 2018 et 31 décembre 2019, le poste « autres frais de personnel » est principalement constitué de charges pour indemnités de départs.

Durant l'exercice 2019, 85 personnes ont été employées en moyenne par la Société selon la répartition suivante :

Catégories	Nombre de personnes
Dirigeants	3
Employés	82

Note 18 - Autres charges d'exploitation

Le poste autres charges d'exploitation se compose de :

	31/12/2019	31/12/2018
	EUR	EUR
Coûts liés à un contrat de mutualisation de certains coûts par le réseau BNPP ASSET MANAGEMENT	25 913 547	22 551 973
Frais de fonctionnement et d'exploitation	5 238 087	4 556 351
Compensation sur crédit d'impôts	4 882 513	4 936 405
Autres frais	2 364 094	901 733
	38 398 241	32 946 462

La compensation sur crédit d'impôts est expliquée par la contribution de la société dans le groupe fiscal Luxembourgeois. Pour plus de détails, veuillez-vous référer à la note 21 ci-après.

BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg
Notes aux comptes annuels au 31 décembre 2019 (suite)

Note 19 - Autres intérêts et autres produits financiers

Les autres intérêts et produits financiers incluent essentiellement des gains sur change mais également des intérêts sur compte à terme et sur placement.

Note 20 - Intérêts et autres charges financières

Les autres intérêts et charges incluent essentiellement des pertes sur change mais également des intérêts sur compte à terme et sur placement.

Note 21 - Intégration fiscale

La Société est membre depuis l'année d'imposition 2016 d'une intégration fiscale horizontale dont la conformité avec les dispositions de l'article 164bis L.I.R. a été confirmée par l'Administration des contributions directes.

La Société a signé une convention d'intégration fiscale avec deux autres entités du groupe BNP Paribas l'engageant sur une durée minimale de cinq années.

L'intégration fiscale à Luxembourg s'applique à la fois pour l'impôt sur le revenu des collectivités et l'impôt commercial communal.

4【利害関係人との取引制限】

該当事項なし

5【その他】

(1) 定款の変更

本管理会社の定款の変更は、本管理会社の株主総会の決議によって行うことができる。

(2) 事業譲渡又は事業譲受、出資の状況等

該当事項なし

(3) 訴訟事件等

本書提出日前1年以内において、訴訟事件その他本管理会社に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実はない。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) ファンド設定者

①名称

BNPパリバ・エスエー

②資本金の額

2020年5月30日現在、2,499,597,122ユーロ（297,777,005千円）

③事業の内容

BNPパリバ・エスエーは以下の事業に従事している。

BNPパリバの定款第3条により以下のとおり定められている。

BNPパリバは、金融機関・投資会社委員会（Comité des Etablissements de Crédit et des Entreprises d'Investissement）により認可された金融機関に適用されるフランスの法律及び規則に従って、フランス国内外の全ての個人又は法人に対し、次の業務を提供し又は遂行することを目的とする。

—あらゆる種類の投資業務

—投資業務に関連するあらゆる業務

—あらゆる種類の銀行取引

—銀行取引に関連するあらゆる業務

—あらゆる種類のエクイティ投資

上記業務は、銀行取引に関するフランス財政金融法の第3巻第1章並びに投資サービス及びその関連サービスに関する第2章に定義されている。

BNPパリバはまた、上記業務に加えて通常業務として、銀行に適用される法令に従って、特にあらゆる種類の裁定取引、媒介業務及び取次業務を含むその他の全ての業務及び取引を行うことができる。

さらに、一般的に、BNPパリバは、自己名義で、及び第三者の代理人として又は第三者と共同で、直接的若しくは間接的に上記の事業活動に関わる、又はかかる事業活動の遂行を促進するあらゆる種類の金融、商業、工業、農業、動産又は不動産関係の取引に従事することができる。

(2) マネージャー

①名称

BNPパリバ・アセットマネジメント・フランス

②資本金の額

2020年5月末日現在、120,340,176ユーロ（14,336,125千円）

③事業の内容

同社の主要な業務は、第三者のための資産運用およびそれに付随した関連する全ての種類の金融取引及び商業取引である。

(3) 本保管受託銀行、主たる支払事務代行会社兼登録・名義書換事務代行会社

①名称

BNPパリバ・セキュリティーズ・サービス、ルクセンブルク支店

②資本金の額

2020年5月末日現在、182,839,216ユーロ（21,781,636千円）

③事業の内容

BNPパリバ・セキュリティーズ・サービス、ルクセンブルク支店はBNPパリバ・セキュリティーズ・サービスの支店であり、同社はフランス法に基づく有限責任会社の形式で設立され、BNPパリバの完全子会社である。BNPパリバ・セキュリティーズ・サービス、ルクセンブルク支店は2002年6月1日に事業を開始した。

2【関係業務の概要】

(1) ファンド設定者

①名称

BNPパリバ・エスエー

②役割

ルクセンブルクの法令は、ファンド設定者の役割、義務及び責任について特段定めておらず、当ファンドとファンド設定者の間に締結された契約は存在しない。

(2) マネージャー

①名称

BNPパリバ・アセットマネジメント・フランス

②役割

当ファンドの資産の売買等の投資の実行。

(3) 本保管受託銀行兼主たる支払事務代行会社

①名称

BNP・パリバ・セキュリティーズ・サービス、ルクセンブルク支店

②役割

当ファンドの資産の保管業務、分配金及び買戻価格の支払事務

(4) 登録・名義書換事務代行会社

①名称

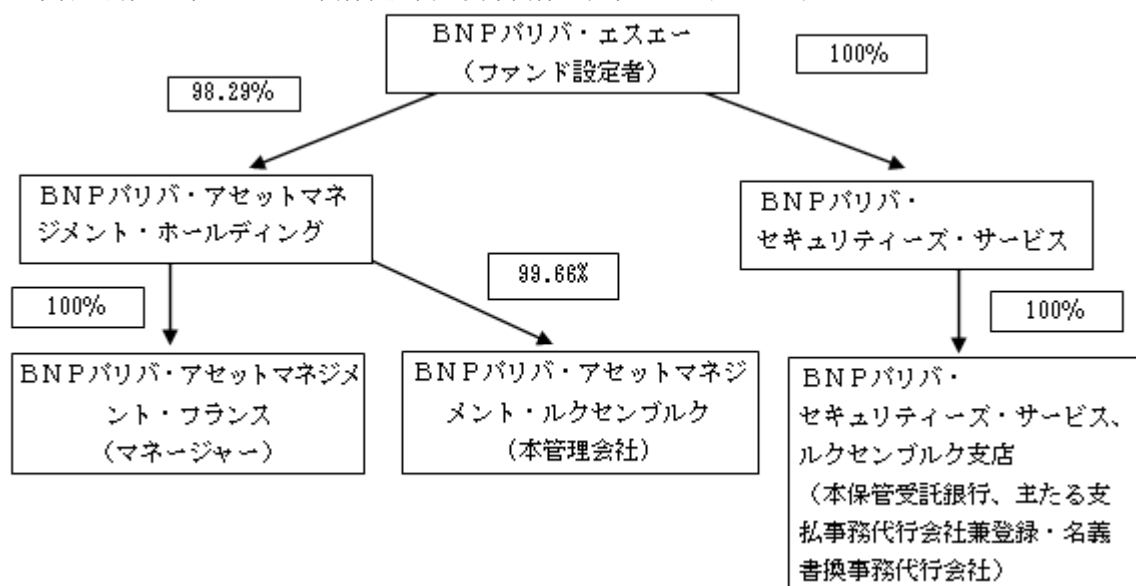
BNP・パリバ・セキュリティーズ・サービス、ルクセンブルク支店

②役割

登録・名義書換事務及びその他の管理事務

3【資本関係】

本管理会社と当ファンドの関係法人間の資本関係は以下のとおりである。



第3【投資信託制度の概要】

CSSFが作成し、UCI（集团的投資手段）に適用されるルクセンブルクの法令に関する以下の記載は、現行のルクセンブルクにおける適用規制に関する情報を提供するための一般的な記載であるが、修正及び／又は下記とは異なる解釈が行われることがある。法律及びCSSFが発行した通達と、下記の一般的な記載との間に齟齬がある場合には、法律及びCSSFが発行した通達が優先する。本管理会社又はその関係会社は、かかる齟齬に対して責任を負わない。

I. 序論

A. 規制の概要

ルクセンブルクの投資信託（集团的投資手段であり、以下「UCI」という。）に適用される主要な規制には、法律、規制当局であるCSSFが発行した通達、及び一定の大公国規則等がある。

UCIに関する主要な法律は、2010年12月17日に発効した「2010年12月17日法」（以下「2010年法」という。）である。2010年法は、同法第I部においてUCITS（譲渡性のある有価証券を投資対象とする集团的投資手段）について規定し、また同法第II部においてはその他のUCIに関する規定を置いている。

UCIに関するもう一つの法律は、2007年2月13日付の「専門家を対象とする投資信託法（SIF法）」である。SIF法に基づく投資信託は、いわゆる「精通した投資家」向けに販売が許されるものである。この新法は、その株式（受益証券）が公募されない機関投資家を対象とするUCIに適用される1991年7月19日法（以下「1991年法」という。）に取って代わった。SIF法は、従前利用可能であった投資信託の仕組みをそのまま維持し、かつ追加的な制限を課さないといった措置を取ることで、従前の投資信託の継続性を保障している。

B. 投資信託の形態の概要

UCIは、様々な法律上の形態で設立することが可能である。

さらに、かかる形態は、単一ファンド又はアンブレラ・ファンドの形態が認められている。

1. 基本的形態

a) 「契約型投資信託」

契約型投資信託（Fonds Commun de Placement。通常、「FCP」という。）は、共同所有物であり、その共同所有者の責任はその出資金額に限定される。FCPは法人格を持っておらず、またそのルクセンブルク国籍の管理会社によって運用されなければならない。

b) 「会社型投資信託」（変動資本を有する会社型投資信託（société d'investissement à capital variable（SICAV））、固定資本を有する会社型投資信託（société d'investissement à capital fixe（SICAF）））

通常SICAVと称される変動資本を有する会社型投資信託は、その資本金が常にその純資産の額に等しい有限責任会社であり、資本金の増減に対していかなる手続も要求されない。

SICAV（及び2010年法第I部にに基づくSICAF、つまりUCITS SICAF）として設立されたUCIは、UCIを規制する法律（2010年法又はSIF法）がその適用を除外しないかぎり、ルクセンブルク会社法（特に、会社に関する1915年8月10日法（その後の改正を含む。）、以下「1915年法」という。）の適用も受ける。

UCITS会社型投資信託は、法人格を持ち、管理会社の選任を義務付けられないが、2010年法に基づき、認可を受けた管理会社を選任するか又は自社を自己管理型投資信託として指定するとともに、資本金、経営及び運営組織に関する諸要件を遵守しなければならない。

通常SICAFと称される固定資本を有する会社型投資信託は、オープンエンド又はクローズトエンドのいずれの形態でもよい。また、その資本金の変更は、授權資本の限度内で行うことができ、公証人による認証及び公告が要求されている。授權資本は、株主総会によって増額することができる。SICAVの場合と同様に、2010年法の規制を受けるUCITSであるその他の投資手段は、認可された管理会社を選任するか又は自社を自己管理型投資信託として指定するとともに、資本金、経営及び運営組織に関する諸要件を遵守しなければならない。

2. アンブレラ・ファンド

マルチプル・コンパートメント型UCIとしても知られるアンブレラ・ファンドは、2つ又はそれ以上のコンパートメント（サブファンド）から構成される単一の法主体である。マルチプル・コンパートメント型UCIは、2010年法第133条及びSIF法第71条に基づいて認められている。マルチプル・コンパートメント型UCIは、その設定書類において明示的にそれを定め、かつプロスペクタス又は発行書類に各コンパートメントの運用方針が明記されていることをその条件として設定することができる。マルチプル・コンパートメント型UCIは、単一の法主体であるが、ルクセンブルク民法典の適用を除外することによって、各コンパートメントの資産はそのコンパートメントの負債に対してのみに充当される（つまり、コンパートメント別に資産及び負債が分別管理される。）。但し、設立書類に別段の定めがある場合はこの限りではない。

投資家は、異なる運用方針、分別された資産及び会計記録を持つ各コンパートメントの株式（FCPの場合には、受益証券）を購入することができる。投資家は、原則として無償で、自己の投資額の全部又は一部をあるコンパートメントから別のコンパートメントへと「切替える」機会を与えられる。従って、ファンド設定者は、運用戦略を変更することを希望する投資家を失うことなく顧客として維持することができる。

C. 規制の概要及び投資信託の形態の概観

- * 2010年法に基づいて設定される投資信託は、下記の形態のものが認められている。
 - － 第I部ファンド若しくはUCITSファンド（EUパスポートが認められており、最低限の手続によってEU加盟国で個人投資家及び機関投資家向けの販売が可能であるもの）又は第II部ファンド（ヨーロッパ・パスポートが認められておらず、ヘッジファンド、非公開株式投資ファンド、不動産投資ファンド及びデリバティブ投資ファンド等であって、EU加盟国の現地販売規則に基づき個人投資家及び機関投資家を対象とした販売が可能であるもの）
 - － FCP又はSICAV若しくはSICAF
 - － 単一ファンド又はアンブレラ・ファンドのサブファンド
- * SIF法に基づいて設定される投資信託（各国の現地販売規則の規制に基づき精通した投資家向けに販売することができるもの）は、下記の形態のものが認められている。
 - － FCP（この場合には、ルクセンブルクの法律に基づいて設立され、2010年法に基づくファンド管理会社に関する規定を遵守する管理会社が設置されなければならない。）又はSICAV若しくはSICAF（この場合には、公開の有限責任会社（S. A）、株式による有限責任パートナーシップ（S. C. A）、非公開の有限責任会社（S.à.r.l）又はS. Aとして組織された協同組合の形態を取ることができる。）
 - － 単一ファンド又はアンブレラ・ファンドのサブファンド

II. 2010年法に基づくUCIのための定義、要件並びに投資及び借入れに関する主要規則

2010年法の適用を受けるためには、下記の条件を遵守しなければならない。

- － 資金の集团的投資、つまり個別の投資家から調達された資金を共同で投資しなければならない。かかる投資は、譲渡性のある有価証券又はその他の資産をその投資対象とすることができる。この投資の目的は、一定の利回り又はキャピタルゲインを得ることにある。この結果、資本参加は、影響力、又はそれに留まらず支配力を及ぼすこと、かつ長期保有の意思があることを示すため、UCIは、資本参加を行うことが通常できない。但し、例外的に、ベンチャーキャピタルへ投資するUCIは、資本参加を行うことができる。なぜなら、この資本参加は、支配する意思を示すというよりは、当該UCIの投資方針の性質を示すものであるからである。
- － 集团的投資に向けられる資金は、公衆から調達されたものでなければならない。資金調達の対象が特定の投資家集団に限定されていない場合には、公衆からの調達とみなされる。
- － 資金の集团的投資によって行われる投資は、投資の過剰な集中によるリスクを回避するために、リスク分散の原則に従って行われなければならない。

2010年法に基づき、同法に基づいてルクセンブルクにおいて設定される全てのUCIは、CSSFによる認可を事前に取得することを義務付けられる。

認可を取得するためにCSSFに提出すべき書類の草稿及び情報は、2010年法の第93条ないし第96条及び第109条ないし第112条、並びにCSSF通達91/75の第K章に定められており、以下の書類が含まれる。

- － FCPの定款又は約款
- － プロスペクタス
- － KIID（2010年法の対象となる第I部UCITSに適用される。）
- － その他の情報又は投資家向けの広告書類
- － 以下を相手方とする契約書

- － 保管受託銀行
- － 支払代理人
- － 登録・名義書換事務代行会社
- － 会社管理代理人
- － 運用会社又は投資顧問

C S S Fは、認可を受けたU C Iを官報（メモリアル紙）に公告されるリストに記載する。

B. 2010年法に基づく第 I 部U C I T Sの個別要件並びに投資及び借入れに関する主要規則

U C I T Sは、下記の要件を遵守しなければならない。

- * 譲渡性のある有価証券及び／又はその他の流動性のある金融資産（短期金融商品、現金預金、その他のU C I及び金融デリバティブ）に投資すること。
- * 約款に定められる個別の運用規則を遵守すること。
- * オープンエンドであること（投資家が自己の持分を直接・間接であるかを問わずU C Iに対して売却することができること）。
- * 認可を受けたU C I T Sの管理会社（2010年法第15章に基づく）を設置するか、又は会社型投資信託（S I C A V／S I C A F）である場合には、自社が自己管理会社であり、かつ認可された管理会社の要件と類似の要件を遵守すること。
- * C S S F通達03／88に基づき、下記のU C I T Sは、第 I 部から個別に除外される。
 - － クローズトエンドのもの。
 - － E U内の公衆向けに株式（受益証券）の販売を行うことなく資金を集めるもの。
 - － その設定書類に基づいてその株式（受益証券）がE U外においてのみ販売されるもの。
 - － その投資方針及び借入方針から判断すると、2010年法第 5 章に定める規則が不適切であり、かつ、当該方針が下記に定める事項を許容するもの。
 - － その純資産の20%以上を第 I 部において許容される資産以外の資産に投資すること。
 - － その純資産の20%以上をベンチャーキャピタルに投資すること。
 - － 恒久的に投資目的でその純資産の25%以上の借入れを行うこと。
 - － その運用方針及び借入方針により第 I 部に該当しないコンパートメントが1個以上存在するマルチプル・コンパートメント型U C I。

U C I T Sが会社型投資信託（S I C A V／S I C A F）である場合には、（2010年法第15章を遵守する）管理会社を任命するか、又は自社自体を「自己管理会社」に指定しなければならない。2010年法第27条及び40条並びにC S S F通達03／108及び05／185に定められている自己管理型の会社型投資信託の要件は、下記のように要約することができる。

- － C S S Fから事前に認可を取得すること。
- － 認可時における資本金を30万ユーロ以上にすること（全てのU C Iの資本金は、6ヶ月以内に125万ユーロ以上にする必要がある。）。
- － U C I T Sの組織図等を記載した事業計画（活動プログラム）を申請書に添付すること。
- － 取締役が十分に良好な評判と経験を有していること。取締役及びその承継者の氏名をC S S Fに通知すること。業務執行が以上の要件を満たす2人以上の者によって決定されること。
- － U C I T Sとその他の当事者との間に親密な関係が存在する場合には、C S S Fはその監督権限の効果的な行使がかかる関係によって阻害されない場合にのみ認可を行う。U C I T Sと親密な関係を有する当事者を管理するE U非加盟国の規制によってC S S Fの監督権限の効果的な行使が阻害される場合には、認可を行わない。
- － 管理会社という用語がS I C A V／S I C A Fであると解釈される場合には、第15章管理会社に適用される条件と同一の条件で自己の職務を第三者に委任することができる（2010年法第85条）。
- － 管理会社に対する言及がS I C A V／S I C A Fであると解釈される場合には、第15章管理会社に適用される行為準則を遵守すること（2010年法第86条）。
- － 自己のポートフォリオの資産のみを運用することはできるが、いかなる場合にも第三者のために資産を運用することはできない。
- － 健全な事務・会計手続、電子的データ処理の統制・安全システム及び適切な内部統制システムを有していること。
- － 2003年7月30日付C S S F通達03／108に基づき、四半期毎に財務情報をC S S Fに送付すること。報告書式は、当該通達の別紙に定められており、この報告は、四半期終了後の翌月の20日までにC S S Fに提出すること。

2010年法に定められている第 I 部U C I T Sの投資及び借入れに関する主要規則の概要は、以下のとおりである。但し、全てのE U加盟国におけるU C I T S指令の一貫した解釈及び実行を確保するために、U C I T S指令に合致するU

C I T Sの投資対象の定義をさらに明確にすることを目的として、また2006年1月26日付のC E S R（欧州証券規制当局委員会）の提言に関連して、2007年3月19日に欧州委員会は、投資対象となる資産に関する一定の定義を明確にする指令を発布した。2008年3月23日までに加盟国は、当該指令を遵守するための法律、規則及び行政規定を制定、公布するとともに、2008年7月23日以降は、かかる規定を施行しなければならない。

2010年法に基づく第I部UCITSは、下記のものに投資することができる。

譲渡性のある有価証券及び短期金融商品

- (1) 証券取引所に公式上場が認められるか、又は定期的な運営が行われ、評価の高く、かつ、公衆に開放されているその他の規制市場において取引することが認められた譲渡性のある有価証券及び短期金融商品。利用される証券取引所又はその他の規制市場であってEU外にあるものは、ファンドの設定書類に明記される。

発行後間もない譲渡性のある有価証券及び短期金融商品

- (2) 発行後間もない譲渡性のある有価証券及び短期金融商品。但し、上記(1)記載の証券取引所又はその他の規制市場への公式上場の承認に対する申請が行われることが発行条件の1つであること、かつ、発行から1年以内にかかる申請に対する承認が確保されていることを条件とする。

その他のUCITS及びUCIの受益証券

- (3) EC指令（2009/65/EC）第1条第2項第a段落及び第b段落の定義にあてはまるUCITS及び／又はその他のUCI（設立地がEU加盟国であるかは問わない。）の受益証券。但し、以下を満たすことを条件とする。
- － 当該その他のUCIが、欧州共同体法に定められた内容と同等であるとCSSFが判断する監督に服する旨、及び、機関間の協力が十分に確保される旨を規定した法律に基づいて認められていること（現時点では米国、カナダ、スイス、香港及び日本が該当する。）。
 - － 当該その他のUCIにおける受益者保護の水準が、UCITSにおいて受益者に与えられている保護と同等であり、特に、資産分別、借入れ、貸付並びに譲渡性のある有価証券及び短期金融商品の空売りに関する規則がEC指令（2009/65/EC）の要件と同等であること。
 - － 当該その他のUCIの事業に関する報告が、半期及び年次の報告書によって行われており、対象期間中の資産及び負債、収入及び運営の評価が可能であること。
 - － 取得を予定している当該UCITS又はその他のUCIにおいてその資産は、その設立文書により、合計で10%を超えて別のUCITS又はUCIに投資することができないこと。

金融機関への預金

- (4) 払戻しが要求された場合に可能であるか、引き出す権利のある満期12ヶ月以下の金融機関への預金。但し、当該金融機関がEU加盟国内に登録上の事務所を有すること、又は登記上の事務所がEU非加盟国内にある場合には、欧州共同体法に定めるものと同等であるとCSSFが判断するプルーデンス規制に当該金融機関が服することを条件とする。

金融デリバティブ商品

- (5) 上記(1)記載の規制市場で取引される金融デリバティブ商品（先物取引等をいい、現金決済商品を含む。）及び／又は店頭市場で取引される金融デリバティブ商品（以下「店頭デリバティブ」という。）。但し、以下を満たすことを条件とする。
- － 原資産が、UCITSがその投資目的に基づき投資することが可能である、UCITSが利用可能な金融商品、金融指数、金利、外国為替相場又は通貨から構成されていること。
 - － 当該店頭デリバティブ取引のカウンターパーティが、プルーデンス規制に服する機関であり、かつ、CSSFが承認しているカテゴリーに含まれていること。
 - － 当該店頭デリバティブに対して、信頼性が高く、かつ、実証可能な評価が日々行われており、かつ、当該UCITSの判断で反対取引によりいつでもその時価で売却、現金化又は解約することができること。
- (6) UCITSがその持高リスクをいつでも監視しかつ測定することを可能にするリスク管理プロセスを採用しなければならない。また店頭デリバティブ商品の正確にしてかつ独立した評価手続を採用しなければならない。
- (7) 譲渡性のある有価証券及び短期金融商品に関連する運用技術及び運用商品は、効率的なポートフォリオ管理を目的として使用されることを条件に、採用することができる。いかなる場合にも、かかる運用によって当該UCITSが投資目的から逸脱してはならない。
- (8) デリバティブ商品に関する全体のリスクは、そのポートフォリオの価値総額を超えることはできない。
- (9) プロスペクトスには、デリバティブ商品に関連する方針を目立つように記載しなければならない。

規制市場で取引されていない短期金融商品

- (10) 上記(1)記載の規制市場で取引されている短期金融商品以外の短期金融商品。但し、当該銘柄又は発行者が投資家保護及び貯蓄保護を目的とした規制の対象である場合に限る。また、かかる金融商品は、以下のいずれかを満たすことを条件とする。

- － E U加盟国の中央機関、地域機関若しくは地方機関若しくは中央銀行、欧州中央銀行、E U若しくは欧州投資銀行、E U非加盟国若しくは連邦構成員（連邦国家の場合）又はE U加盟国のうち1カ国以上が加盟する公的国際機関が発行又は保証したもの。
- － 発行している有価証券が上記(1)記載の規制市場で取引されている事業体が発行したもの。
- － 欧州共同体法が定める基準に従ったブルーデンシャル規制に服する機関、又は欧州共同体法に定めるものと少なくとも同等に厳格であるとC S S Fが判断するブルーデンシャル規制に服し、かつ、かかる規制を遵守している機関が発行又は保証したもの。
- － C S S Fが承認したカテゴリーに属するその他の発行者が発行したもの。但し、かかる金融商品への投資は、上記三段落に定めるものと同等の投資家保護に服することを条件とする。また、当該発行者が、資本金及び準備金の合計額が10,000,000ユーロ以上の会社であり、かつ、E C指令（78/660/E E C）に基づき年次決算を作成、公表する会社であること、1社以上の上場企業が含まれる企業グループ内で、当該グループの資金調達を専業としている法人であること、又は銀行の流動性と信枠を利用することができる証券化ビークルの資金調達を専業としている法人であることを条件とする。

他の規制市場において上場又は取引されていない譲渡性のある有価証券及び短期金融商品

- (11) 他の規制市場において上場又は取引されていない譲渡性のある有価証券及び短期金融商品に、純資産の10%超を投資することはできない。

動産及び不動産

- (12) 会社型投資信託は、その業務にとって不可欠である場合には動産及び不動産を取得することができる。

貴金属

- (13) 貴金属及び貴金属を表章する証書を保有することはできない。

補助的な流動資産

- (14) 補助的な流動資産を保有することができる。

単一の機関に対する投資及びその他の関連規則

- (15) E U指令83/349 E E Cにおいて又は認められた国際会計規則に基づき定義される連結決算において同一グループに属する企業は、投資制限の計算において単一の機関とみなされる。
- (16) 単一の機関が発行した譲渡性のある有価証券及び短期金融商品に対して純資産の10%を超えて投資することはできない。
- (17) 単一の機関に対する預金に対して純資産の20%を超えて投資することはできない。
- (18) 店頭デリバティブ取引のカウンターパーティへのリスク水準は、純資産の10%（カウンターのパーティが金融機関の場合）、又は純資産の5%（その他の場合）を超えることはできない。
- (19) 純資産の5%超が投資されている発行者の譲渡性のある有価証券及び短期金融商品の価値の総額は、純資産の40%を超えることはできない。但し、この制限は下記のものには適用されない。
- － ブルーデンシャル規制に服する金融機関に対する預金及びかかる金融機関との店頭デリバティブ取引
 - － 下記(21)及び(22)に定める譲渡性のある有価証券及び短期金融商品
 - － その他のU C I T S又はU C Iへの投資
- (20) 純資産の20%超を単一の機関の下記の組み合わせに投資することはできない。
- － 譲渡性のある有価証券及び短期金融商品
 - － 預金
 - － 店頭デリバティブ
- (21) 上記(16)における10%の上限割合は、譲渡性のある有価証券がE U加盟国若しくはその地方機関、非E U加盟国、又はE U加盟国のうち1カ国以上が加盟している国際機関によって発行又は保証されている場合には、35%に引き上げられる。
- (22) 登記上の事務所がE U加盟国内にあり、かつ、公的規制に服する金融機関が発行した一定の債務証券については上記(16)における10%の上限割合は、25%に引き上げられる。さらに、純資産の5%超をかかると単一の機関が発行した債務証券に投資する場合には、かかる投資された債務証券の価値の合計が純資産の80%を超えてはならない。
- (23) 上記(18)ないし(22)に定める各上限割合は合算して考えることはできない。この結果として、単一の機関が発行した譲渡性のある有価証券又は短期金融商品、預金又はデリバティブ商品に対する投資は、いかなる場合においても合計で純資産の35%を超えてはならない。
- (24) C S S Fに認定された一定の指数に連動することが投資方針である場合には、上記(18)ないし(22)に定める10%の上限割合は、同一の機関が発行した株式若しくは債券又は双方につき、20%（又は正当化される場合には、35%）に引き上げられる。C S S Fによる認定は、下記の規準による。
- － 指数の構成が十分に分散されていること。
 - － 指数が、特定の市場の適切なベンチマークとなっていること。

－ 指数が適切な方法で公表されていること。

- (25) C S S Fは、E U加盟国、その地方機関、E U非加盟国又はE U加盟国のうち1カ国以上が加盟する公的国際機関が発行又は保証した少なくとも6銘柄の異なる譲渡性のある有価証券に純資産の100%を投資することを認可することがある。但し、その一銘柄への投資比率は、総額の30%を超えることはできない（純資産の35%超をかかると投資対象に投資することが、設定書類及びプロスペクタスに明記されている場合にのみ、かかる認可が行われる。）。
- (26) 上記(3)において、純資産の20%超を単一のU C I T S又はその他のU C Iに投資することはできない（この限度の適用において、マルチプル・コンパートメント型U C Iの各コンパートメントは別個の発行者とみなす。）。
- (27) 総額で純資産の30%超をその他のU C I（その他のU C I T Sを除く。）の受益証券に投資することはできない。
- (28) 投資を行うU C I T Sに連動しているその他のU C Iへの投資が行われる場合においては、投資を行うU C I T Sに対して申込手数料又は償還手数料は請求できない。
- (29) 純資産の大部分をその他のU C Iに投資する場合においては、U C I T Sそれ自体及び投資先のその他のU C Iの双方に課される運用手数料の上限額をプロスペクタスにおいて開示する。U C I T Sは、自己の年次報告書において、U C I T Sそれ自体及び投資先のその他のU C Iの双方に課された運用手数料の比率の上限を記載する。

発行者に対する重大な影響力

- (30) 会社型投資信託、又は自らが管理し、かつ2010年法第I部に該当する契約型投資信託の全てを代理する管理会社は、発行者の経営に重大な影響力を行使することが可能となる議決権付株式を取得することはできない。
- (31) U C I T Sは、下記の制限を越える取得はできない。
- － 同一の発行者の無議決権株式の10%超
 - － 同一の発行者の債務証券の10%超
 - － 同一のU C Iの受益証券の25%超
 - － 同一の発行者が発行した短期金融商品の10%
- (32) 上記(30)及び(31)に定める制限は、下記の場合には適用されない。
- － E U加盟国、その地方機関又はE U非加盟国が発行又は保証した譲渡性のある有価証券又は短期金融商品
 - － E U加盟国のうち1カ国以上が加盟する公的国際機関が発行した譲渡性のある有価証券又は短期金融商品
 - － E U非加盟国において設立された仲介者であって当該国が発行した有価証券に主として投資する者によって保有されている株式。但し、かかる保有が当該有価証券を当該U C I T Sが保有する唯一の手段である場合に限り。
 - － 会社型投資信託が子会社について保有する株式。但し、受益者の請求による受益証券の買戻しに関して、当該U C I T Sのみを代理して、当該子会社が所在する国において運用、助言又は販売を専業として行う子会社であること。

- (33) マルチプル・コンパートメント型U C I T Sの場合において、上記(31)に定める一発行者の有価証券の保有制限は、全てのコンパートメントを合算したものにも適用される。

投資制限の一時的な適用除外

- (34) 前記の投資制限は、新株引受権を行使する場合には、それを遵守する必要はないが、U C I T Sはかかる状況を優先的に治癒しなければならない。また最近設定されたU C I T Sは、当初の6ヶ月間、上記(16)ないし(29)について適用免除を受けることができる。

その他のコンパートメントへの投資

- (35) マルチプル・コンパートメント型のU C Iのコンパートメントは、同一U C Iのその他のコンパートメントに投資することはできない。

借入れ

- (36) 基本的に、会社型投資信託又はF C Pを代理する管理会社若しくは保管受託銀行のいずれも、借入れを行うことはできない。但し、この原則には3つの例外がある。
- － 純資産の10%を上限とする一時的な借入れ
 - － 会社型投資信託の場合において、業務に不可欠な資産取得のために行われる純資産の10%を上限とする借入れ
- 上記借入れの合計額は、純資産の15%を超えることはできない。
- 異通貨相互貸付（バック・トゥー・バック・ローン）による借入れは可能であり、当該借入れは、当該制限における借入れとはみなされない。

融資の供与及び保証

- (37) 第三者のために融資を行うこと及び保証人になることは許されない。但し、全額の払込みが済んでいない譲渡性のある有価証券を取得することは許される。

空売り

- (38) 有価証券の空売りは許されない。但し、人工的にショートポジションを設定するためにデリバティブ商品を使用することは可能である。

C. 2010年法に基づく第Ⅱ部UCIに適用される主たる投資及び借入れに関する主要な規則

2010年法第Ⅱ部においてUCIによる投資又は借入れの規則に関する規定は存在しない。当該規定は、CSSF通達に定められるか、又は個別の事例毎にCSSFによって定められる。これまでCSSFは、下記の投資活動について第Ⅱ部UCIのための規則又はガイドラインを制定している。

- － 譲渡性のある有価証券
- － オルタナティブ投資（つまり、ヘッジファンド）
- － ベンチャーキャピタル
- － 先物取引及びオプション
- － 不動産

譲渡性のある有価証券に投資する第Ⅱ部UCIについては、投資制限及び借入制限は、CSSF通達91/75の第G章に規定されている。投資方針と合致しない場合には、上記制限のうち一定のものは適用されない。CSSF通達91/75の第H章に規定されている運用手法及び運用商品の制限も適用される。

ヘッジファンドに投資する第Ⅱ部UCIについては、SIF法に基づく場合と同様に、オルタナティブ投資ファンドは、CSSF通達02/80に定めるガイドラインに基づいて設定することができる。CSSF通達02/80は、いわゆるオルタナティブ投資戦略（つまり、ヘッジファンド）の採用を投資目的とするUCIに関するものである。通達02/80の全体的な目的は、当該商品に適用される法律上及び規制上の枠組みを明確にすることであった。当該通達が目的とするところは、従前個別に認可されていた規制されたヘッジファンド商品を設定するための正式な枠組みを提供することにあった。当該通達は、CSSFがファンド設定者の評価、経験及び財務状態、並びに経営陣、運用会社及び投資顧問会社の専門的地位及び経験を重要視していることを強調している。CSSFは、正当化される場合には、当該通達に定める条項の適用を除外することを認めるか、又は、適切な場合には、追加的な投資制限を課すこともある。

ベンチャーキャピタルUCIについては、ベンチャーキャピタルに対する投資は、「会社が最近設立されたか又はまだ発展段階にあるために、株式市場へのアクセスに必要とされる成熟段階に達していない非上場会社の有価証券への投資」として定義される。ベンチャーキャピタルUCIは、高い利回りを達成する意図をもって高リスクの会社に投資する。

ベンチャーキャピタルUCIに適用される主要な規制は、CSSF通達91/75の第I. I. 章に定められている。

先物取引及びオプションUCIについては、商品先物、金融先物及びオプションの一つ又は複数に投資するUCIに適用される主要な規制は、CSSF通達91/75の第I. II. 章に定められている。

不動産UCIについては、CSSFは、その通達91/75において、不動産を以下のように定義している。

- － 当該UCI名義で登記されている不動産
- － 不動産の取得、開発、売却、賃貸及び占有を専らその目的とする不動産会社への資本参加（及び当該会社への融資）。但し、当該資本参加が当該UCIが直接保有する不動産権益並びに地代、長期貸借権及び不動産投資に対するオプション権などの不動産に関連する長期的な権益と同程度に換金可能であることを条件とする。

不動産UCIに適用される主要な規制は、CSSF通達91/75の第I. III. 章に定められている。

III. SIF法に基づいて設立されるUCIの要件

1991年法に基づく場合と同様に、SIFの主要な目的は、リスク分散を原則とし、投資家から調達した資金を集团的に投資することでなければならない。

資金の集团的投資、つまり、個別の投資家から調達した資金の共同投資が行われる必要がある。

SIF法は、適格投資家／プロ投資家向けスキームを導入した。1991年法に基づくファンドは、銀行、保険会社、年金基金、大企業及びその他の投資ファンド等の「機関投資家」にのみ販売することができた。

SIFの対象とする投資家は、当該ファンドに対する投資に伴うリスクを理解しかつ評価することのできる精通した投資家に限定されなければならない。精通した投資家とは、以下を指す。

- － 機関投資家
- － プロ投資家
- － 精通した投資家であることを書面によって宣言し、かつ、125,000ユーロ以上の投資を行うか、当該ファンドに対する投資を充分理解するのに適切な専門知識、経験及び知識を有していることを証する評定書を銀行、投資銀行又は管理会社（全てヨーロッパ・パスポートを有しているものに限定される。）から受けたその他の種類の投資家

－ ファンドに対する投資を理解している投資家

S I Fは、オープンエンドの法主体（S I C A V）、クローズドエンドの法主体（S I C A F）又は管理会社を設置する必要のある契約型として組成することができる。以上の様々な法主体は、異なる運用方針を有するサブファンドを設定することが可能である。サブファンドに関する投資家及び債権者の権利又はサブファンドの設定、運営若しくは清算に関連して生じた権利の責任財産は、当該サブファンドの資産に限定される（つまり、コンパートメント間で資産及び負債が分別管理される。）。但し、設定書類に別段の定めがある場合はこの限りではない。

F C Pは、ルクセンブルクの法律に基づいて設立された管理会社によって管理されなければならない。S I C A V又はS I C A Fは、公開の有限責任会社（S A）、有限責任パートナーシップ（S C A）、非公開の有限責任会社（S.à r.l.）又はS Aとして組織された協同組合として設立することができる。S I F法に基づくS I C A V又はS I C A Fの株式又は受益証券は、全額申込みがなされていなければならない一方、株式1株又は受益証券1口当たりの申込金の5%についてのみ、現金又は現物出資による払込みが行われなければならない。

S I F法上、S I Fの設立にはC S S Fによる事前の認可は必要としない。但し、設定書類、保管受託銀行の選任、並びに取締役及び役員に関する情報を、ファンドの設定から1ヶ月以内にC S S Fに対して提出しなければならない。

S I F（又はF C Pの場合には、その管理会社）は、提案された投資について投資家が十分な情報をもって判断することができるように必要な情報を記載した発行書類を作成することが要求される。

発行書類及びその訂正書類は、C S S F宛に通知しなければならない。

S I F法上、C S S Fは、ポートフォリオマネジャーの地位又は財務状態の確認をファンド設定者に対して要求せず、また自ら確認することもない。C S S Fは、当該確認を投資家による相当の注意に委ねている。従って、S I Fは、機関投資家及び機関投資家以外の投資家（同族会社、富裕層等）によって、かつ当該投資家のために設定することが可能である。F C Pは、ルクセンブルクの法律に基づいて設立され、2010年法上のファンドの管理会社の規定を遵守している管理会社（つまり、U C I T S又はその他のルクセンブルクのファンドの管理会社でなければならない。）によって管理されなければならない。S I Fの取締役は、信用がありかつ設定される種類のS I Fに関して十分な経験を持つことを要する。従って、取締役及びその全ての承継者の氏名はC S S Fに対して通知しなければならない。

S I F法は、多様な種類のファンド（ヘッジファンド、非公開株式投資ファンド、不動産ファンド又は様々な投資戦略又は資産クラスを組み合わせたファンド）を設定するためにも利用することができる。S I F法に基づいて設定される専門家を対象にする投資ファンドは、詳細な投資制限又はレバレッジ規則を遵守する義務を負わない。S I F法は、S I Fが単にリスク分散の原則を適用すべきであるとのみ規定している。

第4【参考情報】

当会計年度（2019年1月1日から2019年12月31日）の開始日から本有価証券報告書提出日までの間において、当ファンドに関して関東財務局長に提出された金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下のとおりである。

- | | |
|--|--------------|
| (1) 有価証券報告書およびその添付書類
（第14会計年度 2018年1月1日から2018年12月31日） | 2019年6月27日提出 |
| (2) 半期報告書
（第15会計年度中 2019年1月1日から2019年6月30日） | 2019年9月26日提出 |

第5【その他】

該当事項なし

(訳文)

監査報告書**S & P G S C I 商品指数 エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20・THEAM・イージーUCITS・ETFの受益者各位****監査意見**

私たちは、添付の財務書類が、財務書類の作成及び表示に関するルクセンブルクの諸法令に準拠して、S & P G S C I 商品指数 エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20・THEAM・イージーUCITS・ETF（以下「ファンドという。」）の2018年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する会計年度の経営成績及び純資産の変動の状況を、適正に表示しているものと認める。

監査意見の対象範囲

当ファンドの財務書類は以下で構成されている。

- ・ 2018年12月31日現在の純資産計算書
- ・ 2018年12月31日現在の投資有価証券明細表
- ・ 同日に終了した会計年度の損益及び純資産変動計算書
- ・ 財務書類に対する注記（重要な会計方針の要約を含む）

監査意見の根拠

私たちは、2016年7月23日付の監査専門家に関する法令（以下「2016年7月23日法」という。）及びルクセンブルクにおいて「金融セクター監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）」（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準に準拠して監査を行った。2016年7月23日法及びCSSFが採用した国際監査基準のもとでの私たちの責任は、本報告書の「財務書類監査に対する監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」区分に詳述されている。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

私たちは、財務書類の監査に関連する倫理上の要求とともに、ルクセンブルクにおいてCSSFが採用した国際倫理基準審議会の定める倫理規程（IESBA Code）に基づきファンドに対して独立性を保持している。私たちは、当該倫理上の要求で定められるその他の倫理上の責任を果たした。

その他の記載内容

管理会社の取締役会は、その他の記載内容に対して責任を有している。その他の記載内容は、年次報告書のうち、財務書類及び監査報告書以外の情報である。

私たちの監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、私たちは当該その他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

財務書類監査における私たちの責任は、上記のその他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類又は私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか留意することにある。私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私たちは、その他の記載内容に関して報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成及び表示に関するルクセンブルクの諸法令に準拠して財務書類を作成し適正に表示すること、及び不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために管理会社の取締役会が必要と判断した内部統制を整備及び運用する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、管理会社の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を有し、また、管理会社の取締役会がファンドの清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

財務書類監査に対する監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任

私たちの監査の目的は、全体としての財務書類に、不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、2016年7月23日法及びルクセンブルクにおいてCSSFが採用した国際監査基準に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証(guarantee)するものではない。虚偽表示は、不正又は誤謬から発生する可能性があり、個別に又は集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、2016年7月23日法及びルクセンブルクにおいてCSSFが採用した国際監査基準に準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持した。また、私たちは、以下を行う。

- ・ 不正又は誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、及び内部統制の無効化が伴うためである。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・ 管理会社の取締役会が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに管理会社の取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価し、関連する開示の妥当性を検討する。
- ・ 管理会社の取締役会が継続企業を前提として財務書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、ファンドの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務書類の開示に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務書類の開示が適切でない場合は、財務書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務書類の表示方法が適切であるかどうかを評価すること、関連する注記を含めた全体としての財務書類の表示、構成及び内容を検討し、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私たちは、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む及び監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について、統治責任者に対して報告を行っている。

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブ

ルクセンブルク、2019年4月11日

代表者

フレデリック・ボータマン

[次へ](#)

Audit report

To the Unitholders of

S&P GSCI Energy & Metals Capped Component 35/20 THEAM Easy UCITS ETF

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of S&P GSCI Energy & Metals Capped Component 35/20 THEAM Easy UCITS ETF (the “Fund”) as at 31 December 2018, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at 31 December 2018;
- the securities portfolio as at 31 December 2018;
- the statement of operations and changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;

- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, 11 April 2019

Frédéric Botteman

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

(訳文)

監査報告書**S & P G S C I 商品指数 エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20・THEAM・イージーUCITS・ETFの受益者各位****監査意見**

私たちは、添付の財務書類が、財務書類の作成及び表示に関するルクセンブルクの諸法令に準拠して、S & P G S C I 商品指数 エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20・THEAM・イージーUCITS・ETF（以下「ファンドという。」）の2019年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する会計年度の経営成績及び純資産の変動の状況を、適正に表示しているものと認める。

監査意見の対象範囲

当ファンドの財務書類は以下で構成されている。

- ・ 2019年12月31日現在の純資産計算書
- ・ 2019年12月31日現在の投資有価証券明細表
- ・ 同日に終了した会計年度の損益及び純資産変動計算書
- ・ 財務書類に対する注記（重要な会計方針の要約を含む）

監査意見の根拠

私たちは、2016年7月23日付の監査専門家に関する法令（以下「2016年7月23日法」という。）及びルクセンブルクにおいて「金融セクター監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）」（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準に準拠して監査を行った。2016年7月23日法及びCSSFが採用した国際監査基準のもとでの私たちの責任は、本報告書の「財務書類監査に対する監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」区分に詳述されている。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

私たちは、財務書類の監査に関連する倫理上の要求とともに、ルクセンブルクにおいてCSSFが採用した国際倫理基準審議会の定める倫理規程（IESBA Code）に基づきファンドに対して独立性を保持している。私たちは、当該倫理上の要求で定められるその他の倫理上の責任を果たした。

その他の記載内容

管理会社の取締役会は、その他の記載内容に対して責任を有している。その他の記載内容は、年次報告書のうち、財務書類及び監査報告書以外の情報である。

私たちの監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、私たちは当該その他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

財務書類監査における私たちの責任は、上記のその他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類又は私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか留意することにある。私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私たちは、その他の記載内容に関して報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成及び表示に関するルクセンブルクの諸法令に準拠して財務書類を作成し適正に表示すること、及び不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために管理会社の取締役会が必要と判断した内部統制を整備及び運用する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、管理会社の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を有し、また、管理会社の取締役会がファンドの清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

財務書類監査に対する監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任

私たちの監査の目的は、全体としての財務書類に、不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、2016年7月23日法及びルクセンブルクにおいてCSSFが採用した国際監査基準に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証(guarantee)するものではない。虚偽表示は、不正又は誤謬から発生する可能性があり、個別に又は集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、2016年7月23日法及びルクセンブルクにおいてCSSFが採用した国際監査基準に準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持した。また、私たちは、以下を行う。

- ・ 不正又は誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、及び内部統制の無効化が伴うためである。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・ 管理会社の取締役会が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに管理会社の取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価し、関連する開示の妥当性を検討する。
- ・ 管理会社の取締役会が継続企業を前提として財務書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、ファンドの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務書類の開示に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務書類の開示が適切でない場合は、財務書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務書類の表示方法が適切であるかどうかを評価すること、関連する注記を含めた全体としての財務書類の表示、構成及び内容を検討し、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私たちは、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む及び監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について、統治責任者に対して報告を行っている。

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ

ルクセンブルク、2020年4月24日

代表者

フレデリック・ボーテマン

[次へ](#)

Audit report

To the Unitholders of

S&P GSCI Energy & Metals Capped Component 35/20 THEAM EASY UCITS ETF

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of S&P GSCI Energy & Metals Capped Component 35/20 THEAM EASY UCITS ETF (the “Fund”) as at 31 December 2019, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at 31 December 2019;
- the securities portfolio as at 31 December 2019;
- the statement of operations and changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;

- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, 24 April 2020

Frédéric Botteman

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

[次へ](#)

（訳文）
監査報告書

BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク

株主各位

年次財務書類の監査に関する報告**監査意見**

私たちは、これらの添付の年次財務書類が、年次財務書類の作成および表示に関するルクセンブルクの法令に準拠して、BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク（以下「会社」という。）の2019年12月31日現在の財政状態および同日をもって終了した事業年度の経営成績を真実かつ適正に表示しているものと認める。

監査意見の対象範囲

会社の年次財務書類は以下で構成されている。

- ・ 2019年12月31日現在の貸借対照表
- ・ 同日に終了した会計年度の損益計算書
- ・ 年次財務書類に対する注記（重要な会計方針の要約を含む）

監査意見の根拠

私たちは、2016年7月23日付の監査専門家に関する法令（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルクにおいて「金融セクター監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）」（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルクにおいてCSSFが採用した国際監査基準のもとでの私たちの責任は、本報告書の「年次財務書類監査に対する監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」区分に詳述されている。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

私たちは、年次財務書類の監査に関連する倫理上の要求とともに、ルクセンブルクにおいてCSSFが採用した国際倫理基準審議会の定める倫理規程（IESBA Code）に基づき会社に対して独立性を保持している。私たちは、当該倫理上の要求で定められるその他の倫理上の責任を果たした。

その他の情報

取締役会は、その他の情報について責任を有する。その他の情報は、経営者の報告書に記載される情報から成るが、年次財務書類およびそれに対する私たちの監査報告書は含まれない。

年次財務書類に関する私たちの意見は、その他の情報を対象としていないため、私たちは、当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

年次財務書類の監査に関する私たちの責任は、上記のその他の情報を読み、その過程で、当該その他の情報が年次財務書類または私たちが監査上入手した知識と著しく矛盾しているため重要な虚偽の表示であると疑われるようなものがないかを検討することである。実施した作業に基づき、当該その他の情報に重要な虚偽の表示があるとの結論に至った場合、私たちは、かかる事実を報告する必要がある。私たちはこの点に関し、報告すべきことはない。

年次財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、年次財務書類の作成および表示に関するルクセンブルクの諸法令に準拠して年次財務書類を作成し適正に表示すること、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない年次財務書類を作成するために取締役会が必要と判断した内部統制を整備および運用する責任を有している。

年次財務書類を作成するに当たり、取締役会は、会社が継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を有し、また、取締役会が会社の清算若しくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

年次財務書類監査に対する監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任

私たちの監査の目的は、全体としての年次財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、2016年7月23日法およびルクセンブルクにおいてCSSFが採用した国際監査基準に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証(guarantee)するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該年次財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、2016年7月23日法およびルクセンブルクにおいてCSSFが採用した国際監査基準に準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持した。また、私たちは、以下を行う。

- ・ 不正または誤謬による年次財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、会社の内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・ 取締役会が採用した会計方針およびその適用方法の適切性、ならびに取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価し、関連する開示の妥当性を検討する。
- ・ 取締役会が継続企業を前提として財務書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、会社の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において年次財務書類の開示に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する財務書類の開示が適切でない場合は、年次財務書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、会社は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 年次財務書類の表示方法が適切であるかどうかを評価すること、関連する注記を含めた全体としての年次財務書類の表示、構成および内容を検討し、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私たちは、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含むおよび監査上の重要な発見事項、および監査の基準で求められているその他の事項について、統治責任者に対して報告を行っている。

その他の法令に関する報告

経営者の報告書は年次財務書類に整合し、適用される法令に準拠して作成されている。

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティヴ
代表して

ルクセンブルク、2020年3月6日

オリヴィエ・デルブロック

[次へ](#)

Rapport d'audit

Aux Actionnaires de
BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg

Rapport sur l'audit des comptes annuels

Notre opinion

A notre avis, les comptes annuels ci-joints donnent une image fidèle de la situation financière de BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourg (la « Société ») au 31 décembre 2019, ainsi que des résultats pour l'exercice clos à cette date, conformément aux obligations légales et réglementaires relatives à l'établissement et à la présentation des comptes annuels en vigueur au Luxembourg.

Ce que nous avons audité

Les comptes annuels de la Société comprennent :

- le bilan au 31 décembre 2019 ;
- le compte de profits et pertes pour l'exercice clos à cette date ; et
- les notes aux comptes annuels, incluant un résumé des principales méthodes comptables.

Fondement de l'opinion

Nous avons effectué notre audit en conformité avec la Loi du 23 juillet 2016 relative à la profession de l'audit (la Loi du 23 juillet 2016) et les normes internationales d'audit (ISA) telles qu'adoptées pour le Luxembourg par la Commission de Surveillance du Secteur Financier (CSSF). Les responsabilités qui nous incombent en vertu de la Loi du 23 juillet 2016 et des normes ISA telles qu'adoptées pour le Luxembourg par la CSSF sont plus amplement décrites dans la section « Responsabilités du Réviseur d'entreprises agréé pour l'audit des comptes annuels » du présent rapport.

Nous estimons que les éléments probants que nous avons recueillis sont suffisants et appropriés pour fonder notre opinion d'audit.

Nous sommes indépendants de la Société conformément au code de déontologie des professionnels comptables du conseil des normes internationales de déontologie comptable (le Code de l'IESBA) tel qu'adopté pour le Luxembourg par la CSSF ainsi qu'aux règles de déontologie qui s'appliquent à l'audit des comptes annuels et nous nous sommes acquittés des autres responsabilités éthiques qui nous incombent selon ces règles.

Autres informations

La responsabilité des autres informations incombe au Conseil d'Administration. Les autres informations se composent des informations présentées dans le rapport de gestion mais ne comprennent pas les comptes annuels et notre rapport d'audit sur ces comptes annuels.

Notre opinion sur les comptes annuels ne s'étend pas aux autres informations et nous n'exprimons aucune forme d'assurance sur ces informations.

En ce qui concerne notre audit des comptes annuels, notre responsabilité consiste à lire les autres informations et, ce faisant, à apprécier s'il existe une incohérence significative entre celles-ci et les comptes annuels ou la connaissance que nous avons acquise au cours de l'audit, ou encore si les autres informations semblent autrement comporter une anomalie significative. Si, à la lumière des travaux que nous avons effectués, nous concluons à la présence d'une anomalie significative dans les autres informations, nous sommes tenus de signaler ce fait. Nous n'avons rien à signaler à cet égard.

Responsabilités du Conseil d'Administration pour les comptes annuels

Le Conseil d'Administration est responsable de l'établissement et de la présentation fidèle des comptes annuels conformément aux obligations légales et réglementaires relatives à l'établissement et la présentation des comptes annuels en vigueur au Luxembourg, ainsi que du contrôle interne qu'il considère comme nécessaire pour permettre l'établissement de comptes annuels ne comportant pas d'anomalies significatives, que celles-ci proviennent de fraudes ou résultent d'erreurs.

Lors de l'établissement des comptes annuels, c'est au Conseil d'Administration qu'il incombe d'évaluer la capacité de la Société à poursuivre son exploitation, de communiquer, le cas échéant, les questions relatives à la continuité d'exploitation et d'appliquer le principe comptable de continuité d'exploitation, sauf si le Conseil d'Administration a l'intention de liquider la Société ou de cesser son activité ou si aucune autre solution réaliste ne s'offre à lui.

Responsabilités du Réviseur d'entreprises agréé pour l'audit des comptes annuels

Les objectifs de notre audit sont d'obtenir l'assurance raisonnable que les comptes annuels pris dans leur ensemble ne comportent pas d'anomalies significatives, que celles-ci proviennent de fraudes ou résultent d'erreurs, et de délivrer un rapport d'audit contenant notre opinion. L'assurance raisonnable correspond à un niveau élevé d'assurance, qui ne garantit toutefois pas qu'un audit réalisé conformément à la Loi du 23 juillet 2016 et aux ISA telles qu'adoptées pour le Luxembourg par la CSSF permettra toujours de détecter toute anomalie significative qui pourrait exister. Les anomalies peuvent provenir de fraudes ou résulter d'erreurs et elles sont considérées comme significatives lorsqu'il est raisonnable de s'attendre à ce que, individuellement ou collectivement, elles puissent influencer sur les décisions économiques que les utilisateurs des comptes annuels prennent en se fondant sur ceux-ci.

Dans le cadre d'un audit réalisé conformément à la Loi du 23 juillet 2016 et aux ISA telles qu'adoptées pour le Luxembourg par la CSSF, nous exerçons notre jugement professionnel et faisons preuve d'esprit critique tout au long de cet audit. En outre :

- nous identifions et évaluons les risques que les comptes annuels comportent des anomalies significatives, que celles-ci proviennent de fraudes ou résultent d'erreurs, concevons et mettons en œuvre des procédures d'audit en réponse à ces risques, et réunissons des éléments probants suffisants et appropriés pour fonder notre opinion. Le risque de non-détection d'une anomalie significative résultant d'une fraude est plus élevé que celui d'une anomalie significative résultant d'une erreur, car la fraude peut impliquer la collusion, la falsification, les omissions volontaires, les fausses déclarations ou le contournement du contrôle interne ;
- nous acquérons une compréhension des éléments du contrôle interne pertinents pour l'audit afin de concevoir des procédures d'audit appropriées aux circonstances et non dans le but d'exprimer une opinion sur l'efficacité du contrôle interne de la Société ;
- nous apprécions le caractère approprié des méthodes comptables retenues et le caractère raisonnable des estimations comptables faites par le Conseil d'Administration, de même que les informations y afférentes fournies par ce dernier ;
- nous tirons une conclusion quant au caractère approprié de l'utilisation par le Conseil d'Administration du principe comptable de continuité d'exploitation et, selon les éléments probants obtenus, quant à l'existence ou non d'une incertitude significative liée à des événements ou situations susceptibles de jeter un doute important sur la capacité de la Société à poursuivre son exploitation. Si nous concluons à l'existence d'une incertitude significative, nous sommes tenus d'attirer l'attention des lecteurs de notre rapport sur les informations fournies dans les comptes annuels au sujet de cette incertitude ou, si ces informations ne sont pas adéquates, d'exprimer une opinion modifiée. Nos conclusions s'appuient sur les éléments probants obtenus jusqu'à la date de notre rapport. Cependant, des événements ou situations futurs pourraient amener la Société à cesser son exploitation ;
- nous évaluons la présentation d'ensemble, la forme et le contenu des comptes annuels, y compris les informations fournies dans les notes, et apprécions si les comptes annuels représentent les opérations et événements sous-jacents d'une manière propre à donner une image fidèle.

Nous communiquons aux responsables du gouvernement d'entreprise notamment l'étendue et le calendrier prévu des travaux d'audit et nos constatations importantes, y compris toute déficience importante du contrôle interne que nous aurions relevée au cours de notre audit.

Rapport sur d'autres obligations légales et réglementaires

Le rapport de gestion est en concordance avec les comptes annuels et a été établi conformément aux exigences légales applicables.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Représentée par

Luxembourg, le 6 mars 2020

Olivier Delbrouck

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。